

2011

# 九州共立大学研究紀要

創刊号 (第1巻 第1号)

巻頭言

福原弘之

九州共立大学研究紀要創刊によせて ..... (1)

原著論文

奥田俊博

続日本紀宣命の仮名表記における表記意識 ..... (3)

徐 陽

公認会計士の民事責任に関する研究 -中国における発展過程- ..... (11)

木山慶子

モダン・ダンスの理念とフォルム -内面を語るために- ..... (23)

安田繁, 中野聡太, 宇野伸志, 久保田哲, 立橋沙也香, 狩山裕, 田中邦博

超高齢社会における福祉マップの必要性とGIS利用の有用性について ..... (29)

成富勝, 萩尾優希, 小野田久美, 竹内真一, 安田繁

ビオトープの創造と生物多様性環境の変遷および絶滅危惧植物の保護について ..... (35)

中島久代

ゴシシズムと摸倣 -The Monkとバラッド詩- ..... (43)

## 九州共立大学研究紀要創刊によせて

九州共立大学 学長 福原 弘之

本学ではこれまで各学部が個別に研究紀要を刊行し、教育研究の成果を学内外に公表してきました。学部ごとに研究紀要を刊行することは、その公表先・配布先を考えた場合、論文への深い洞察と評価が行われるというメリットもありますが、その一方で、同系列の専門分野に限られてしまい、学際的研究が盛んに行われている昨今の状況に鑑みますと、新しい視点からのアプローチが不十分になるデメリットも併せ持っています。

平成22年4月に、本学に九州共立大学共通教育センターを設置したのを機に、全学的な研究紀要を刊行する方向で検討を始めました。上述のメリット、デメリット等、これまでの経緯を踏まえ検討を重ねた結果、これまで各学部が個別に発表してきた教育研究成果を、大学の教育研究成果として発表していくことにより、これまで専門分野に限定されてきた公表先を拡大し、掲載された論文の質の向上にもつながると考えました。

本研究紀要は、大学の全ての職員が、教育研究の成果を発表し交流する場とすることを目指しています。『尚書』(説命 下)に「惟れ教ふるは学ぶの半ばなり」という言葉がありますが、これは、人を教え導く者における自戒の言葉として知られています。人にもものを教えるということは、実は学ぶことでもあります。そこには己の未熟さを知りどこまでも謙虚な心こそが求められるのです。本研究紀要を刊行するにあたって、先ず私たち大学人が思いを新たに、常に学ぶという姿勢を失わないように心がけなければならないと思案いたします。

最後に、ここに高らかな産声を上げて誕生した研究紀要の創刊のために一方ならぬ努力をしていただいた九州共立大学紀要委員会の委員長並びに委員の皆様、さらにはご協力いただいたスタッフの方々に心から御礼を申し上げます。

本研究紀要が多くの方々のご心読あって、忌憚のない評価を賜れば幸いです。

## 続日本紀宣命の仮名表記における表記意識

奥田 俊博\*

### Consciousness of Using Kana in Shoku-Nihongi-Senmyo

Toshihiro OKUDA\*

#### Abstract

The purpose of this paper is to clear the intention of using kana in Shoku-Nihongi-Senmyo. The main findings of the paper are as follows. First, in Shoku-Nihongi-Senmyo, kana of the particle, the auxiliary verb, and the end of a word have the function which expresses clearly the word form and the constitution of the sentence. Second, Kana of noun, verb, and adjective has four intentions : a) the intention of the expression clearly the word form which is based on the difficulty of writing in ideograph, b) the intention of the expression clearly the word form which is caused by plural readings, c) the intention of the reduction of the heterogeneity between ideograph and phonogram, d) the intention of expression clearly grammatical means by writing in phonogram. In these functions, a) and b) contains the sequence of character which has the function which expresses clearly the word form. And, five functions above-mentioned make contributions to the easiness of reading in Shoku-Nihongi-Senmyo.

KEY WORDS : Shoku-Nihongi-Senmyo, kana, the intention of using kana

#### 1. はじめに

続日本紀宣命は、訓字が大字で表記され、仮名(借音字・借訓字)が小字と大字で表記される。仮名による大字と小字の表記については、おおよそ自立語が大字で、活用語尾(以下、「語尾」と称する)や付属語が小字で表記されるという傾向が存する。語尾・付属語が小字の仮名によって表記される形式は、続日本紀宣命全体に互って認められ、そこに続日本紀宣命の仮名が有する機能の一側面を窺い知ることが可能である。たとえば、最初の宣命(1詔)と最後の宣命(62詔)では、小字の仮名は次のように用いられる(以下、引用文に付した○は引用者によるものである)。

(1)此天津日嗣高御座之業<sup>○</sup>現御神<sup>○</sup>大八嶋国所知倭

根子天皇命授賜<sup>○</sup>負賜<sup>○</sup>貴<sup>○</sup>高<sup>○</sup>支<sup>○</sup>厚<sup>○</sup>大命<sup>○</sup>受賜<sup>○</sup>  
○恐坐<sup>○</sup>(下略)(1詔)

(2)是<sup>○</sup>任<sup>○</sup>法<sup>○</sup>問賜<sup>○</sup>支<sup>○</sup>多<sup>○</sup>米<sup>○</sup>賜<sup>○</sup>倍久<sup>○</sup>在<sup>○</sup>止<sup>○</sup>母<sup>○</sup>承<sup>○</sup>前<sup>○</sup>亦<sup>○</sup>仕<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>事<sup>○</sup>  
所念行<sup>○</sup>不<sup>○</sup>勸<sup>○</sup>賜<sup>○</sup>免<sup>○</sup>(62詔)

上記(1)(2)に使用される小字の仮名は、まずは、語形を明示する機能を担っていると把握されよう。(1)「高御座之業<sup>止</sup>」「大命<sup>乎</sup>」「恐坐<sup>乎</sup>」の「<sup>止</sup>」「<sup>乎</sup>」「<sup>乎</sup>」、(2)「支多米賜<sup>倍久</sup>」「在<sup>止母</sup>」の「<sup>倍久</sup>」「<sup>止母</sup>」などは、付属語の語形そのものを、また、(1)「貴<sup>支</sup>高<sup>支</sup>支<sup>支</sup>厚<sup>支</sup>」の「<sup>支</sup>」、(2)「問賜<sup>比</sup>」の「<sup>比</sup>」などは、語尾の語形を明示するのみならず上接する訓字の語形の把握をより容易にする機能をも担う。また、これらの小字の仮名のうち、付属語の仮名については、「結果的に、文節単位の分かち書きをしたのと同様の視覚的効果を

\*九州共立大学  
\*九州女子大学共通教育機構

\*Kyushu Kyoritsu University  
\*Kyushu Women's University

もたらず」(北川(1981))と言えるが、語尾の仮名をも含めて仮名の機能を考えてみるならば、それは、小字であることと相俟って、文の構成を視覚的に明示する志向に基づくものとして捉え直すことが可能である。たとえば、(1)「授賜<sup>ヒ</sup>負賜<sup>布</sup>」の「<sup>ヒ</sup>」「<sup>布</sup>」や(2)「貴<sup>支</sup>高<sup>支</sup>広<sup>支</sup>厚<sup>支</sup>」の「<sup>支</sup>」といった語尾表記は、文の成分が並列の関係であることを視覚的に明示し、また、(2)「不勘賜<sup>布</sup>免賜<sup>布</sup>」の「<sup>布</sup>」の語尾表記は文末であることを視覚的に明示する。<sup>1)</sup>

一方、自立語は、基本的に訓字によって表記されるが、中には、仮名で表記される自立語も少なからず見える。仮名で表記される自立語の多くは、

(3)相<sup>ウツナヒ</sup>字<sup>ナヒ</sup>豆<sup>オダヒ</sup>奈<sup>ヒ</sup>比<sup>ヒ</sup>奉<sup>ヒ</sup>相<sup>ヒ</sup>扶<sup>ヒ</sup>奉<sup>ヒ</sup>事 (23詔)

(4)安<sup>ウツナヒ</sup>久<sup>オダヒ</sup>於<sup>ヒ</sup>多<sup>ヒ</sup>比<sup>ヒ</sup>に<sup>ヒ</sup>在<sup>ヒ</sup>止 (31詔)

の「ウツナヒ」「オダヒ」などのように、通常の訓字では表記することが容易でない語である(この点については、春日(1933)を参照)。これらの自立語の仮名は、通常の訓字では表記が容易でないことを前提とした語形を明示する機能を有する。だが、続日本紀宣命に見える仮名で表記された自立語には、訓字による表記が可能であると判断される例が存する。

(5)念<sup>カ</sup>保<sup>ラ</sup>之<sup>ミ</sup>米<sup>ト</sup>之<sup>ヒ</sup>天<sup>ノ</sup>可<sup>コ</sup>多<sup>タ</sup>良<sup>リ</sup>比<sup>ヒ</sup>能<sup>ニ</sup>利<sup>リ</sup>多<sup>シ</sup>希<sup>ク</sup>言<sup>フ</sup>乎 (36詔)

(6)天<sup>カ</sup>日<sup>タ</sup>嗣<sup>カ</sup>高<sup>カ</sup>御<sup>カ</sup>座<sup>カ</sup>次<sup>カ</sup>乎<sup>カ</sup>加<sup>カ</sup>蘇<sup>カ</sup>毘<sup>カ</sup>奪<sup>カ</sup>将<sup>カ</sup>盜<sup>カ</sup>止 (19詔)

(5)(6)の「カタラフ」「ノル」「カソフ」は、仮名で表記されているが、他の詔には訓字で表記された例も見える。「カタラフ」「ノル」は、「我<sup>カ</sup>語<sup>カ</sup>比<sup>ヒ</sup>佐<sup>サ</sup>氣<sup>キ</sup>乎<sup>ハ</sup>」(51詔)、「必<sup>カ</sup>不<sup>レ</sup>取<sup>ル</sup>伊<sup>イ</sup>奈<sup>ナ</sup>等<sup>ト</sup>宣<sup>ノ</sup>方<sup>ハ</sup>乎<sup>ハ</sup>止<sup>ス</sup>」(36詔)、「教<sup>カ</sup>賜<sup>カ</sup>詔<sup>カ</sup>賜<sup>カ</sup>都<sup>ト</sup>良<sup>リ</sup>久<sup>ク</sup>」(5詔)など、「語」「宣・詔」の訓字例が存し、また、「カソフ」は「鈴<sup>カ</sup>印<sup>カ</sup>乎<sup>ハ</sup>奪<sup>カ</sup>復<sup>カ</sup>皇<sup>カ</sup>位<sup>カ</sup>乎<sup>ハ</sup>掠<sup>カ</sup>天<sup>カ</sup>」(28詔)のように「掠」の訓字例が存する。かような訓字表記が可能であると判断される自立語の仮名表記については、部分的に仮名で表記された要因が追究されているが(山田(1964)、馬場(1985)、藤井(1985)、沖森(2000)など)、仮名表記の要因を説明し得ない例も少なからず存する点は、なお考究すべきである。これらの仮名表記例に対して、筆録者の個別的な表記意識に基づく選択、という考えを導入することは、ひとつの有力な見解として認めることが可能である。文武元(697)年から延暦八(789)年にかけて作成された62詔の宣命のうち、淳仁・称徳期の宣命(23~47詔)では、仮名の使用字母と使用量において他の時期の宣命と差が認められ(藤枝(1939)、山田(1964)、長尾(1951,1952))、訓字表記が可能で自立語の仮名表記も、淳仁・称徳期における使用量の多さが指摘されている(藤井(1985))。また沖森(2000)は、称徳期の「マツル」の仮名表記に筆

録者の待遇意識が関与していると論じている。だが、語尾・付属語の仮名が有する機能は、淳仁・称徳期の宣命とその他の宣命とでは質的な差を見出し難い。語尾・付属語の仮名に関しては、筆録者の個別的な選択は字母や使用量を中心とするものであったと看取される。このように全詔に亙る語尾・付属語の仮名の機能を認めるならば、訓字表記が可能だと判断される自立語の仮名表記についても、全詔に認められる仮名の機能を問い直してみる必要があると考えられる。以下、本稿では、続日本紀宣命に見える訓字表記が可能だと判断される自立語の仮名の検討を通じて、続日本紀宣命の仮名が表記に窺える志向について考察を行いたい。

## 2. 仮名表記が有する志向(1)

### ——語形を明示する志向——

続日本紀宣命に見える訓字表記が可能だと判断される自立語の仮名表記について、まず注意されるのは、仮名表記された語と意味的に対応する訓字が他のよみをも担う例である。

(7)許<sup>コ</sup>己<sup>コ</sup>知<sup>コ</sup>天<sup>コ</sup>謹<sup>コ</sup>麻<sup>コ</sup>利<sup>コ</sup>淨<sup>コ</sup>心<sup>コ</sup>乎<sup>コ</sup>以<sup>コ</sup>天<sup>コ</sup> (45詔)

(7)の「ココ」は、続日本紀宣命では、「是<sup>ココ</sup>以<sup>ココ</sup>令<sup>ココ</sup>文<sup>ココ</sup>所<sup>ココ</sup>載<sup>ココ</sup>多<sup>ココ</sup>漢<sup>ココ</sup>乎<sup>ココ</sup>跡<sup>ココ</sup>止<sup>ココ</sup>為<sup>ココ</sup>而<sup>ココ</sup>」(2詔)、「是<sup>ココ</sup>以<sup>ココ</sup>天<sup>ココ</sup>地<sup>ココ</sup>之<sup>ココ</sup>神<sup>ココ</sup>乃<sup>ココ</sup>顯<sup>ココ</sup>奉<sup>ココ</sup>瑞<sup>ココ</sup>宝<sup>ココ</sup>乎<sup>ココ</sup>依<sup>ココ</sup>而<sup>ココ</sup>」(4詔)、「是<sup>ココ</sup>乎<sup>ココ</sup>以<sup>ココ</sup>汝<sup>ココ</sup>等<sup>ココ</sup>乎<sup>ココ</sup>教<sup>ココ</sup>導<sup>ココ</sup>乎<sup>ココ</sup>」(45詔)などのように「是」の訓字が見える。だが、「是」が「ココ」とよまれる場合、こぞって「是以」、または「是乎以天」のように「以」を伴って用いられており、「是」が単独で使用される場合には、「是乃<sup>コレ</sup>不<sup>コレ</sup>在<sup>コレ</sup>」(29詔)、「是<sup>コレ</sup>実<sup>コレ</sup>化<sup>コレ</sup>能<sup>コレ</sup>大<sup>コレ</sup>御<sup>コレ</sup>身<sup>コレ</sup>被<sup>コレ</sup>縁<sup>コレ</sup>乎<sup>コレ</sup>隨<sup>コレ</sup>天<sup>コレ</sup>」(41詔)、「瑞<sup>コレ</sup>書<sup>コレ</sup>乎<sup>コレ</sup>細<sup>コレ</sup>勘<sup>コレ</sup>乎<sup>コレ</sup>是<sup>コレ</sup>即<sup>コレ</sup>景<sup>コレ</sup>雲<sup>コレ</sup>乎<sup>コレ</sup>在<sup>コレ</sup>」(42詔)、「己<sup>コレ</sup>比<sup>コレ</sup>伎<sup>コレ</sup>婢<sup>コレ</sup>企<sup>コレ</sup>是<sup>コレ</sup>乎<sup>コレ</sup>託<sup>コレ</sup>彼<sup>コレ</sup>乎<sup>コレ</sup>依<sup>コレ</sup>」(45詔)など、「コレ」とよまれるのが通例である。(7)の「ココ」が仮名で表記されたのは、「是」と表記した場合、「コレ」とよまれるおそれがあったためであると考えられる。同様のことは、

(8)都<sup>ウシロ</sup>々<sup>ウシロ</sup>牟<sup>ウシロ</sup>事<sup>ウシロ</sup>無<sup>ウシロ</sup>久<sup>ウシロ</sup>字<sup>ウシロ</sup>志<sup>ウシロ</sup>呂<sup>ウシロ</sup>毛<sup>ウシロ</sup>輕<sup>ウシロ</sup>久<sup>ウシロ</sup>安<sup>ウシロ</sup>入<sup>ウシロ</sup>通<sup>ウシロ</sup>良<sup>ウシロ</sup>止<sup>ウシロ</sup> (58詔)

(9)衆<sup>イザナフ</sup>人<sup>イザナフ</sup>乎<sup>イザナフ</sup>伊<sup>イザナフ</sup>謝<sup>イザナフ</sup>奈<sup>イザナフ</sup>比<sup>イザナフ</sup>率<sup>イザナフ</sup>乎<sup>イザナフ</sup>仕<sup>イザナフ</sup>奉<sup>イザナフ</sup>心<sup>イザナフ</sup>被<sup>イザナフ</sup> (13詔)

の「ウシロ」「イザナフ」についても言えよう。(8)「ウシロ」は、「後<sup>ウシロ</sup>乎<sup>ウシロ</sup>被<sup>ウシロ</sup>謗<sup>ウシロ</sup>言<sup>ウシロ</sup>無<sup>ウシロ</sup>久<sup>ウシロ</sup>」(44詔)のような訓字の例も見えるが、「後」は、一般的に「朕<sup>ウシロ</sup>後<sup>ウシロ</sup>乎<sup>ウシロ</sup>太后<sup>ウシロ</sup>能<sup>ウシロ</sup>仕<sup>ウシロ</sup>奉<sup>ウシロ</sup>利<sup>ウシロ</sup>助<sup>ウシロ</sup>奉<sup>ウシロ</sup>礼<sup>ウシロ</sup>止<sup>ウシロ</sup>詔<sup>ウシロ</sup>後<sup>ウシロ</sup>」(17詔)、「後<sup>ウシロ</sup>乃<sup>ウシロ</sup>御<sup>ウシロ</sup>命<sup>ウシロ</sup>仁<sup>ウシロ</sup>勅<sup>ウシロ</sup>之<sup>ウシロ</sup>久<sup>ウシロ</sup>」(45詔)などのように、「ノチ」とよまれる。また、(9)「イザナフ」は、受身形であるが「悪<sup>イザナフ</sup>友<sup>イザナフ</sup>乎<sup>イザナフ</sup>所<sup>イザナフ</sup>引<sup>イザナフ</sup>率<sup>イザナフ</sup>乎<sup>イザナフ</sup>物<sup>イザナフ</sup>在<sup>イザナフ</sup>」(35詔)、「小<sup>イザナフ</sup>過<sup>イザナフ</sup>毛<sup>イザナフ</sup>在<sup>イザナフ</sup>人<sup>イザナフ</sup>仁<sup>イザナフ</sup>所<sup>イザナフ</sup>率<sup>イザナフ</sup>止<sup>イザナフ</sup>之<sup>イザナフ</sup>所<sup>イザナフ</sup>聞<sup>イザナフ</sup>被<sup>イザナフ</sup>」(35詔)のように、「引率」「率」の訓字が見える。ただし、「イザナフ」の訓字例は、35詔に集中しており、他

の詔においては、「人乎伊佐奈比類類年已止莫」(31詔)、「人乎伊射奈比惡久穢心乎以天」(45詔)など、すべて仮名で表記される。一方、「引率」の訓字例は他に見えないものの、「率」の訓字例は、続日本紀宣命では「百官乃人等率天礼拝仕奉事」(12詔)、「忍坂女王石田女王等乎率」(43詔)などのように「ヒキキル」の訓字として用いられる。(9)や「神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉」(15詔)、「逆党乎伊射奈比率而」(19詔)のように、「ヒキキイザナフ」「イザナヒヒキキル」の表現が見えることも勘案するならば、「イザナフ」が仮名で表記されたのは、「率」では、「ヒキキル」とよまれるおそれがあったからだと思われる。

(7)「ココ」(8)「ウシロ」(9)「イザナフ」といった例は、訓字による表記は可能であると判断されるが、意味的に対応する訓字が複数のよみを担うために仮名で表記されたものである。<sup>2)</sup> その複数のよみは、訓である場合が多いが、中には音を含む場合も存する。その例として、

(10)天皇朝尔仕奉利婆婆尔仕奉尔波可在(13詔)

の「ハハ」が挙げられよう。母親の意の「ハハ」が仮名で表記される例は、他に「由是其婆婆止在須藤原夫人乎」(7詔)、「退日婆婆大御祖乃」(13詔)、「加以挂畏朕婆婆皇太后朝乎母(中略)婆婆尔波仕奉侍止」(23詔)、「藤原伊良豆売乎波婆婆止奈母念」(25詔)の例が見える。一方、続日本紀宣命には、「ハハ」の訓字として「母」「親母」が存するが、「親母」は「是以先考追皇止為親母大夫人止為」(25詔)のように「先考」とともに用いられ、また、「母」は「他戸王其母井上内親王乃」(54詔)以外は、「朕私父母波良何(中略)私父母兄弟尔及事得尔」(25詔)、「必人方父我多母我多能親在天」(39詔)のように「父母」、または、「父」との対で使用される点が留意されよう。「親母」「父母」という熟字、または、「父」との対という形で「母」が使用されるのは、続日本紀宣命において、「母」が「モ」の借音字としての使用が一般的であることと関連しているであろう。借音字の「母」は、「於母夫氣教邪尔」(13詔)、「於母自裁人乃」(25詔)、「意大比之美多能母志」(51詔)などの自立語の他に、助詞「母」「止母」「加母」「奈母」などの表記に多用される。続日本紀宣命における借音字「母」の多用に鑑みるならば、「ハハ」が「婆婆」で表記される例が多いのは、訓字「母」と表記した場合、「モ」の借音字として解されるおそれがあったからだと考えられる。

(7)「ココ」(8)「ウシロ」(9)「イザナフ」で用いられる仮名は、(3)「ウツナフ」(4)「オダヒ」と同じく、語形を明示する機能を担うと判断される。だが、(3)(4)の仮名が訓字で表記することが容易でないことを前提とした語形明示の志向を有するのに対し、(7)~(9)は、意味的に対応する訓字が他のよみを担うという事情が関与している点で性質を異にする。それは訓字と仮名の選択の問題とも深く関係する。(3)「ウツナフ」(4)「オダヒ」は、訓字への選択が困難であるが、(7)~(9)は、訓字と仮名の選択に幅が存する。その選択の幅は相対的であり、(9)「イザナフ」などは、「ヒキキル」の訓字表記との関係によって仮名表記への選択が定着していると看取されるけれども、<sup>3)</sup> その一方で、次に掲げる「ミマシ」「イマシ」のように訓字と仮名の選択が緩やかな例も見える。

(11)天下所知美麻斯乃父止(5詔)

(12)朕子伊来之仁授給(29詔)

(11)は「ミマシ」を仮名で表記した例であり、(12)は「イマシ」を仮名で表記した例である。「イマシ」を仮名で表記した例は(12)のみであるが、「ミマシ」を仮名で表記した例は、5・51・52詔において、「吾子美麻斯王尔」(5詔)、「美麻之大臣乃」(51詔)、「美麻志大臣乃仕奉来状波」(52詔)などの例が見える。一方、「イマシ」「ミマシ」は、「汝等王臣等」(7詔)、「汝乃為尔来仁来仁」(29詔)、「勅久汝藤原朝臣」(2詔)、「朕波汝乃志乎」(58詔)など、訓字「汝」によっても表記されるが、その「イマシ」「ミマシ」の表記は詔によって異なり、(11)「天下所知美麻斯乃父」(5詔)と「王臣汝等」(5詔)のように「ミマシ」と「イマシ」が訓字と仮名で使い分けられていると看取される詔もあれば、次のように訓字「汝」「汝」が併用される詔も存する。

(13)朕立天在人止云止毛汝我心尔不能止知目尔见人乎波改天立尔事方心乃麻尔麻世与止命伎。復勅之久朕我东人尔授刀天侍之尔留事波汝乃近護止之天護近与止念天奈毛在(45詔)

(14)故是以今朕汝等乎教給尔御命乎衆聞食止宜(同上)

(13)は、聖武天皇から称徳天皇への遺詔の一部、(14)は称徳天皇から臣下にあてた言葉である。「ミマシ」と「イマシ」はともに二人称を示す語であるが、「ミマシ」は「イマシ」に比して敬意が高いと考えられる。45詔では、よみ手が「汝」を「イマシ」「ミマシ」のいずれでよむかを文脈によって理解し得ると、筆録者が判断していたと推察される。総じて、「ミマシ」の

訓字と仮名による表記は、使い分けというものではなく、筆録者の選択に拠るところが大きい。また、29詔では、(12)の引用文の後に「事平之云方王乎奴止成止毛奴乎王止云止毛汝乃為牟未仁未仁假令後仁帝止立天在人伊立乃後仁汝乃多米仁无礼之豆不從奈久在牟人乎方帝乃位仁置止方不得」と続くが、ここで、訓字「汝」が使用されている点は留意されてよい。これは、聖武天皇の遺詔であり、後出する2ヶ所の「汝」も「イマシ」の訓を担うと一般に解されている。29詔において「イマシ」が仮名と訓字の双方で表記されているのは、「汝」が「イマシ」と「ミマシ」の双方の訓を担う字であることが関連するであろう。すなわち、初出の「イマシ」を仮名で表記することによって後出の訓字「汝」のよみを規定しようとしたと推察される。(12)の「イマシ」のように、同一の詔において初出の語を仮名で表記し、後出の同一語を訓字で表記することによって訓字のよみを規定するという方法も、意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の機能に依拠すると理解される。<sup>4)</sup>

### 3. 仮名表記が有する志向(2)

#### ——仮名を連続させる志向等——

前節では、訓字で表記することが可能であると判断される自立語の仮名表記のうち、語形を明示する志向に基づく例を中心に検討を行った。語形を明示する志向に基づいて仮名で表記された自立語は、自立語を基本的に訓字で表記する続日本紀宣命において、然るべき要因を有していたと考えることが可能であろう。だが、続日本紀宣命における訓字で表記することが可能であると判断される自立語の仮名表記には、語形を明示する志向は認められても、それが、意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因するものとは考えにくい例が少なからず見える。これらの例については、さらに検討を要する。訓字で表記することが可能であると判断される自立語の仮名表記例のうち、意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の志向を認めにくいと判断される例は、異なり語数75語、延べ186例存する。品詞別にその一覧を掲げると次のようになる(以下、《一覧》と称する)。《一覧》の【 】には、原則として、続日本紀宣命に使用されている代表的な訓字を掲げた(続日本紀宣命では仮名表記例のみが見えるが、『万葉集』等の訓字の使用も勘案して訓字表記が可能であると判断した自立語については、\*を付して訓字を掲げた)。また、【 】

の右の丸数字は用例数であり、( )の丸数字は、語全体が小字で表記された例が存する場合の用例数である。【 】には、仮名表記例が見える詔の番号を掲げ、仮名表記例が2例以上の場合には丸数字で用例数を示した。<sup>5)</sup>

#### 名詞 17語 延べ51例

おの【各】①[3], おのもおのも【各】①[33], おや【親・祖】①[61], およづれ【\*逆言】②[51・58], かた【方】②(②)[39②], こと【事】⑥(⑥)[13・28③・29②・31・32・33②・41②・42・43・45・46], ころ【頃】②(②)[28・29], しりへ【\*後方】①[7], すべ【\*使】②(②)[51②], たはこと【\*狂言】①[51], たび【遍】③(①)[25・30・32], ため【為】②(①)[29・61], つぎ【次】①[25], はらから【兄弟】②[25②], へ【辺】①[13], ほ【秀】①(①)[38], わざ【業・行・態】②[16・41]

#### 動詞 40語 延べ119例

あく【上・昇】①(①)[28], あらはす【顯・現・示】①(①)[41], あり【在・有】⑩(⑩)[13②・26・28⑤・31・34・41②・46], いなぶ【辞】①[25], いふ【言・云・称】④[7・13・27・45], います【座】⑨(②)[28・38・41④・44・51②], おほす【負】①[45], おほまします【大坐坐・御坐】①[45], おもぶく【化】②[6・13], おもほす【思・念・所思所念】①[51], かそふ【掠】①[19], かたらふ【語】①[36], く【来】①[27], さきはふ【福】①[13], さく【離】②(②)[51②], しふ【\*強】①(①)[29], す【為】⑩(⑨)[16・19②・28②・33・43・45②・56], すすむ【進】①[31], たぶ【賜】⑧(⑦)[26③・36④・41], たまはる【賜・給】①[45], たまふ【四段】[給・賜]④(③)[28③・45], たまふ【下二段】[賜・食]①[38], つかはす【遣・所遣】①(①)[28], つかふ【使】①[45], ととのふ【四段】[\*調]①(①)[29], ととのふ【下二段】[調]①(①)[45], とほる【通】②(②)[51②], ともなふ【伴】①[33], なす【為・成】①[15], のる【宣】①(①)[36], ひきゐる【率】①[41], ひろむ【隆】②(②)[28・41], まします【坐坐】①(①)[41], ます【座】③(⑩)[7②・28③・40・51・52・58⑤], まつる【奉】21(⑨)[28②・36⑤・38④・41⑤・42②・45③], むす【\*生】①(①)[13], ゆく【行・往・去】①(①)[32], ゆるす【免・許】②(②)[31・33], よす【依】①[5], わく【別】①(①)[35]

#### 形容詞 10語 延べ17例

いそし【歎】②[13・52], うつし【顯】②[56], うれし【\*歡】②[41・46], おほし【大】①[7], かたじけなし【辱】③[41・52・54], つからし【劣】①[45], なし【無】②(②)[13・31], まねし【多】②[54・59], よろこばし

【悦】①[46], をぢなし【劣】①[45]

その他 8語 延べ9例

あまた【多】①[30], いか【\*如何】①[25], いな【辞】①(①)[36], いや【弥】②[14・25], え【得】①(①)[31], さだかに【貞】①[5], しか【然】①[27], ただ【直】①[25]

上の《一覧》に掲げた語, ならびに用例数を通覧してみると, 品詞別では動詞の例が多く, 語では, 「まつる」「こと」「あり」「ます」が多い。また, 詔別に見ると, 文武・元明・聖武・孝謙期(1~22詔)が26例, 淳仁・称徳期(23~47詔)が131例, 光仁・桓武期(48~62詔)が28例であり, 淳仁・称徳期の用例数は他の各時期の用例数の約5倍存する。これらの傾向を念頭に置きつつ, まず, 特定の品詞や語に関わらない, 全詔に互る特徴を窺ってみると, 前後の用字が付属語・接尾語などの仮名である例や自立語の仮名が連続している例が多い点を挙げる事ができよう。

(15)人祖<sup>イソシ</sup>意能<sup>ユル</sup>賀弱<sup>カ</sup>児<sup>カ</sup> (3詔)

(16)己<sup>イソシ</sup>可<sup>カ</sup>之<sup>シ</sup>不成<sup>カ</sup>事<sup>カ</sup> (31詔)

(17)我子<sup>イソシ</sup>佐<sup>カ</sup>太加<sup>カ</sup>尔<sup>カ</sup>牟<sup>カ</sup>俱<sup>カ</sup>佐<sup>カ</sup>加<sup>カ</sup>尔<sup>カ</sup>無<sup>カ</sup>過<sup>カ</sup>事<sup>カ</sup>授<sup>カ</sup>賜<sup>カ</sup>止<sup>カ</sup> (5詔)

(15)「意能」, (16)「衣」は, それぞれ前後に「乃」「賀」, 「可」「之」が接する。また, (17)では「佐太加尔」が「牟俱佐加尔」と連続して使用されている。かような型の自立語の仮名表記は54例存し, 全体の約3割に当たる。(15)~(17)のような例が多く見えることは, 仮名を連続させる志向が関係していると推察される。たとえば, 「イソシ」「ユルス」の仮名表記例などは, 訓字表記例と比較した場合, その志向が顕著に現れると言えよう。「イソシ」の仮名表記例(2例)は, 「守<sup>ツ</sup>在<sup>イソシ</sup>伊<sup>イソシ</sup>蘇<sup>イソシ</sup>之<sup>イソシ</sup>美<sup>イソシ</sup>宇<sup>イソシ</sup>牟<sup>イソシ</sup>賀<sup>イソシ</sup>新<sup>イソシ</sup>美<sup>イソシ</sup>忘<sup>イソシ</sup>不<sup>イソシ</sup>給<sup>イソシ</sup>」(13詔), 「事<sup>イソシ</sup>平<sup>イソシ</sup>奈<sup>イソシ</sup>母<sup>イソシ</sup>加<sup>イソシ</sup>多<sup>イソシ</sup>自<sup>イソシ</sup>氣<sup>イソシ</sup>奈<sup>イソシ</sup>美<sup>イソシ</sup>伊<sup>イソシ</sup>蘇<sup>イソシ</sup>志<sup>イソシ</sup>美<sup>イソシ</sup>思<sup>イソシ</sup>坐<sup>イソシ</sup>氣<sup>イソシ</sup>」(52詔)のように前後が仮名であるが, 訓字例(3例)は, 「悟<sup>イソシ</sup>而<sup>イソシ</sup>歎<sup>イソシ</sup>將<sup>イソシ</sup>仕<sup>イソシ</sup>奉<sup>イソシ</sup>人<sup>イソシ</sup>」(1詔), 「宇<sup>イソシ</sup>武<sup>イソシ</sup>何<sup>イソシ</sup>志<sup>イソシ</sup>伎<sup>イソシ</sup>事<sup>イソシ</sup>歎<sup>イソシ</sup>事<sup>イソシ</sup>」(7詔), 「仕<sup>イソシ</sup>奉<sup>イソシ</sup>者<sup>イソシ</sup>歎<sup>イソシ</sup>美<sup>イソシ</sup>明<sup>イソシ</sup>美<sup>イソシ</sup>」(51詔)のように前後がともに訓字か, または一方が訓字で表記される。また, 「ユルス」では, 仮名表記例(2例)は「天<sup>ユルス</sup>乃<sup>ユルス</sup>由<sup>ユルス</sup>流<sup>ユルス</sup>之<sup>ユルス</sup>天<sup>ユルス</sup>授<sup>ユルス</sup>賜<sup>ユルス</sup>」(31詔)「天地<sup>ユルス</sup>乃<sup>ユルス</sup>字<sup>ユルス</sup>倍<sup>ユルス</sup>奈<sup>ユルス</sup>弥<sup>ユルス</sup>南<sup>ユルス</sup>流<sup>ユルス</sup>之<sup>ユルス</sup>天<sup>ユルス</sup>授<sup>ユルス</sup>賜<sup>ユルス</sup>」(33詔)のように, 前後が仮名であるのに対し, 訓字表記例(24例)は「罪<sup>ユルス</sup>方<sup>ユルス</sup>免<sup>ユルス</sup>給<sup>ユルス</sup>」(35詔)「給<sup>ユルス</sup>天<sup>ユルス</sup>免<sup>ユルス</sup>給<sup>ユルス</sup>布<sup>ユルス</sup>」(44詔)「斬<sup>ユルス</sup>刑<sup>ユルス</sup>平<sup>ユルス</sup>免<sup>ユルス</sup>賜<sup>ユルス</sup>」(62詔)「取<sup>ユルス</sup>冠<sup>ユルス</sup>罪<sup>ユルス</sup>免<sup>ユルス</sup>賜<sup>ユルス</sup>」(62詔)の4例を除いて, 他は, 「壘<sup>ユルス</sup>田<sup>ユルス</sup>地<sup>ユルス</sup>許<sup>ユルス</sup>奉<sup>ユルス</sup>利<sup>ユルス</sup>」(13詔), 「事<sup>ユルス</sup>者<sup>ユルス</sup>許<sup>ユルス</sup>而<sup>ユルス</sup>」(19詔)など, 前後が訓字である。(15)~(17)や「イソシ」「ユルス」の諸例, および先掲(5)「カタラフ」「ノル」は, 仮名を連続させる志向に基づいていると判断される。

次に, 品詞別に見てみると, 動詞の例が全体の約6割を占めており,<sup>6)</sup> 形容詞も含めると, 全体の約7割になる点に注意される。訓字表記が可能であると判断される自立語において活用語が多いのは, 活用語の語形が変化することが関係していると考えられるが, さらに, ここで考慮すべきは, 続日本紀宣命における自立語の活用語の表記形式であろう。続日本紀宣命では, 自立語の活用語の表記形式は, おおよそ,

〔1〕語全体が仮名で表記される活用語

〔2〕語全体が訓字で表記される活用語

〔3〕語尾(語幹の一部も含む)が仮名で表記され, 訓字に下接する活用語

に分類し得る。いま, 問題にしている動詞・形容詞46語, 延べ124例は, 〔1〕の活用語に属するが, ここで, 〔3〕の活用語が, 続日本紀宣命において140語, 延べ778例存すること(奥田(2000))を看過することはできないであろう。この現象は, 続日本紀宣命において語尾が仮名で表記されやすいという志向を示すものとして理解される。如上の点, および, 前後の用字を念頭に置きつつ, 仮名で表記される動詞, 形容詞を, (15)~(17)の型に属する活用語も含めて通覧してみると, 次の2つの類型が抽出される。

㊦上接する用字が仮名である活用語……51例

(18)進<sup>イソシ</sup>母<sup>イソシ</sup>不知<sup>イソシ</sup>退<sup>イソシ</sup>母<sup>イソシ</sup>不知<sup>イソシ</sup>止<sup>イソシ</sup>奈<sup>イソシ</sup>備<sup>イソシ</sup>奏<sup>イソシ</sup> (22詔)

(19)勅<sup>イソシ</sup>比<sup>イソシ</sup>於<sup>イソシ</sup>保<sup>イソシ</sup>世<sup>イソシ</sup>給<sup>イソシ</sup>布<sup>イソシ</sup>御<sup>イソシ</sup>命<sup>イソシ</sup>乎<sup>イソシ</sup> (45詔)

(20)御<sup>イソシ</sup>身<sup>イソシ</sup>都<sup>イソシ</sup>可<sup>イソシ</sup>良<sup>イソシ</sup>之<sup>イソシ</sup>入<sup>イソシ</sup>於<sup>イソシ</sup>保<sup>イソシ</sup>麻<sup>イソシ</sup>之<sup>イソシ</sup>麻<sup>イソシ</sup>須<sup>イソシ</sup>乎<sup>イソシ</sup> (45詔)

㊧複合動詞の後項……65例

(21)進<sup>イソシ</sup>都<sup>イソシ</sup>可<sup>イソシ</sup>方<sup>イソシ</sup>須<sup>イソシ</sup>已<sup>イソシ</sup>止<sup>イソシ</sup>理<sup>イソシ</sup>乃<sup>イソシ</sup> (28詔)

(22)思<sup>イソシ</sup>和<sup>イソシ</sup>久<sup>イソシ</sup>事<sup>イソシ</sup>毛<sup>イソシ</sup>無<sup>イソシ</sup>之<sup>イソシ</sup>天<sup>イソシ</sup> (35詔)

(23)忽<sup>イソシ</sup>朕<sup>イソシ</sup>朝<sup>イソシ</sup>乎<sup>イソシ</sup>難<sup>イソシ</sup>而<sup>イソシ</sup>罷<sup>イソシ</sup>止<sup>イソシ</sup>實<sup>イソシ</sup>良<sup>イソシ</sup>之<sup>イソシ</sup>叙<sup>イソシ</sup>禮<sup>イソシ</sup>變<sup>イソシ</sup> (51詔)

㊦の(18)「イナビ」(19)「オホセ」を, 語幹相当部と語尾とに分けて, 上接する仮名とのつながりを考えてみると, 「仮名(付属語・接尾語・語尾等)+仮名(語幹)+仮名(語尾)」という表記形式になり, (15)(16)の表記形式に準ずるものとして解される。つまり(18)(19)の仮名表記は, 語尾を仮名で表記する志向と仮名を連続させる志向とが複合した志向によって表記されていると考えられる。この視点から(20)「オホマシマス」のような活用語の前後に仮名が接する例についても捉え直すことが可能であろう。(20)や「此<sup>イソシ</sup>賜<sup>イソシ</sup>布<sup>イソシ</sup>帶<sup>イソシ</sup>乎<sup>イソシ</sup>多<sup>イソシ</sup>麻<sup>イソシ</sup>波<sup>イソシ</sup>利<sup>イソシ</sup>乎<sup>イソシ</sup>」(45詔)は, (15)(16)の表記形式と同一であるが, 「仮名(付属語・接尾語・語尾等)+仮名(語幹)+仮名(語尾)+仮名(付属語・接尾語等)」という表記形式を取り, 語尾を仮名で表記する志向と仮名を連続させる志向とが複合している点で(18)(19)の仮名表記と性質を同じ

くする。一方、④に掲げた(21)「進<sup>スス</sup>分<sup>カ</sup>分<sup>カ</sup>」(22)「思<sup>オモ</sup>糸<sup>ヒ</sup>」(23)「龍<sup>リウ</sup>正<sup>テイ</sup>」の複合動詞は、後項動詞を語幹と語尾とに分けてみると、「訓字(前項動詞)+仮名(後項動詞語幹)+仮名(語尾)」の表記形式を有する。この表記形式においても、語尾を仮名で表記する志向と仮名を連続させる志向とが複合していると理解し得る。すなわち、(21)~(23)の仮名は、「ススメツカハス」「オモヒワク」「マカリトホル」という語の単位において、語尾に相当する部分を後項動詞全体にまで拡大して仮名を連続させたものと考えられる。

⑦と④の仮名表記は、語尾を仮名で表記しようとする志向と仮名を連続させる志向が複合する点で性質を同じくするが、両者は自立語の仮名表記例に上接する語が仮名であるか訓字であるかという点で差が存する。⑦の仮名表記例に比して、④の仮名表記に小字が多いのは(⑦14例 ④58例)、この差が関係していると言えよう。

また、語別に見てみると、多くの語は1例ないし2例であるのに対し、「マツル」(21例)、「コト」(16例)、「アリ」(13例)、「マス」(13例)、「ス」(10例)は、仮名表記例が10例以上存する。これらの語のうち、「マツル」「アリ」「マス」は、

(24)位授<sup>ツケ</sup>末<sup>スエ</sup>流<sup>リウ</sup>勳<sup>クン</sup> (36詔)

(25)万物<sup>マンブツ</sup>萌<sup>モウ</sup>毛<sup>モウ</sup>延<sup>エン</sup>始<sup>シ</sup>天<sup>テン</sup>好<sup>コウ</sup>阿<sup>ア</sup>河<sup>カ</sup>流<sup>リウ</sup>皇<sup>クワン</sup>止<sup>シ</sup>念<sup>ネン</sup>仁<sup>ニ</sup> (46詔)

(26)奉<sup>ホウ</sup>侍<sup>シ</sup>采<sup>サイ</sup>之<sup>シ</sup>藤<sup>フジ</sup>原<sup>ハラ</sup>大<sup>ダイ</sup>臣<sup>シン</sup> (40詔)

など、補助動詞の例が多い点が注意されよう。これらの補助動詞は、実質的な自立語としての意味が転化しているという点で付属語に親近する。かような側面から見るならば、これらの語の仮名は、付属語に準じて視覚的に明示する志向に基づいていると理解される。

<sup>7)</sup> 如上の志向と類似した志向は、

(27)平<sup>ヘイ</sup>夜<sup>ヤ</sup>時<sup>ジ</sup>仁<sup>ニ</sup>奉<sup>ホウ</sup>侍<sup>シ</sup>止<sup>シ</sup>方<sup>フ</sup>誰<sup>ナニ</sup>人<sup>ジン</sup>可<sup>カ</sup>不<sup>フ</sup>奉<sup>ホウ</sup>侍<sup>シ</sup>在<sup>ゼ</sup>奉<sup>ホウ</sup> (32詔)

(28)意<sup>イ</sup>中<sup>チュウ</sup>尔<sup>ニ</sup>昼<sup>シユ</sup>毛<sup>モウ</sup>夜<sup>ヤ</sup>毛<sup>モウ</sup>倦<sup>ケン</sup>怠<sup>タイ</sup>止<sup>シ</sup>无<sup>ム</sup>久<sup>ク</sup> (41詔)

の「コト」といった形式名詞の仮名表記にも認められよう。(27)(28)の「コト」は、それぞれ「平<sup>ヘイ</sup>夜<sup>ヤ</sup>時<sup>ジ</sup>仁<sup>ニ</sup>奉<sup>ホウ</sup>侍<sup>シ</sup>」「意<sup>イ</sup>中<sup>チュウ</sup>尔<sup>ニ</sup>昼<sup>シユ</sup>毛<sup>モウ</sup>夜<sup>ヤ</sup>毛<sup>モウ</sup>倦<sup>ケン</sup>怠<sup>タイ</sup>」を名詞句にする。「コト」の仮名表記は全例が小字で表記されており、<sup>8)</sup> 付属語に準じた扱いで表記されたものと推察される。

#### 4. おわりに

以上、続日本紀宣命における訓字表記が可能だと判断される仮名表記の語を対象にして、仮名表記に窺える志向を中心に検討を行った。(3)(4)の仮名が通常の訓字では表記することが容易でないことを前提とした語

形明示の志向が認められるのに対し、(7)~(12)の仮名は意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の志向が認められる例であった。また、(15)~(17)の仮名は仮名を連続させる志向に基づいている。その志向は(18)~(20)のような上接する用字が仮名である活用語や(21)~(23)のような複合動詞後項にも認められる。一方、(24)~(26)の補助動詞や(27)(28)の「コト」の仮名は、付属語に準じて視覚的に明示する志向が認められる。これらの仮名表記に窺える志向を整理すると、次の(a)~(d)のように示すことができよう。

- (a) 通常の訓字で表記することが容易でないことを前提とした語形明示の志向
- (b) 意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の志向
- (c) 仮名を連続させる志向
- (d) 補助動詞・型式名詞を付属語に準じて視覚的に明示する志向

上の(a)~(d)のうち、(a)(b)は、語形を明示する点で性質を同じくする。訓字による表記の困難さは相対的であり、訓字表記が困難であるか、容易であるかの明確な基準を設けることは難しい。その意味で(a)と(b)は連続的に理解される。また、(c)の仮名を連続させる志向と(d)の補助動詞・型式名詞を付属語に準じて視覚的に明示する志向とは、訓字と仮名の異質性に基づいて仮名表記が選択されており、(d)の志向は、文法化した語を視覚的に明示する点で、付属語・語尾の仮名に通底する。おおよそ、仮名は、意味を捨象して専らよみを表すという性質を持ち、さらに、意味を捨象するという点で訓字と異なる。続日本紀宣命に見える(c)(d)の志向に基づく仮名は、仮名が有するかような基本的な性質に基づいて、文のよみややすさに寄与するものであったと考えられる。

続日本紀宣命の自立語の仮名表記例のほとんどは、(a)~(d)のいずれかの機能を担うと言えよう。<sup>9)</sup> ただし、(a)~(d)のそれぞれの志向に関しては、段階的な差が認められる。(a)の機能を担う仮名表記例では、通常の訓字では表記することが容易でないため、当然仮名表記への志向が強くなるが、(b)の仮名表記例には、「イマシ」「ミマシ」のような仮名表記への志向が緩やかな例も含む。(c)(d)の仮名表記例に至っては、(b)に比してさらに仮名表記への志向が弱まる。(c)の仮名表記例には、先掲の「イソシ」「ユルス」のように仮名表記への強い志向が認められる例も存するが、その一方で「イフ」のように、前後の用字が仮名であっても訓字で表記される例も少なくない。「イフ」は、「試<sup>シ</sup>定<sup>テイ</sup>止<sup>シ</sup>断<sup>ダン</sup>

イハ<sup>○</sup>波<sup>○</sup>婆<sup>○</sup>許<sup>○</sup>貴<sup>○</sup>太<sup>○</sup>斯<sup>○</sup>後<sup>○</sup>意<sup>○</sup>保<sup>○</sup>後<sup>○</sup>天<sup>○</sup>下<sup>○</sup>」(7詔), 「女<sup>○</sup>波<sup>○</sup>伊<sup>○</sup>波<sup>○</sup>礼<sup>○</sup>波<sup>○</sup>物<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>阿<sup>○</sup>礼<sup>○</sup>夜<sup>○</sup>」(13詔), 「凡<sup>○</sup>加<sup>○</sup>伊<sup>○</sup>波<sup>○</sup>流<sup>○</sup>爾<sup>○</sup>朕<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>波<sup>○</sup>」(27詔), 「莫<sup>○</sup>忘<sup>○</sup>伊<sup>○</sup>布<sup>○</sup>」(45詔)の仮名表記例が見え, いずれも(c)の志向に基づくと考えられるが, 訓字例においては, 「旦夕夜日不云思議奏比」(51詔), 「人<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>云<sup>○</sup>聞<sup>○</sup>之<sup>○</sup>事<sup>○</sup>」(45詔)など, 前後が訓字, または一方が訓字の例とともに, 「女<sup>○</sup>正<sup>○</sup>言<sup>○</sup>波<sup>○</sup>羅<sup>○</sup>」(7詔), 「辞<sup>○</sup>母<sup>○</sup>言<sup>○</sup>波<sup>○</sup>」(27詔), 「定<sup>○</sup>止<sup>○</sup>云<sup>○</sup>天<sup>○</sup>」(28詔), 「見<sup>○</sup>流<sup>○</sup>云<sup>○</sup>天<sup>○</sup>」(34詔)などといった前後が仮名で表記される例も一般的である。(d)の志向に基づく(24)~(26)の補助動詞「マツル」「アリ」「マス」, および, (27)(28)の形式名詞「コト」も同様であり, 「親王<sup>マツル</sup>尔<sup>マツル</sup>送<sup>マツル</sup>奉<sup>マツル</sup>止<sup>マツル</sup>」(25詔), 「仕奉<sup>マツル</sup>報<sup>マツル</sup>信<sup>マツル</sup>久<sup>マツル</sup>在<sup>マツル</sup>良<sup>マツル</sup>之<sup>マツル</sup>止<sup>マツル</sup>」(25詔), 「奉<sup>マツル</sup>仕<sup>マツル</sup>信<sup>マツル</sup>久<sup>マツル</sup>乃<sup>マツル</sup>侍<sup>マツル</sup>坐<sup>マツル</sup>時<sup>マツル</sup>仁<sup>マツル</sup>カ<sup>マツル</sup>」(36詔), 「忘<sup>マツル</sup>事<sup>マツル</sup>无<sup>マツル</sup>之<sup>マツル</sup>天<sup>マツル</sup>」(32詔)など, 仮名ではなく訓字で表記される例が存する。仮名表記への志向は, おおよそ(a)→(b)→(c)(d)の順で弱まる。これは, (c)(d)の仮名表記例において, 仮名で表記するか否かの選択の幅が広いことを表す。とりわけ, (c)(d)の仮名表記例が多い淳仁・称徳期の宣命では, 筆録者の選択意識が強く働いていたと推察されるが, 仮名への選択は恣意的なものではなく, 文のよみやすさに深く関係する。

自立語の仮名表記は, 和化漢文を中心に上代の文献に広く認められるものであり, たとえば, 上代の和化漢文の代表的な文献である『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』においても, その使用が一般的である。だが, 使用量という点では, 続日本紀宣命には及ばず, また, 仮名の有する機能という点においても, 『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』の仮名は, (a)(b)の志向に基づく例が中心である。(c)の志向に基づく仮名表記例は, 「約<sup>○</sup>竟<sup>○</sup>以<sup>○</sup>廻<sup>○</sup>時<sup>○</sup>伊<sup>○</sup>耶<sup>○</sup>那<sup>○</sup>美<sup>○</sup>命<sup>○</sup>先<sup>○</sup>言<sup>○</sup>, 阿<sup>○</sup>那<sup>○</sup>迹<sup>○</sup>夜<sup>○</sup>志<sup>○</sup>愛<sup>○</sup>衰<sup>○</sup>登<sup>○</sup>古<sup>○</sup>衰<sup>○</sup>」(『古事記』上巻・美斗能麻具波比の段), 「尔<sup>○</sup>除<sup>○</sup>道<sup>○</sup>刀<sup>○</sup>鈍<sup>○</sup>, 仍<sup>○</sup>勅<sup>○</sup>云<sup>○</sup>, 磨<sup>○</sup>布<sup>○</sup>理<sup>○</sup>許<sup>○</sup>, 故<sup>○</sup>云<sup>○</sup>磨<sup>○</sup>布<sup>○</sup>理<sup>○</sup>村<sup>○</sup>」(『播磨国風土記』託賀郡)の「衰<sup>○</sup>登<sup>○</sup>古<sup>○</sup>(壮士)」「許<sup>○</sup>(来)」など, 数例が挙げられる程度であり, (b)に該当する仮名表記例は見出し難い。(d)の志向が続日本紀宣命においては, 付属語や語尾における仮名の機能と通ずる側面を有することを勘案するならば, この差は, 『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』において, 自立語を中心とした訓字に仮名で表記された付属語を交えるという表記形式が部分的にしか見られないことと関係すると考えられよう。その基底には, 書き記された文章の受容形態が大きく関わる。『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』の文章が, 書かれた内容の明確化に重点を置いて書かれているのに対し, 続日本紀宣命は, 宣読という一定の語形への還元

を念頭に置いて書かれたものである。筆録者によって想定される受容形態の差が, 仮名表記に窺える志向の差に反映されていると考えられる。

Received date 2010年12月9日

Accepted date 2011年3月2日

## 注

- 1) その他, 語尾の仮名が有する機能として, 「玉等<sup>○</sup>波<sup>○</sup>己<sup>○</sup>我<sup>○</sup>得<sup>○</sup>麻<sup>○</sup>之<sup>○</sup>字<sup>○</sup>岐<sup>○</sup>帝<sup>○</sup>乃<sup>○</sup>尊<sup>○</sup>岐<sup>○</sup>宝<sup>○</sup>位<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>望<sup>○</sup>求<sup>○</sup>采<sup>○</sup>人<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>伊<sup>○</sup>耐<sup>○</sup>奈<sup>○</sup>比<sup>○</sup>惡<sup>○</sup>久<sup>○</sup>穢<sup>○</sup>心<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>以<sup>○</sup>天<sup>○</sup>逆<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>在<sup>○</sup>謀<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>起<sup>○</sup>」(45詔)の「米」ような接続の関係にあることを明示する機能が挙げられる。この点については, 奥田(2000)を参照。
- 2) その他, 同様の例として, 「仕奉<sup>○</sup>人<sup>○</sup>等<sup>○</sup>中<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>自<sup>○</sup>何<sup>○</sup>仕<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>」(24詔), 「然<sup>○</sup>先<sup>○</sup>仁<sup>○</sup>之<sup>○</sup>我<sup>○</sup>奏<sup>○</sup>之<sup>○</sup>事<sup>○</sup>」(28詔), 「自<sup>○</sup>何<sup>○</sup>仕<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>状<sup>○</sup>隨<sup>○</sup>」(61詔)などの「シ」が挙げられる。「シ」は, 訓字として「其」が存するが, 「從五位下因幡国員外介輔治能真人清麻呂其<sup>○</sup>姊<sup>○</sup>法<sup>○</sup>均<sup>○</sup>止<sup>○</sup>」(44詔), 「別部止成給<sup>○</sup>其<sup>○</sup>我<sup>○</sup>名<sup>○</sup>被<sup>○</sup>磯<sup>○</sup>麻<sup>○</sup>呂<sup>○</sup>止<sup>○</sup>給<sup>○</sup>比<sup>○</sup>」(同上), 「其<sup>○</sup>我<sup>○</sup>名<sup>○</sup>毛<sup>○</sup>取<sup>○</sup>給<sup>○</sup>」(同上)のように44詔のみに使用される。続日本紀宣命において「其」は, 「其<sup>○</sup>仕<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>礼<sup>○</sup>良<sup>○</sup>状<sup>○</sup>隨<sup>○</sup>」(1詔), 「其<sup>○</sup>事<sup>○</sup>免<sup>○</sup>賜<sup>○</sup>」(48詔)や, 「其<sup>○</sup>等<sup>○</sup>我<sup>○</sup>穢<sup>○</sup>久<sup>○</sup>謀<sup>○</sup>」(43詔)など, 「ソノ」「ソレ」の訓字としても使用される。
- 3) 「イザナフ」のように他の語の訓字表記との関係によって仮名表記が定着したと想定される語として「可<sup>○</sup>久<sup>○</sup>賜<sup>○</sup>時<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>」(5詔), 「可<sup>○</sup>久<sup>○</sup>申<sup>○</sup>奏<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>」(26詔)の「カク」が挙げられる。「カク」については, 従来, 「如是詔者」(6詔), 「如此宣大命尔」(16詔), 「如是<sup>○</sup>逆<sup>○</sup>穢<sup>○</sup>心<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>発<sup>○</sup>天<sup>○</sup>」(35詔), 「如此<sup>○</sup>久<sup>○</sup>奇<sup>○</sup>久<sup>○</sup>尊<sup>○</sup>岐<sup>○</sup>波<sup>○</sup>」(41詔)の「如是」「如此」「如是久」「如此久」も「カク」とよまれていたが, 藤井(1985)は, 聖武・淳仁・称徳期の宣命の「如是」「如此」「如是久」「如此久」は「カクノゴトク」とよんでもよいだろうと述べる。また, 馬場(1985,2000)は, 続日本紀宣命全体において使い分けが想定されると考察している。
- 4) 同一の詔において, 初出の語を仮名で表記し, 後続の語を訓字で表記することによって訓字のよみを規定するという方法は, その他, 「天皇御世始而許<sup>○</sup>能<sup>○</sup>天<sup>○</sup>官<sup>○</sup>御<sup>○</sup>座<sup>○</sup>坐<sup>○</sup>而<sup>○</sup>(中略)此<sup>○</sup>乃<sup>○</sup>食<sup>○</sup>国<sup>○</sup>天<sup>○</sup>下<sup>○</sup>之<sup>○</sup>政<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>(中略)辞<sup>○</sup>別<sup>○</sup>詔<sup>○</sup>久<sup>○</sup>此<sup>○</sup>大<sup>○</sup>瑞<sup>○</sup>物<sup>○</sup>者<sup>○</sup>天<sup>○</sup>坐<sup>○</sup>神<sup>○</sup>地<sup>○</sup>坐<sup>○</sup>神<sup>○</sup>乃<sup>○</sup>相<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>豆<sup>○</sup>奈<sup>○</sup>比<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>福<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>事<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>依<sup>○</sup>而<sup>○</sup>」(6詔)の「コノ」, 「厨<sup>○</sup>真<sup>○</sup>人<sup>○</sup>厨<sup>○</sup>女<sup>○</sup>許<sup>○</sup>尔<sup>○</sup>窃<sup>○</sup>往<sup>○</sup>午<sup>○</sup>岐<sup>○</sup>多<sup>○</sup>奈<sup>○</sup>久<sup>○</sup>惡<sup>○</sup>奴<sup>○</sup>止<sup>○</sup>母<sup>○</sup>止<sup>○</sup>相<sup>○</sup>結<sup>○</sup>」(中略)挂<sup>○</sup>長<sup>○</sup>天<sup>○</sup>皇<sup>○</sup>大<sup>○</sup>御<sup>○</sup>髮<sup>○</sup>乎<sup>○</sup>盜<sup>○</sup>給<sup>○</sup>波<sup>○</sup>利<sup>○</sup>豆<sup>○</sup>岐<sup>○</sup>多<sup>○</sup>奈<sup>○</sup>伎<sup>○</sup>佐<sup>○</sup>保<sup>○</sup>川<sup>○</sup>乃<sup>○</sup>鬮<sup>○</sup>爾<sup>○</sup>入<sup>○</sup>」(中略)其<sup>○</sup>等<sup>○</sup>我<sup>○</sup>穢<sup>○</sup>久<sup>○</sup>謀<sup>○</sup>豆<sup>○</sup>為<sup>○</sup>留<sup>○</sup>厭<sup>○</sup>魅<sup>○</sup>事<sup>○</sup>皆<sup>○</sup>悉<sup>○</sup>発<sup>○</sup>覺<sup>○</sup>奴<sup>○</sup>」(43詔)の「キ

タナシ」の表記にも窺えよう。「此」「穢」はそれぞれ「コレ」「ケガス」のよみを担う用字であるが、ただし、6・43詔において「穢<sup>〇</sup>」「此<sup>〇</sup>」のように語尾や助詞を伴って表記することで語形の明示が可能である点に鑑みれば、43詔の「イマシ」に比して仮名への選択の度合いは弱いと考えられる。

- 5) なお、諸本間で仮名と訓字の異同がある例については対象から除外した。
- 6) 動詞が多い点については、馬場(1985)に指摘がある。
- 7) 用例(24)(26)の「位授<sup>ヲ</sup>藤原<sup>ノ</sup>勅<sup>ヲ</sup>」「奉侍<sup>ヲ</sup>藤原<sup>ノ</sup>大臣<sup>ヲ</sup>」については、補助動詞として(d)の志向に基づくとともに、複合動詞の後項として(c)の志向も併せ持つと考えられよう。
- 8) 「コト」が小字で表記されることについては、山田(1964)を参照。
- 9) (a)~(d)のいずれの機能も認め難い例としては、「冠位<sup>ヲ</sup>賜<sup>ル</sup>」(28詔)、「坐<sup>ニ</sup>伊夜<sup>ノ</sup>嗣<sup>ノ</sup>奈賀<sup>ノ</sup>御命<sup>ヲ</sup>」(14詔)、「侍<sup>ニ</sup>伊夜<sup>ノ</sup>益<sup>ノ</sup>益<sup>ノ</sup>」(25詔)、「所思<sup>ニ</sup>行<sup>ニ</sup>久者<sup>ノ</sup>于<sup>ニ</sup>都<sup>ノ</sup>斯<sup>ノ</sup>久<sup>ノ</sup>母<sup>ヲ</sup>」(6詔)、「年<sup>ヲ</sup>在<sup>ニ</sup>都<sup>ノ</sup>」(28詔)、「此<sup>ノ</sup>年<sup>ヲ</sup>見<sup>ニ</sup>仁<sup>ノ</sup>」(29詔)、「雖然<sup>ニ</sup>多<sup>ノ</sup>比<sup>ノ</sup>重<sup>ノ</sup>臣<sup>ヲ</sup>」(25詔)、「然<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>賜<sup>ニ</sup>位<sup>ノ</sup>冠<sup>ヲ</sup>」(32詔)、「汝<sup>ノ</sup>都<sup>ノ</sup>可<sup>ク</sup>弊<sup>ニ</sup>止<sup>ル</sup>勅<sup>ノ</sup>比<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>」(45詔)、「八十<sup>ノ</sup>都<sup>ノ</sup>岐<sup>ノ</sup>自<sup>ノ</sup>」(25詔)、「願<sup>ニ</sup>奈<sup>ノ</sup>伎<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>等<sup>ヲ</sup>」(13詔)、「念<sup>ニ</sup>佐<sup>ノ</sup>末<sup>ノ</sup>多<sup>ノ</sup>久<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>久<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>天<sup>ノ</sup>教<sup>ノ</sup>賜<sup>ニ</sup>乃<sup>ノ</sup>末<sup>ノ</sup>仁<sup>ノ</sup>末<sup>ノ</sup>」(31詔)、「今<sup>ノ</sup>前<sup>ノ</sup>仁<sup>ノ</sup>毛<sup>ヲ</sup>」(32詔)、「人<sup>ノ</sup>乃<sup>ノ</sup>見<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>答<sup>ニ</sup>事<sup>ノ</sup>和<sup>ノ</sup>射<sup>ノ</sup>奈<sup>ノ</sup>世<sup>ノ</sup>曾<sup>ヲ</sup>」(16詔)の「アグ」「イヤ」「ウツシ」「ゴロ」「タビ」「ツカフ」「ツギ」「ナシ」「ユク」「ワザ」などが挙げられる。これらの例のうち、「アグ」「ウツシ」「ツカフ」「ナシ」「ユク」は活用語であり、語尾のみでなく語幹部分も仮名で表記された可能性が考えられる。また、「ゴロ」は、二例ともに小字で表記されており、あるいは接尾語に準じて表記されたのかも知れない。いずれにしても、右の諸例は、(a)~(d)の仮名表記例に比して、仮名表記の志向はさらに弱いと理解される。

#### 引用文献

- 沖森卓也(2000)『日本古代の表記と文体』(第4章 第2節)吉川弘文館
- 奥田俊博(2000)「続日本紀宣命の活用語の語尾表記」『清泉女子大学人文科学研究紀要』21
- 春日政治(1983)『岩波講座 日本文学 仮名発達史序説』岩波書店
- 北川和秀(1981)「続日本紀宣命の大字小字につい

て」『国語学』124

- 長尾 勇(1951)「『続紀宣命』についての研究」『日本大学文学部研究年報』1
- 長尾 勇(1952)「続紀宣命における二三の文体」『語文(日本大学国文学会)』2
- 馬場 治(1985)「続紀宣命における自立語の同語異表記」『皇學館論叢』18-1
- 馬場 治(2000)「宣命文の文脈指示語—カクとカクノゴトク—」『上代語と表記』おうふう
- 藤井俊博(1985)「続日本紀宣命の表記と漢文訓読」『訓点語と訓点資料』75
- 藤枝徳三(1939)「仮名交り文として見たる続紀宣命(上)(下)」『国語国文』9-1,2
- 山田瑩徹(1964)「続紀宣命における宣命書について」『語文(日本大学国文学会)』18

[原著論文：査読付]

## 公認会計士の民事責任に関する研究

### —中国における発展過程—

徐 陽\*

## A study about the civil liability of the certified public accountant —The development process in China—

Yang XU\*

### Abstract

In this study, I expose a focus to the inspection responsibility in the duties execution of the certified public accountant in a new capital market in China.

About the inspection responsibility of the certified public accountant, I examine in particular the changes from no object of the responsibility to pursuit of the responsibility.

**KEY WORDS** : ublic accountant, accountability, civilliability, window dressing.

### はじめに

公認会計士業界は証券市場経済の発展の産物である。社会経済の環境の変遷に伴い、公認会計士業務に対する新たな要請も増加している。そのため、公認会計士の監査目的も当初の過誤を調査、弊害の防止をすることから、貸借対照表の監査、財務報告の監査、さらに財務報告の信頼性へと深化・発展してきた。また、公認会計士の監査報告書の利用対象に関しても、業務の委任者から銀行等の債権者、投資家、さらに社会の一般大衆まで、広範囲に拡大してきた。そのため、大衆の公認会計士の法的責任に対する認識も絶えず変化し、進展してきた。

資本市場経済を導入して、わずか20年あまりの中国においても、上場会社等の大規模な会計不正等により、資本市場の秩序は著しく攪乱し、投資家に莫大な損害をもたらした。特に、1990年代後期、いくつかの典型的な会計不正事件が発覚してから、投資家が虚偽の財務諸表の提供者を訴える事件が発生した。それ

と同時に、公認会計士の監査責任が問われ、理論と実務に厳しい注目を浴びている。

本研究では、中国の新しい資本市場における公認会計士の業務執行における監査責任に焦点をあて、特に、公認会計士の業務執行における民事責任の形成に関して、責任の不問から、責任の追求、または負担すべき法的責任をいかに合理的に認識するか、などの問題について検討する。

公認会計士の監査業務は、被監査企業の財務報告を基礎とするため、被監査企業が提出した資料の真実性、正確性の度合は、監査報告の真実性と適法性に対して重大な影響を及ぼすことになる。したがって、本論文では、まず、諸外国における公認会計士の法的責任に対する認識の形成と発展、次いで、中国における公認会計士の法的責任に対する認識の変遷を検討し、公認会計士の民事責任の重大性を究明する。

## 1 世界の公認会計士の法的責任に関する認識の形成と発展

### 1-1 1960年代以前の第三者に対する責任の不明

公認会計士の業務は、19世紀末頃から始まったが、公認会計士に対してどのような法的責任を負担させるべきなのか、明確な規定がなかった。つまり1960年代以前における第三者に対する法的責任が問われなかった。イギリスにおいて、1887年のリスジサン建築投資会社の民事訴訟事件<sup>1)</sup>、19世紀末頃のキーストーン紡績工場などの事例をはじめ、公認会計士と契約を締結している当事者に対してのみ、責任を負担させるものであった<sup>2)</sup>。すなわち、当時、公認会計士は会社および株主との間に契約関係を締結しているため、会社および株主に対しては責任を負うが、債権者などの第三者に対しては法的責任を負わないというのが一般的な考え方であった。

### 1-2 1960～80年代の訴訟件数の増加

1960年代から80年代にかけて、公認会計士の第三者に対する法的責任の範囲が拡大し始め、会計業界は法的責任の暗黒時代に入った。この時期、公認会計士に対する訴訟は増えるばかりで、世界70カ国の公認会計士は、訴訟において莫大な損失を被り<sup>3)</sup>、世界的に危機に直面した。その中で最も甚だしかったのは、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの国々だった。アメリカでは、1992年まで、6大会計士事務所の監査訴訟における支出は、監査収入の14.3%を占め、会計業界全体で30億ドルの損害賠償を請求される事態に陥った<sup>4)</sup>。1994年、カナダの公認会計士は1.3億カナダドルの損害賠償の請求和解に直面し<sup>5)</sup>、イギリスにおいても、6大会計士事務所が20億ポンドの損害賠償の請求をされ、法的責任における保険の支払額は、その年間収入の8%を占めた<sup>6)</sup>。

### 1-3 1990年代の拡大趨勢への抑制

訴訟の莫大な増加に伴って巨額の損害賠償を被った。会計士事務所は、責任リスクの高い企業の監査を忌避するようになった。経験のある公認会計士が大量に会計事務所から流出してしまう結果が生じた。特に厳しい法的責任規定は、資本市場および企業統治において、公認会計士に非常に不利な影響<sup>7)</sup>をもたらすものであった<sup>8)</sup>。それらを抑制するため、80年代後期から90年代の間に、各国において公認会計士の法的責任を無制限に拡大する趨勢を抑制する動向が出てきた。

例えば、1990年のイギリスのCaparo Industries PLC V. Dickkman事件<sup>9)</sup>の中、公認会計士の監査報告書の過失存否において、訴訟最高裁判所は無記名投票形式により過失を否定し、訴訟を棄却した。判決は、上場会社の公認会計士は特殊な状況を除いて、監査報告に基づいて株式を購入した外部投資家、または既存の投資家に対しては責任を負わないと説明した。また、Fidelity PLCの監査報告の目的は、株主全体が経営層に対する監督のニーズを満たすために行われ、個別の株主や第三者に対して責任を負うものではないと述べ、監査責任の範囲を可能な限り縮小して解釈した。

また、カナダにおいては、この変化の始まりは1997年であった。Hercules Management Ltd. V. Ernst & Young事件において、裁判所は公認会計士に対する過失に基づく損害賠償請求訴訟を棄却した。その理由として、原告の報告書利用に問題があり、原告は監査報告の既定の用途に基づくものではなかったということであった。裁判所は、Caparo事件<sup>10)</sup>の判決理由を引用して、監査報告が株主全体として、経営層の監督のために使うものであり、株主個人の投資意思決定の手段に使用されるものではないと判断し、公認会計士に対する過失に基づく損害賠償請求訴訟を棄却した。

判決の中で見られるこのような変化のほか、法規および研究においても公認会計士の法的責任を制限する方向に傾き始めた。株価が下落すると提訴するなどの、法的根拠のない訴訟事件を減少させるため、1995年、アメリカの議会において私的証券訴訟改革法案（Private Securities Litigation Reform Act of 1995）が成立した。この法律は訴訟手続の敷居を高くした。監査人の連帯損害賠償責任を削除し、独立して責任を追及することを要求し、公認会計士のために大きな保護を提供した。

### 1-4 21世紀におけるエンロン事件の発生

しかし、公認会計士の法的責任についての改革は、順風満帆には進まなかった。1998年から2001年にかけて、アメリカ証券取引委員会（SEC）が処分した公認会計士の関与による財務報告の再提出の件数の増加に対して、投資家は公認会計士がますます慎重性を欠いていると考えるようになった。これに対し、公認会計士はその原因を1995年の私的証券訴訟改革法案に転嫁した。五大会計士事務所の法律顧問であるPhillip Rotnerは、共同の連帯責任から、実際の責任による案分比例法<sup>11)</sup>で責任を負担する方法に転換することや、

更に厳格な訴訟基準を決めることなどのみでは、監査人の行為を変えることはできないとした。もちろん、監査人は株主集団訴訟に巻き込まれることは望んでいない<sup>12)</sup>。

エンロン事件<sup>13)</sup>の発生は、アメリカ国内において、私的証券訴訟改革法案を排除する提案にまで至った。公認会計士の法的責任の法案を通して、連帯損害賠償責任を回復させようとし、これは、公認会計士本人たちのみならず、すべての経済に関心を持つ人々の注目の的となった。

## 2 公認会計士の法的責任に関する中国の認識の変遷

1980年代は、国際的には公認会計士業界への訴訟が爆発的に増加した暗黒時代であったが、中国では30年間中断されていた公認会計士業務を新たに回復させていき、公認会計士訴訟の爆発的な増加は中国には起きなかった。中国国内の公認会計士事業は、比較的穏やかな発展の環境が与えられた。

### 2-1 公認会計士の責任不問の時期（1981～1991年）

1981年から1991年の10年間は、社会における公認会計士に対する法的紛争も生起せず、また、管理部門の過失行為に対する処罰もなかった。中国の公認会計士業界にとって穏やかな10年間であった。当時、統一的な公認会計士の業務執行基準や、職業倫理基準はなく、公認会計士業務の品質を評価する制度も存在していなかった。すべてが公認会計士の経験、および個人の良心に頼っていた。公認会計士の資格審査や職業技能もまちまちで、業務の品質がばらばらという状況下では、将来の法的訴訟への隠れたリスクを残していた。反面、当時の公認会計士の業務は、新しい事業として、画期的なものとして多くの期待をも得た。

中国の会計士事務所は、当初「事業単位」（日本の公益法人に相当）として決められ、政府機関の一部門として位置づけられていた。公認会計士が作成する監査報告書は、国の法規に規定された書類であり、主に政府の管理機関の各種の審査に必要するのみで、民間における経済活動に利用されることは少なかった。したがって、公認会計士の監査報告書を使用し、損失を被った場合であっても、当時の環境下では損害賠償訴訟を起こすというような考えも思いつかなかった。その理由としては、中国においては商品市場経済が始

まったばかりであり、それらの経済活動に対応する民事・経済に関する法律が極めて乏しかったため、公認会計士に対する規制および規範の法律も存在しなかったからである<sup>14)</sup>。

このうえ、当時の中国経済は、市場経済の導入期が高度な発展時期と重なり、経済繁栄の光景が将来発生し得るリスクを覆い隠していたという事情もある。地方政府の業績を測る一つの重要な基準として外資の導入であり、導入した企業の品質のレベルは、必ずしも人々の注目を集めていなかった。国民全体は、会社・企業を興すことに関して、すべての力を入れることで盛り上がっていた。「下海」（シャハイ）という言葉は、起業の海にでるということの意味であり、当時の流行語であった。しかも、当時は企業経営の失敗ということ自身あまり知られず、その言葉自体もまだ国民によく理解されてもいなかった。

株式制度が試行し始めたばかりの中国では、株式が最も珍重な投資資源であった。当時、株券を買いさえすれば、それは富を築くことをも意味していた。株式市場にはリスクがあり、慎重性が必要だという宣伝は、誰も気にしなかった。そのような環境では、リスクが存在しない以上、もはや損失は存在しないということになる。したがって、公認会計士の監査報告書には、法的責任が伴わず、それが多くの企業が国家の監督機関の検査をごまかし、順調に通過するのを助長し、中国経済の高速的な回転にさらに拍車をかけた側面がある。大衆は公認会計士を「経済警察」と称賛し、民衆のために奉仕し、民衆の利益を損害するようなことは絶対できないだろうと信頼し、彼らを起訴することなど絶対あり得ないことだと考えていた。したがって、当時の社会においては、公認会計士に対する法的紛争はほとんど存在しなかった。

### 2-2 公認会計士の行政責任追及の3大事件（1992年～1995年）

ところが、秩序が不整備の市場および無秩序的な公認会計士の業務執行は、隠れていたリスクを表面化させた。1992年から1993年にかけて、中国全土を震撼させた原野事件、長城事件、海南事件が相次いで表面化した3大事件<sup>15)</sup>がそれである。

原野事件<sup>16)</sup>には、公認会計士が提出した「公証書」、「監査報告書」、「資産査定報告書」には、原野会社の発起人更改、国有株の優先株への転換、増資と株式数の増加、および帳簿の改竄による株価の値上げなど、正常さを逸脱した行為が多数あり、国家と株主（株

民)の財産をも侵食するものであった。

長城事件<sup>17)</sup>には、公認会計士が提出した資産査定報告書が、投資家を継続的に騙すこととなり、国家金融管理機関に背反することを助長したことである。当該会計士事務所は、設立から強制廃止されるまでの間に、2,725件の監査業務等を行っているが、後の調査により、その大半に虚偽証明などの違法問題が存在していることがわかった。この事件においても、担当の公認会計士は、当該会社からの依頼を受けてから、わずか4時間という早さで監査を済ませており、財務諸表上の偽造にも触れていなかった。さらに、監査報酬、その他の経費として、適正価格の十数倍の法外な報酬を得ていたことも判明した。

海南事件<sup>18)</sup>には、公認会計士が資産査定の資料に問題があることを知りながら、虚偽の報告書を提出した<sup>19)</sup>ことである。これにより、会社の年度監査を順調に通すことを手助けする金融詐欺を行うことができた。

これら三大事件の発生は、大衆の公認会計士に対する信頼を揺るがし始め、公認会計士の法的責任に対する注目を集めた。大衆は、公認会計士が個別の顧客のためではなく、大衆のために奉仕すべきであると考えられるようになった。それぞれ事件に関連した公認会計士および会計士事務所は、刑事または行政処罰を受けた<sup>20) 21) 22)</sup>。これを機に、1993年、中国政府は以下のような法規を公布し、証券市場の法規システムを次第に体系化させていった。

すなわち、中国の国务院(日本の内閣に相当する)が「株式発行及び取引管理にかかる暫定条例」(原文は《股票发行与交易管理暂行条例》)、「証券詐欺行為の禁止における暫定規則」(原文は《禁止证券欺诈行为暂行办法》)、「株式上場発行における会社情報開示の実施細則」(原文は《公开发行股票公司信息披露实施细则》)などの証券取引規則を公布し、中国財政部が「株式制度の試験的な企業会計制度」(原文は《股票制试点企业会计制度》)、「企業会計基準」(原文は《企业会计准则》)などの法規を公布した。

これらの法規により、中国公認会計士業界は、初めて公認会計士の業務を整備することとなり、公認会計士に対する法的責任に関する認識を呼び覚ませた。この間に、会社法(計280条)および公認会計士法(計42条)が施行され、公認会計士の法的責任に対する明確な規定が定められ始めた。しかし、これらの規定は、原則的な規定であり、実務上の処理に必要な細則が欠けていた。しかも、公認会計士と利害関係者に最も影響が大きい民事責任に対する規定を設けられ

ていない。

当時、公認会計士の法的責任に対する認識は、多くが理論的な研究段階にあり、実務的には上記の3つの事例を除き、典型的に影響のある事例は少なかった。特に、民事訴訟の面における規定は、白紙の状態であった。さらに、この3つの事例の処罰に対しても徹底的ではなかった。例えば、原野事件における深圳経済特別区会計士事務所のように、地方の財政局の傘下にあったが、それに係る所得は国家により没収された。そのことは国家財産が単に移転したことにしか過ぎない。汚職の公認会計士は、資格を剥奪されたが、すぐに転業することができた。事例に関連する会計士事務所は、営業停止処分をされても、名前を変えて再開することが可能であり、過失のあった当事者は、経済的利益に大きな影響を受けることもなかった。一般投資家が損失を受けても、責任者の損害賠償はなく、それを請求する方法もなかった。

### 2-3 公認会計士の民事責任の開始(1996年～)

1996年1月1日、「中国公認会計士独立監査基準」が公布され、その時点から公認会計士が統一的な業務基準を整え始め、社会一般大衆が公認会計士業務の品質を判断する基準を有するようになった。それに加え、同年4月4日、最高人民法院は、四川徳陽法院の四川徳陽市東方貿易会社と山西太原市南郊化学工場との債務紛争事件(徳陽事件と呼ばれる)<sup>23)</sup>に関連する四川徳陽会計士事務所の問題に対する質問の回答文書(法文書56号)<sup>24)</sup>において、公認会計士が誰に対して責任を負うべきか、どのように責任を負うべきなのかが、初めて明示された。この回答文書は、徳陽事件に対する決定であり、この事件が公認会計士の民事責任を負担するための、具体的な操作の手引きを提供した。

中国は判例法の国でないため、徳陽事件は単なる一つの事件に終わり、その中から一般の適用原則を引き出すことはできなかった。しかし、最高人民法院の法文書56号は、公認会計士法の第42条の基本精神を具体事例の中に反映したものであった。徳陽事件および法文書56号は、多くの債務紛争の提訴および判決に手本とされた。

そこから、中国における公認会計士の民事責任の序幕が開かれたといえる。その後、長年にわたり蓄積されていたリスクが爆発することとなった。経済的な債務の紛争事件が現れる度に、原告が被告の設立時の資産査定報告書を再調査し、資産査定報告書に問題が存在すれば、公認会計士を被告側に加えることとなった。

資産査定報告書の役割は限界があるものの、委託企業が株主に提示する出資証明となるものであり、国家関連部門（例えば商工行政管理部門）のために使用されるものであった。しかし、取引関係者が経済活動を行うときに、その資産査定監査報告書を使用することはなかった。または、過去のある時点の資産状況をもって、債権者の現在の財産状況を判断することは参考程度に留まるにも関わらず、公認会計士はその債務紛争事件の被告側に同列にされた。その後2年に渡り、公認会計士の資産査定の監査業務に対し、民事損害賠償責任を負担させる行政訴訟の波が押し寄せた。これは、長期間厳しい嵐を経験していなかった公認会計士にとっては、大きなショックであった。

最高人民法院の法返答〔1996〕第3号<sup>25)</sup>文書と、法解釈〔1997〕第15号文書は、金融機関の不実な資産査定監査報告書における責任の負担、被資産査定企業が一定の債権者の損失責任負担問題に対する解釈を示し、これらの業務を解決するための原則をさらに明確化した。それにもかかわらず、資産査定監査の訴訟は増える一方で、公認会計士協会に対するより大きな期待を集めた。

1998年3月、中国公認会計士協会は、会計業界および法律業界の専門家の参加のもと、「中国公認会計士法的責任研究討論会」を開き、当時表面化している資産査定監査の訴訟事件に対して、1994年の「中国公認会計士法」が施行される以前の資産査定監査業務については、公認会計士の民事責任を免除することなど、民事責任に関して深く広く討論を行い、最高人民法院との意志疎通を図った。しかし、それは公認会計士の期待通りには展開されなかった。

1998年6月に、最高人民法院の法解釈〔1998〕第13号<sup>26)</sup>が公布され、民法通則<sup>27)</sup>の第106条第2項を援用して、1994年以前の資産査定監査業務に関しても、民事責任を負うことが明確に定められた。1999年12月、最高人民法院刊行物である「経済審判の指導および参考」において、これまで公布した法文書について、その背景および注意事項に対する解釈を行った。これにより、公認会計士による資産査定の監査業務の民事責任に対する一連の詳細な運用規定が形成することとなった。そのため、公認会計士は訴訟事件により深く関わることとなった。

#### 2-4 公認会計士への訴訟の続発（2002年～）

これまで述べてきた資産査定の訴訟事件においては、公認会計士に限られた利害関係人のみを対象とし、ま

た損害賠償も限定された金額を負担する状況であった。証券市場においては、多数の利害関係者が存在するため、損害賠償による災難性の問題は、常時に潜在する可能性がある。1992年に発生した原野会社事件も、証券市場における虚偽の会計情報に関わる問題であった。

しかし、当時の証券法規の不健全さ、会計士事務所がまだ独立していない状況においては、これまで関与してきた会計士事務所と公認会計士は、最終的に行政処罰を受けただけで、法律訴訟の手続きまでには至らなかった。会計士事務所の「脱鉤改制」<sup>28)</sup>（政府から独立する）という過程を経て、公認会計士のリスク意識、および法的責任に対する意識はさらに強められ、独立責任能力も高められた。同時に、中国証券市場の管理メカニズムの改善が進み、中国証券監督管理委員会などの有価証券の管理当局により、多くの証券市場の規定違反事件における処罰が公表された。それらにより、事件に関わる会社、および虚偽の監査報告書を提出した会計士事務所に対して、処罰を決定した。その中には、1998年以降の瓊民源事件<sup>29)</sup>、紅光実業事件<sup>30)</sup>、銀広夏事件<sup>31)</sup>（三大事件）などの大きな影響を及ぼす虚偽記載の事件が含まれている。この三大事件の発生により、全国の証券訴訟は再び公認会計士を被告の席に引き摺り下ろした時期もあった。

会計士事務所と公認会計士の違法行為は、一般投資家の目にもさらされ、証券市場の仲介サービス機関に対する信用墜落と民事損害賠償責任制度の検討を引き起こした。そのため、損失を出した投資家が、激情に駆られて法律という武器を掲げて、証券民事訴訟の険しい道に歩いていく様相を呈した。

1996年、渤海集団会社が開示した土地の評価資料と当会計年度の間接報告書に対して、証券監督管理委員会は、虚偽記載および誤解を生じさせる可能性があるような情報記載であると認定し、監査報告と資産査定監査報告書の作成に関わった二つの事務所に対して、処罰を課した。また、1996年末、安徽省において、ある株主が山東省済南市にある地方人民法院に民事訴訟を提起した。これは、中国証券市場において権利侵害による民事損害賠償請求の第1号となった。この事件は、被告の虚偽記載に対して十分な証明・証拠がないこと、誤解を生じさせるような記載がないこと、原告の株式取引による損失との間に必然的な因果関係が存在しないことなどにより、棄却された。二年後、再び株主が紅光会社、嘉宝実業会社など虚偽記載の会社に対して起訴した。しかし、当時の法律条件が成熟し

ていなかったため、すべての請求が却下された<sup>32)</sup>。

2001年9月、投資家の不満を鎮めるため、最高人民法院は、「当面の証券民事の責任制度が軽度であることおよび司法職員の質の限界があることなどから、裁判所は証券事件を審理する条件を十分に具備していない」という理由で、証券の民事訴訟事件を受理しないことを決定した<sup>33)</sup>。ところが、投資家は上場会社の粉飾を迫及する努力をし続けたが、初期に発生したこれらの証券訴訟事件においては、会計士事務所自体は被告とはならなかった。

2002年1月15日、最高人民法院が「最高人民法院の証券市場における虚偽記載により起きた権利侵害の民事紛争事件を受理する関連問題に関する通知」（以下、「1・15通達」と略称する）<sup>34)</sup>を公布した。これにより、証券民事訴訟事件を受理する要件が整い始めた。「1・15通達」により、多くの制約が存在するものの、証券の民事訴訟の門が開かれた。これにより、2002年11月、嘉宝実業会社事件が和解により訴えを退けたし、紅光会社事件も和解をもって終結し、株主は一定の損害賠償を得た。同年5月、銀広夏会社事件が処罰された後、銀広夏会社と深?中天勤会計士事務所を相手どり、1300人以上の株主が集団訴訟を起こした。

2003年1月9日、最高人民法院が「最高人民法院の証券市場における虚偽記載による民事損害賠償事件の審理に関する規定」（以下、「1・9規定」と略称する）<sup>35)</sup>を公布し、2月1日から施行した。この規定は、主に訴訟参加者の確定、損害結果と権利侵害行為、因果関係の認定、損害賠償の範囲、および損失の計算方法などについて規定している。これは、証券の権利侵害による民事訴訟事件を受理する法的体系の構築を意味する。この規定は、被告の範囲を虚偽記載の上場会社、仲介サービス機関の法人および自然人まで拡大することを規定している。ここで予見できるのは、証券監督管理の厳しさ、投資家権利保護意識の高まり、法律体系の改善の状況において、公認会計士の主な業務執行の範囲、上場会社の監査に対して新しい訴訟の波が生起するであろうことである。中国の公認会計士にとっては、証券の虚偽記載における法的責任問題を理解することが急務となり、それにより、公認会計士自身の適法な権利を保護することができる。

### 3 公認会計士の法的責任に関する認識変化の要因分析

諸外国に比べ、中国公認会計士の法的責任に対する

認識は遅れているが、次第にその深化の過程は進展している。また、諸外国との違いは、訴訟内容すなわち資産査定業務と監査業務において、訴訟の「波」を形成したことである。それを生じさせた要因を探究すると、幾多の類似するところがある。中国の専門家達<sup>36)</sup>は、その異同点を社会、経済、技術、リスク、法律と倫理の6つの側面にあるとしている。すなわち、①監査に対する期待との格差の存在が、公認会計士の法的責任を喚起させた社会的な要因である。②監査機関の経済的圧力が、公認会計士の法的責任を生じさせた経済的な要因である。③内部統制における監査の限界性が、公認会計士の法的責任を生じさせた技術的な要因である。④監査リスクの増加が、公認会計士の法的責任を生じさせたリスクの要因である。⑤一般大衆の自己保護の意識および裁判所の判例が、公認会計士の法的責任を生じさせた法的な要因である。⑥一部の監査人による業務の質の低下が、公認会計士の法的責任を生じさせた倫理的な要因である。筆者は、これらの要因の分類に関しては賛同するが、中国における公認会計士の法的責任に関して、以下の補充をしたい。

第1、公認会計士の経済活動における役割の増加による法的責任の拡大。

中国は、改革開放の時期において、中外合資企業、中外合作企業、外商独資企業という三資企業の出現によって、監査に対する需要が生まれ、中国の公認会計士業界の回復を促した。改革開放の深化に伴って、会社設立の気運が高まり、企業の登記された資本金の査定、外国貨幣の検査、工商当局による検査などの業務が次第に拡大し、公認会計士の法定業務の範囲も拡大した。

また、証券市場の発展に伴い、公認会計士は更なる法定監査業務を積極的に担当するようになった。これらの法定業務の範囲拡大に伴って、公認会計士は社会経済活動における役割が次第に増大し、社会的職能を担うようになった。社会的な資源配分における財務情報の役割の増大に伴い、公認会計士の業務品質が、ますます社会の利益に影響を及ぼす重要な要因となった。公認会計士のサービス対象は、政府関連の部門から社会一般大衆まで発展していった。公認会計士は法的に監査業務の独占権を得て、そこから継続的に利益を得る反面、法的責任をも同時に負うことになる。

第2、監査に対する期待の格差の増大による公認会計士の法的責任と訴訟リスクの増大。

公認会計士の経済活動における役割の増加は、同時に大衆がその業務執行の役割に対する期待の増加を反

映することになる。一般大衆は、資産査定や監査などの業務を法律によって公認会計士に授権した業務である以上、公認会計士が監査した情報の正確性を確保するのは当然と考え、保証能力に過度の期待をかけてしまった。また大衆は、登記された資本金が監査を経ていれば、企業に資金の保持力があると考え、財政状態の変動、資本金が侵食されるとは考えてもいなかった。

このように、大衆は、公認会計士の監査を経た財務情報は絶対的に真実であると考えていた。しかし、財務諸表の性格自身「企業の財務諸表は、単に取引の帳簿記録を基礎とするばかりでなく、実務上習慣として発達した会計手続を選択適用し、経営者の個人的判断に基づいてこれを作成するものであって、いわば記録と慣習と判断の総合的表現にはかならない。財務諸表が単なる事実の客観的表示ではなく、むしろ多分に主観的判断と慣習的方法の所産であることは、近代的企業会計の著しい特徴である。」(昭和24年監査基準の前文)と喝破しているように、会計情報は絶対的真実ではなく、相対的真実であることを考慮していない。

このうえ、経済現象の複雑性ととも、監査技術の限界性などにより、公認会計士は監査した情報の信頼性を高めることはできても、真実性を百パーセント保証することはできない。それにもかかわらず、大衆は公認会計士に過度の期待をかけ、損失を被ったときおのずと公認会計士を訴えるようになる。このような期待における格差の増大が、国際的な公認会計士の法的責任の増加の普遍的な要因の一つとなっている。これが1997年、パリで開催された国際公認会計士大会の議論の主題となった。

第3、社会的な信頼の欠落、会社粉飾の蔓延などに伴う公認会計士の虚偽報告による法的責任の拡大。

社会的な信頼は、市場経済が公正に運行されるための基礎であるが、中国においては市場における劣悪な偽造が蔓延していたため、社会的信用が欠落していた状態にあった。80年代末から90年代初期における中国では、会社設立のブームが出現し、経済力があるか否かに関わらず、多くの者が起業する現象が起きた。当時、会社設立の出資金に対する要件は法規しておらず、資金のない企業または個人は、金融機関等と共謀して、虚偽の資金証明または偽証憑、見せ金など、不当・違法な手段をもって会社設立の資格を取得していた。

また、会社設立の要件の一部に、公認会計士による資産査定監査報告書があった。当時、公認会計士の業務執行には科学的な基準がなく、国家の企業に対する

監督管理も法規しておらず、さらに、会計士事務所は政府部門に所属していたことに加え、地方政府当局からの地域ために設立の圧力をかけられたことに対して、防御することができなかった。これらの要因により、公認会計士は意図的でなく虚偽の資産査定監査報告を作成していた。その結果、市場経済の激変に適用ができなくなって失敗した企業は、大波にさらわれる砂のごとく、市場の経済紛争に巻き込まれ、公認会計士も同じ運命をたどることになった。

その後、中国においては、社会における各業種の企業に対する整理が進み、会計士事務所も政府部門から分離され、独立的な経営を実現するようになった。しかし、会社設立において、無謀な虚偽の出資による粉飾資金さえあれば、会社設立が可能であった。その結果、虚偽の出資などによって、公認会計士は資産査定の監査の訴訟に巻き込まれることが避けられない状態にあった。

証券市場においても類似の現象が存在していた。政府行政の審査制度において、発行可能株式総数が限られていたため、一部の地方政府は、証券市場に上場すること自体が、企業の貧困問題を解決する良い方策としていた。そのため、地方政府が上場を促る下で、一部の不適合な企業でさえも、粉飾して上場資格を得ることが可能であった。一旦上場して、市場から大量の資金を調達し、予期収益を実現できない場合でも、グループ企業と関連企業の取引を通して虚偽の利益を計上し、上場資格を保つことを求め、巨大な利益を保つ動機が生まれた。これが、多年に渡り、上場会社の違法事件を食い止められない原因でもある。このような上場会社が監査委託を行う目的は、行政検査または株主を騙し通すため、これらの現象による上場会社の粉飾を止めなければ、公認会計士が粉飾会社の監査を行った結果、証券訴訟に巻き込まれる可能性が存在していたことを証明している。

第4、利益の要因による公認会計士監査品質の低下のため、法的責任の増大。

中国の政府関連部門は、長年、会計士事務所を行政事業の一環としての性質と決めていた。そのため、営利性の特徴を否認し、報酬についても多くの制限を設けていた。政府部門への依存から独立した会計士事務所が、独立採算制となり、自主的に経営して利益を獲得することは、その生存と発展が源動力となる。

上場会社の監査においては、上場会社が国有であり、実態の所有者の不在のため、監査契約先は管理当局が支配していた。会計士事務所としては、継続的な収入

を保持するため、被監査企業の特異な要求をもやむなく屈服せざるを得なかった。また、会計士事務所の経費には、公認会計士の監査業務の増加、業務技能の訓練および上達、法的責任の負担などにおいて、事務所のコストは増加する反面、限られた収入内で、増加するコストを補えないため、リスクを冒しても一部の監査手続を省略せざるを得なかった。それによって、業務品質の低下を引き起こし、法的責任のリスクを増加させることとなった。

#### 第5. 行政政策による公認会計士の法的責任の変化。

公認会計士の法的責任の司法実務において、政策的考慮 (policy consideration) は重要な要素となる。それは政治および法律上の運用を推進するための手段として必要となる。これにより、異なる利害関係者の利害調整を図ることが可能となるからである。政策的考慮の訴訟側面として、訴訟の奨励、規制、均衡を保持することの三つが考えられる。訴訟の奨励は、多くの投資家および政府監督のコストを下げることになるが、公認会計士のコストは増加することとなる。しかし、訴訟の奨励は、後述するように総合的な社会的訴訟コストの増加を招くとともに、公認会計士の慎重性による情報供給の減少などの結果が生じる可能性がある。訴訟の規制は逆効果となるとともに、法律は可能な限り小さい社会的費用で損害責任の分担を実現することを目指すため、社会的総費用の変動傾向は確定しにくいものとなる。

「政策的考慮」に関しては、中国のみならず諸外国においても見受けられる。1960～80年代の諸外国における公認会計士の法的責任の範囲は拡大傾向がそれである。当時、権利侵害法に基づいて、損失を多く引受けうる可能性のある当事者に対してはより多く分配することを奨励していた。その政策的考慮としては、以下の三つが含まれる。①公認会計士はさらなる慎重な業務執行を行うことを促す。②瑕疵の監査報告を信頼した善意の第三者に対しては保証を与える。③さらに効率的にリスクを分担する。しかし、現実には、この政策的考慮による期待の多くは実現できなかった。責任範囲の拡大は、公認会計士にとって予期できないリスクを招くこととなった。その結果として、公認会計士は、より慎重な業務執行を行うというよりは、高いリスク領域の業務から離反することとなった。その結果、公認会計士による情報供給の不足を招いた。

この他、訴訟の増加は、裁判所の管理体制に対して深刻な影響を及ぼした。訴訟の増加により、多くの社会的資源を訴訟事件等に投入せざる得なくなり、社会

的費用の増加を招くこととなった。それらの状況に対応するため、法律は公認会計士の法的責任を制限することに移行し始め、90年代から国際的な潮流としては公認会計士の法的範囲を縮小する傾向にある。つまり、「不注意による過失または失敗、詐害行為のもとで行われた横領または文章偽造の発見を怠った場合に過失責任が認められれば、会計士は、不確定の期間中、不確定の人に不確定の金額を支払う責任にさらされることになる。」<sup>37)</sup>。公認会計士の責任を拡大する傾向にブレーキがかかり始めた。

一方、1980年代初期の中国においては、公認会計士の職種は新鮮なものであり、経済発展に伴い、公認会計士業界の支持が必要となり、それに応じて、この業種が台頭してきた。しかし、会計士事務所自身は民間企業として独立していなかったため、法律的には国家行政の一機関としてその利益を保護する傾向があった。しかも、会計士事務所に対しては法的責任を追究する規定がなかった。

1990年代に入ると、経済秩序の再編が主な政策的考慮の主因となり、公認会計士の資産査定において、その法的責任を強化することを通して、資産査定の品質を向上し、無資本金会社・幽霊会社の減少を促し、経済秩序を取り込んで保護することができるようにした。証券民事訴訟に対しては、「当面受理しない」から「条件付で受理する」に至り、さらに「規制を解禁する」までに発展し、また、証拠責任に関しては「証明責任は被告に有利」から「原告に有利」へと転換した。これらの変化は、すべての法律が投資家の利益を保護する立場へという価値指向の変化を示している。その中、「当面受理しない」という案件が、法律による国有企業の制度改正、かつ、困難な状況から抜け出す環境にある上場会社に対しては、企業の利益保護の傾向に考慮を示し、「条件付で受理する」こととなった。

また、民事訴訟事件に関して、「規制を解禁する」というのは、上場会社の違法・詐欺が何度禁止しても改善されない上場会社に対して、証券監督管理当局が業績不良の企業を、従来の保護する立場から特別処理、ひいては証券市場から追放することによって、中小投資家の利益保護を考慮する経済環境<sup>38)</sup>へと転換した。その結果として、公認会計士は法的責任負担の増加を免れることはできなくなった。

#### おわりに

本研究は中国における公認会計士の発展とその法的

責任に対する認識の変遷を中心に述べた。その法的責任に対する認識の変遷は次の4段階に分けて検討した。すなわち、第1段階は1981年から1991年の10年間で、公認会計士の監査報告書には法的責任が伴わず、大衆は公認会計士が経済警察だと称賛し、信頼し、社会においては、公認会計士に対する法的紛争はほとんど存在しなかった時期である。第2段階の1992年から1995年において、全国を震撼させた事件である。すなわち、原野会社事件、長城会社事件、海南新華会社事件が相次ぎ現われ、それぞれの事件に関連した公認会計士および会計士事務所が刑事または行政処罰を受け、大衆は公認会計士の法的責任に対して重大な注意を払うようになった時期である。第3段階は1996年の徳陽資産査定訴訟事件を端緒として、公認会計士が民事責任を負担する糸口となった時期である。すなわち、1998年以降の瓊民源事件、紅光実業事件、銀広夏事件の三大事件は、中国の証券市場に大きな影響を与え、各地の株主が上場会社と公認会計士に対する民事訴訟を引き起こした。紅光実業事件の11名の株主の訴訟は4年に渡って続いた。第4段階は2002年から、民事責任が会計業界、法曹界に重大な影響を及ぼし、最高人民法院が多くの司法解釈を公布し、民事訴訟事件を解決しようとして現今に至っている。

第4段階の三つの事件の共通の特徴は、違法な行為者が公認会計士に提出した資産検査報告書などの文書を使って、投資家を騙し、財産を自己のものとしたことである。これにより、大衆の公認会計士の法律責任に対する認識は一変し、経済警察である公認会計士の信頼は喪失した。しかし、公認会計士に対する民事責任問題はまだ理論的には研究途上にある。すなわち、証券市場の問題に対して國務院は、証券詐欺行為の禁止規定、企業会計準則、会社法、公認会計士法などの法規を執行し、証券市場の法体制を整備しようとしている。

次に、これらの公認会計士の法的責任に対する認識の変化の4段階を踏まえて、それらに影響する要因を分析した。すなわち、公認会計士の法的責任の形成に対しては社会、経済、技術、リスク、法律および道徳など6つの側面の要因があるとされるが、その他に、筆者は、追加すべき要因が存在することを探索する。例えば、公認会計士の法定業務の範囲拡大に伴い、法的責任の拡大、監査に対する期待の格差の増大、法律訴訟リスクの増加、社会信頼の欠缺、企業不正の広がりなどが、公認会計士が虚偽の監査報告を提出して、訴訟の波にさらされる重要な要因となっていることで

ある。

なお、本稿では中国公認会計士制度における法的責任に対する認識の形成と発展について論じたが、これに関連する問題として、中国における公認会計士の民事責任の性質と構成要件および過失責任、業務執行における民事損害賠償責任の負担問題すなわち業務上の過失認定、これに対応する過失認定阻却事由となる抗弁等の問題があるが、これらの課題については今後探求していくつもりである。

Received date 2010年12月2日

Accepted date 2011年1月31日

#### 【注】

- 1) この事件においては、公認会計士が資産の実在性の検査責任を履行しなかったため、裁判官に過失による損害賠償責任を負わされたことから、これを契機として世界的に公認会計士が法的責任を負う前例が作り出された。
- 2) 1931年のアルトラマーレス社対トゥシュ社 (Ultramares Corp. v. Touche) 事件の中にも、判事Cardozoは監査人の義務を第三者にまで拡張したとしたらどうのようになるかについて説明したのがある。
- 3) David Sands, Accountants Around the Globe, See Rise in Professional Liability Suits, WASH. TIMES, Oct. 20, 1992, at C3.
- 4) Mednick and Peck, Proportionality, a Much Needed Solution to Accountants Legal Liability Crisis, Arthur Andersen & Co, 1993. Arthur Andersen & Co. et al, The liability crisis in the United States: Impact on the Accounting Profession, A Statement of Position, August 6, 1992.
- 5) Gundi Jeffrey, Accountants Want Relief from Legal Nightmare, FIN. POST, Apr. 29, 1994, p.12.
- 6) Christopher Napier, Intersections of Law Accountancy: Unlimited Auditor Liability in the United Kingdom, 23 ACCT., ORG. & SOC' Y. 105, 106(1998).
- 7) ここでの不利な影響とは、①特に集団株主からの企業の内部統制における監督のモチベーションを低下させることになる、②公認会計士に顧客の選択を行うことを強い、監査難易度の高い顧客を断

るような状況が避けられなくなり、一部の優秀な会社に監査を受けられなくなる可能性が出てくる、③公認会計士に対する罰則を通して業務に尽くさせる役割が低くなる、④公認会計士の監査への努力が、自己守備の側面に変わる、などの問題点を意味している。

- 8) Moderating auditor Liability, Internal Auditor, Aug. 98, Vol. 55 Issue 4, p. 12. 国際公認会計士連合法的責任研究グループは、1997年からイギリスの独立コンサルティング会社である London Economics (LE) に、無限責任の監査業務および世界証券市場に対する影響の研究を委託し、その研究結果である。LEは、この種類の問題に対して職業賠償保険の機能は少ないが、賠償金の増加によって、訴訟を増やす逆機能さえもたらす可能性があるとしている。したがって、法的責任を軽減するため、現行の共同連帯責任（被告は全ての損失を負う必要）から比例責任に転換すべきであり、さらに法的責任に対して上限を設定すべきであるという主張がされている。
- 9) この事件は、Touche Ross会計事務所が監査した Fidelity PLC会社の1984年の財務報告書に、300万ポンドの利益が示されていたが、実際には当該会社は欠損会社であった。Caparo Industriesは実情を知らずに、監査された財務諸表に基づいて Fidelity PLC会社を買収した。その後、Caparoは監査報告作成に過失が存在していると指摘し、訴訟を提起した。
- 10) イギリスにおける1990年のCaparo Industries PLC V. Dickkman事件である。この事件において、最高裁判所の判決は、上場会社の公認会計士は特殊な状況を除いて、監査報告に基づいて株式を購入した外部投資家、または既存の投資家に対しては責任を負わないと説明した。また、Fidelity PLCの監査報告の目的は、株主全体が経営層に対する監督のニーズを満たすために行われ、個別の株主や第三者に対して責任を負うものではないと述べ、監査責任の範囲を可能な限り縮小して解釈した。
- 11) 案分比例法による責任とは、1995年12月にアメリカ国会では大統領クリントンの反対を無視に「私有証券訴訟改革の法令」(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)を採択した。この法案は原告の虚偽な会計情報に対して提訴を行うおうとする時、経済的賠償能力ある方が責任を負う判例原則いわゆる「深い袋の理論」の濫用を防止するための趣旨で作られたものである。その中では、被告の過失程度に応じて案分賠償責任を負うことが規定された。これは以前の連帯責任に取って代わることである。その理由は連帯責任の場合に、いかなる被告にも強制的に全部損失を賠償させられる可能性があるからである。(李若山, 1999)
- 12) Sclafane, Susanne, D&O, Auditor Liability To Increase. National Underwriter / Property & Casualty Risk & Benefits, 2/25/2002, Vol.106 Issue 8, p15.
- 13) エンロン事件とは、アメリカの大手総合エネルギーとITビジネス企業であるエンロン(Enron Corporation)は、2000年度、全米売上げ第7位、2001年10月、巨額の不正経理・不正取引の発覚で、12月に破綻した。破綻時の負債総額は少なくとも160億ドルを超えと言われ、2002年7月のワールドコム破綻まではアメリカ史上最大の企業破綻の事件でした。
- 14) 当時の《中華人民共和国注册会计师条例》においては、公認会計士民事責任の規定を設けていないため、責任を追求する必要がある場合には、《中華人民共和国民法通則》に基づいて行うしかなかった。
- 15) 中国注册会计师協会『中国注册会计师法律責任—案例与研究』遼寧人民出版社。299頁。
- 16) 原野会社事件とは、1992年8月に発見された深圳原野実業会社が起こした事件である。この事件は、わずか2年間のうちに資本金150万元から9000万元までに大躍進した。当該会社の神話の裏で、3つの公認会計士事務所、すなわち深圳経済特別区会計士事務所、公信監査事務所、および宝安会計士事務所による不正な資産査定、虚偽記載、さらにはその助言が行われ、一般投資家に損害を与えたものである。
- 17) 長城事件（全称は北京長城電機科技産業会社事件）とは、1993年3月に総裁の沈太福氏が5000万元の負債に対処するために、所有していた省エネ電機の特許権を分割して売却する「融資方法」により、年利率24%もの高金利で市場から10億元の資金を調達したことをきっかけとした事件である。当時、中国における国債の金利が9%だったが、なぜ、これだけ高金利な資金調達が可能だったのか。その理由は、当時の中国には、法定金

- 利が明白に定められていなかったこと、そして、会社の資金調達には、その財務状況が正常である証明が必要とされること、その証明を出したのが中誠会計事務所であった。
- 18) 海南事件（全称は海南長城国際投資グループ事件）とは、当該会社が設立申請時に1000万ドルを登記資本としていたにもかかわらず、実はそれが銀行残高証明書のわずか1000ドルを改ざんしていたことが1994年に発覚した金融詐欺事件である。
- 19) 海南事件の当時の中国法律によると、会社の設立後に出資金の払い込みが認められていた。しかし、当該会社による出資金の払い込みは、設立後もないままだった。その後、海南工商管理局が中国外資系企業管理法規に基づき、外資系企業が年度出資金払込の監査を受けなければ、免許を取り消す旨の声明を発表した。これにより、当該会社は改ざんをする必要に迫られたのである。この改ざんに関わっていたのが、海南新華会計事務所の公認会計士である王氏である。王氏は、出資金払込の監査報酬を受け取るために、それが改ざんであると知りながら、それを認可した。
- 20) 原野会社の不正が発覚後、深圳市財政局、深圳公認会計士協会、および中国公認会計士協会、財政部会計事務管理部門、さらに広東省財政庁と深圳財政局の関係者による慎重な検査が行われた。その結果、財政部が「深圳経済特別区会計事務所重大な過失に対する厳粛処分に関する通告」を公布し、広東省財政庁が処分決定を下した。処分内容は、深圳経済特別区会計事務所の財産の凍結、さらに、当該事務所の所長、およびその他の二名の公認会計士証書の剥奪である。また、宝安会計事務所とその他の一名の公認会計士が公認会計士資格を剥奪されており、さらに関連責任のある関係者に対する検査と責任の追及が行われた。
- 21) 北京長城事件の不正の発覚後、関係官庁が当該事務所に対して、廃業を宣告した。さらに、担当の公認会計士の資格を剥奪、監査報酬は、当該会社に返却後、投資家に返還するよう求められた。違法行為に関連した関係者には、刑事責任が適用され、当該会社は解体された。沈太福氏は別件逮捕ではあるものの、死刑判決を受けている。
- 22) 海南事件の不正の発覚後、海南省財政税務庁は、中国公認会計士協会の承認後、当該事務所に対し、廃業を宣告。当該会計事務所の財産は没収され、国庫に上納された。さらに、王氏の会計士資格が剥奪されている。
- 23) 徳陽資産検査事件は、1996年四川省徳陽市の会計士事務所が当市にある東方貿易会社に資産検査監査報告書を提出し、報告書の中に担保の承諾をした事件である。実際、この会社の資本金は虚偽であった。事件後、会社は経営上の債務紛争が起これ、債権者は会社と会計士事務所を一度に訴えた。裁判所は、公認会計士の承諾に基づき監査報告書に記載した資本金の一部に対して損害賠償金を負担することを命じた。この事件は、会計士事務所が業務執行において、第三者に対する損害賠償責任を負担した初めての事例である。それから2年後、中国の各地で会計士事務所の資産検査に対する訴訟事件が300以上に上り、訴訟のピークとなった。この事件の影響の下で、公認会計士協会は、資産検査監査報告の公告と業務執行規範の指針を改定した。これは同時に、公認会計士が民事責任を負担することの始まりであった。
- 24) 中国語の全称は、法文書〔1996〕第56号『最高人民法院の会計士事務所が出した虚偽の資産査定証明に関する処理法の返答』である。徳陽事件の資産査定監査報告には不実があれば、会計士事務所は責任を負うという約束のことから、法文書56号は当該会計士事務所に連帯責任を負わせるべきとだと返答とした。
- 25) 1996年3月27日、最高人民法院は公布したものである。即ち、法返答〔1996〕第3号『金融機構が行政機関の会社設立のために不実な資産査定報告を許可したことにより負担すべき責任に関する回答』である。
- 26) 1998年の法解釈〔1998〕第13号は、1994年1月1日に施行される公認会計士法以前の虚偽名資産査定報告に対して民事責任を負担するか否か、会計士事務所が債権者に対して民事責任の負担、負担する順序について解釈している。
- 27) 中華人民共和國民法通則（1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議にて採択、1986年4月12日中華人民共和國主席令第37号により公布）1987年1月1日より実施。
- 28) 従来会計事務所は国家機関の一部門の支配下に所属していたものを、「脱鉤改制」という改革により、国家機関から分離することとなった意味である。

- 29) 瓊民源事件については、この会社が不動産契約を譲渡するなどの虚偽の契約を結び、借入金を利用して利益の水増しを行い、5.4億元の虚偽の利益を偽造した。また、仲介サービス機構が提出した資産評価報告書と監査報告書には、すべて虚偽なものが含まれていた。報告書の責任者と会計士事務所は証券管理委員会の処罰を受け、2名の公認会計士は刑事処罰を受けた。この事件は、証券市場の初めての詐欺事件であり、これを契機として、企業会計準則—関連企業の開示という具体基準は適時に改正を行った。
- 30) 紅光実業事件は、1997年5月、紅光実業会社は株式を公開発行し、同年6月、上海証券取引所に上場した。しかし、紅光実業会社は上場して半年、巨大な損失が生じていることが判明した。紅光実業会社が上場により調達した資金は計4.1億元であったが、半年後に損失が2億元、三年半の間に累計損失は7億元超過となり、株価は急落した。これに対して、中国証券監督管理委員会が調査し、検察院が捜査した後、提訴に踏みきった。この事件は中国株式市場で最初の詐欺事件とされ、中国の証券市場において「法人に刑を問わない」時代に終止符が打たれたことを象徴する事件とされている。
- 31) 銀広夏事件は、2001年に起こった事件であり、学者達は中国のエンロン事件と呼んでいる。この会社は、1999年から2000年にかけて、会社の輸出の購入・販売の契約書（虚偽な財務資料が100以上あり）を偽造することを通して、7.45億元の巨額な利益を水増しした。担当の公認会計士は、汚職により、毎年保留意見なしの監査報告を提出した。この事件は、当時の中国証券市場の政府が摘出した初めての事件である。会社の4名の責任者と2名の公認会計士は、刑事責任を追及された。監査を担当している公認会計士事務所は、財政部により資格の剥奪を受けた。
- 32) 誰が上場会社に損害請求を求める最初の一人になるか、<http://finance.sina.com.cn>。2002年12月19日、新波財經。
- 33) 法文書〔2001〕第406号の文書により伝達。
- 34) 「1・15通達」の中国語の全文の邦訳は、『最高人民法院の証券市場における虚偽記載により起きた権利侵害の民事紛争事件を受理する関連問題に関する通知』（2002年1月15日）である。「1・15通達」と呼ばれているため、「1・15通達」とも略称する。
- 35) 中国語における名称は『关于审理证券市场因虚假陈述引发的民事赔偿案件的若干规定』である。「1・9規定」の中国語の全文の邦訳は、「最高人民法院の証券市場における虚偽記載による民事賠償責任事件の審理に関する規定」である。通常「1・9規定」と呼ばれているため、「1・9規定」とも略称する。これは、2002年12月26日の最高人民法院審判委員会第1261回会議で決議され、2003年1月9日に公布し、2月1日から施行したものである。
- 36) 李若山、周勤業、余玉苗、李国運、呉聯生など研究者達の議論によるものである。
- 37) Vincent M. O' Reilly, Patrick J. McDonnell, Barry N. Winograd, James S. Gerson, Henry R. Jaenicke, Montgomery's AUDITING, Twelfth Edition, 1998 by Coopers & Lybrand L.L.P. All rights reserved. (訳：中央監査法人『モンゴメリーの監査論』第2版、1998年4月、177頁)。
- 38) 経済環境は、優良企業と中小投資家の利益を保護する環境の形成を指すことである。

[原著論文]

## モダン・ダンスの理念とフォルム

—内面を語るために—

木山 慶子\*

### The ideal and form of modern dance

Keiko KIYAMA\*

#### Abstract

This study aims to examine the development of modern dance, a dance form pioneered by Isadora Duncan by rejecting tradition and format.

Modern dance is a dance form in which the dancer freely expresses their emotions, using his or her own methods.

Duncan danced only as she liked and followed no her forms. Dancers who supported the rise of modern dance after Duncan, however, did follow their own forms. Martha Graham established the Graham technique for training dancers and Rudolf Laban supported educational dance.

It can be said that Duncan by destroying the classical form of dance went on to produce a form that is tangible and substantive for everyone, even though dances created by Graham, Laban and Wigman differ in style.

Modern dance rebelled against the traditional format of classical ballet; however, the form of expressivity was necessary to reveal the inside.

**KEY WORDS** : modern dance, ideal, form, expressivity

#### 1. はじめに

ジャック・アンダソンは、「モダン・ダンス」はあまり皆に好まれてきた言葉ではない<sup>1)</sup>と言っている。確かに、取り扱いに困る言葉である。モダン・ダンスに携わってきた舞踊家、あるいは振付家、そして批評家たちは、一様にこの言葉に、困惑させられてきた。

その定義づけも極めて難しく、モダン・ダンスとは、と聞かれると、即答できず、まずは考え込んでしまう。それにもかかわらず、舞踊を志す者や舞踊に関わる者のほとんどがこの言葉を知っており、モダン・ダンスね、となんとなく頷いてしまうように、この言葉は定着し、モダン・ダンスという芸術は花開いた。

モダン・ダンスを定義しづらい理由の一つは、それがあるシステムや技術を指すのではなく、ダンスに対する姿勢を示すものであり、また、個性を芸術に生かすことおよび個人的な振付スタイルの開発を促す視点<sup>2)</sup>であるからだ。海野はモダン・ダンスを「自分の私的な感情や思想の身体的表現」<sup>3)</sup>としているが、それなら、振付家の数だけ舞踊の種類があるともいえる。まさに、これがモダン・ダンスだ、と一言で表すのは至難の業である。

しかしながら、モダン・ダンサーといえ、イサドラ・ダンカン (Isadora Duncan)、ルース・セント・デニス (Ruth St. Denis)、テッド・ショーン (Ted Shawn)、マーサ・グラハム (Martha Graham)、ル

\*九州共立大学スポーツ学部

\*Kyushu Kyoritsu University

ドルフ・ラバン (Rudolf Laban)、メリー・ヴィグマン (Mary Wigman) であり、彼らによる踊りが我々の認識しているモダン・ダンスであるといえる。

このモダン・ダンスは、19世紀にそれまで芸術舞踊の代表であったクラシック・バレエへの反逆から始まり、その反逆によって一気に舞踊の本質に迫ろうとした。特定の形式の枠にとらわれず、いかなる束縛にもとらわれず、人間の最も根源的である肉体によって迫ろうとしたのである。江口隆哉らは、「モダン・ダンスとは「新しい舞踊」である」<sup>4)</sup> といっているが、実のところモダン・ダンスはモダンなものつまり新しいものというだけではなく、人間の身体を媒体としたより基本的・根源的なものであるともいえる。

近代舞踊革命は19世紀の半ばに西洋で起こり、新しい舞踊が新しい文化現象として社会的に容認され、受け入れられるようになったのは20世紀に入ってからとなる。近代舞踊革命はそれまでの伝統的舞踊、すなわち西洋における古典芸術舞踊であったバレエを否定することから始まった。邦は、バレエを否定することによって発足したのは、次の二つの理由からである<sup>5)</sup>、と述べている。

その第一の理由は、バレエがステップの決まった型をつくってしまっただけではなく、踊る者の身体そのものまで、コルセットとトゥ・シューズで縛り、ダンカンの言う、ついには体の一部分を奇形化したことである。つまり、身体を縛り奇形化することは人間そのものを縛り奇形化することであるから、これは打破されなければならなかった。第二の理由は、バレエの中の踊りの部分は場面をつなぎ、場面を飾る装飾であって、本筋とは関係がなく、動く小道具、動く衣装としての使命しかもっていなかった。言い換えれば、バレエの踊りは人間の感情とか表現を認めなかったところにある。

このように、人間そのものを束縛した点、そしてバレエの踊りが感情を認めなかったことから、バレエを否定する結果に至ったと考えられた。

近代芸術革命において、美術や音楽や文学はルネサンス以来、めざましい進歩発達を遂げ、芸術家は技巧だけを提供するただの職人ではなく、自分を主張し自己の思想感情を表現するようになってきた。そしてそれが芸術というものの常識となってきた時に、舞踊においても、型にはめられた「動く道具」であったバレエを舞踊芸術として容認できなくなったのはむしろ当然の流れであった。

モダン・ダンスに生きる人々にとって、バレエ的形

式は苦痛であり、それを束縛であると感じたのであろう。芸術革命前の舞踊家はバレエ的形式の中に生きてきたが、世の中は変化していたのであり、新しい時代の新しい人間が生まれてきたのであった。しかしながら、ダンカンによって破壊された形式や枠組みは、やがてモダン・ダンスが何かを表現する芸術として確立するために、ラバンやヴィグマン、グラハムによって、モダン・ダンスのフォルムとして、再び形成されていくことになる。

本稿では、形式に反逆して誕生したモダン・ダンスが、どのような理念を持ち、いかに展開されていったかを検討し、現在にも生きるモダン・ダンスが必要とした表現性とフォルムについて考察することを目的とする。

## 2. モダン・ダンスの創成から展開

### 1) モダン・ダンスの創成 —イサドラ・ダンカン

(Isadora Duncan 1877-1927) —

古典舞踊芸術時代の中で、バレエという洋舞の伝統に、反逆と革命の衝撃を引き起こしたのが、イサドラ・ダンカンである。イサドラ・ダンカンは一人ひとりの人間が自分の方法で自由に感情表現できる舞踊を求め<sup>6)</sup> トゥ・シューズや肉体を締め付ける衣装を脱ぎ捨て、ギリシア舞踊や波や風の動きをモチーフにして踊った。ダンカンの表現法は即興に基礎をおき、動きやステップを予め設定することを嫌い、まったくではなかったが同じ動きを繰り返すことがほとんどなかった。一定の形式への系統化はほぼ不可能であった。したがってダンカンの踊りは、彼女が舞台から姿を消すと共に消滅してしまうという運命を避けられなかった。しかしながら、その思想とめざす方向は革命的な影響を同時代の人々や後継者に残している。

### 2) モダン・ダンスの展開

#### (1) ルドルフ・ラバン

(Rudolf Laban 1879-1958)

ダンカンの舞踊を理論的に一定の方向へ展開したのがルドルフ・ラバンである。ラバンは、近代舞踊の父と呼ばれる舞踊家であり、モダン・ダンスの理論的指導者であった。モダン・ダンスはラバンによって理論的成長を成し遂げた。彼は、舞踊は空間構成との調和に結びつくという考えから、運動の基本原則を打ち立てた。ラバンが、舞踊が空間芸術であることを証明したことは、舞踊自身の形式を確立するための基本条件

を見出し、不変の基盤をつくったという意味で、舞踊史上非常に重要な意義を持つものである。

また、ラバンは運動についての考え方を「エフォート effort」という語で表現した。彼は、基本的な八つの動きを例示し、それらの動きを内側から推進する力をエフォートであると表した。その結果、すべての動きはエフォートの実現として理解されることになり、ここで人間の精神的な態度を含む運動の分析が可能となった。ラバンの研究は、舞踊空間の分析からはじまり、三面と六方向、それから発展する想像立体にまで進んだ。そしてこれらと並行して舞踊の記録法の研究がなされていった。

## (2) メリー・ヴィグマン

(Mary Wigman 1886-1973)

ラバンの研究は、弟子のメリー・ヴィグマンによって実証された。ヴィグマンの舞踊の第一の特色は、既成の音楽から離れて無音楽舞踊を試み、振付と平行して音楽を作曲したことにある。第二の特色は空間の認識である。運動範囲の限界あるいは運動しようとする力に対する抵抗を示す要素としての空間を認識し、各個人が自分を見出し、適応していかなければならない宇宙の象徴的提示として空間をとらえたのである。第三の特色は群舞であった。これは、個人を否定することではなく、群舞によって舞踊表現の領域を拡大し、新しい表現の質を加えようという意図をもっていたのである。第四の特色は仮面を使ったことである。ヴィグマンは自己を象徴的存在にまで高める一つの方法として多くの作品に仮面を使用した。

ヴィグマンはラバンの理論や法則を芸術作品にして、舞台の上から証明し、作品によってラバンの多くの進歩的な理論の裏づけをした。彼女が同じ時代の他の舞踊家よりもはるかに広く世界中に知れわたっているのは、彼女の偉大な創作活動と多彩な舞台活動があったからである。彼女はドイツばかりでなく全ヨーロッパで活躍し、さらにアメリカでの数多くの公演は、アメリカのモダン・ダンスにも多大なる影響を及ぼしている。

## 3) アメリカにおけるモダン・ダンスの隆盛

### (1) ルース・セント・デニス

(Ruth St. Denis 1877-1968)

アメリカにおけるモダン・ダンスの流れは、ダンカンのあとルース・セント・デニスの出現に引き継がれる。ルース・セント・デニスは東洋の神秘的で儀式的な舞踊をアメリカの舞踊に取り入れたいと願ひ、東洋

的動き、衣装、音楽を用いた舞踊を踊った。その後、アメリカに拠点を定めて活躍したデニスは、テッド・ショーンと共同して総合的なダンス・カリキュラムをもった学校とデニ・ショーン舞踊団を組織し、創作活動・舞台活動を精力的に行い、モダン・ダンスの訓練の体系の確立に努め、1920年代から30年代にかけてのモダン・ダンスの隆盛の礎を築いた。そこからその後のアメリカ・モダン・ダンスの主導者となる舞踊家を多く輩出している。

やがて、次の新しい世代のダンサーたちが、彼らの前に走るダンカンやデニショーン・スタイルの限界を批判するために立ち上がった。ダンス界においては、弟子が師匠に反抗し師匠を含めたスタイルを否定することによって独自の新しい表現に到達するケースが多く、モダン・ダンスは若いダンサーたちが先輩ダンサーから学び、彼らを追い越し、あるいは彼らに積極的に反抗していった。モダン・ダンスは、師を離れたダンサーによってそれぞれの独自の新たな可能性を追求していきながら発展していった。

### (2) マーサ・グラハム

(Martha Graham 1893-1991)

デニショーン・スクールが育てた人々の中で最も偉大な人物はもちろんマーサ・グラハムであった。グラハムは、舞踊の目的を「内面の眺望の視覚化」とし、この目的は、肉体をいかなる芸術的要求にも応えうる完全な状態に到達させることによって、実現されると考えていた。したがって、テクニクを身体養成の手段というよりは、それ以上のもの、つまり、存在修練の手段と見ていた。グラハムは呼吸に伴う身体の動きを詳細に観察し、それをもとに独自のテクニクとなる「コントラクション」と「リリース」を考案した。このテクニクは、彼女が追い求めた内面世界と対応した形式<sup>7)</sup>である。またグラハムは他のジャンルの芸術家との共同作業をやり遂げた。音楽においても、美術においても、照明においても、またコスチュームにおいても、彼女は革新的だった。

グラハムの舞踊団からは、多くの舞踊家、振付家が大成していった。アンナ・ソコロワやジーン・エルドマンといった、グラハムの傍ら近くにいた初期の弟子たちだけではなく、マース・カニングハム、ポール・テイラーも、トワイラ・サープも、エリサ・モンテも、そうである。むしろ、彼らのすべてがグラハムの宣教師になったわけではない。むしろ反旗を翻し批判者になって出て行った者のほうが多かった。いずれにせよ、グラハムは彼らの原点にほかならなかった<sup>8)</sup>。

### (3) マース・カニングハム

(Merce Cunningham 1919-)

1945年にグラハムのもとを去ったマース・カニングハムは、自由を束縛している物語的装飾性を削ぎ落とすことで舞踊を様々な慣習から解放し、新たな可能性を切り拓こうとした。カニングハムは、何を表現するかの表現内容ではなく、動きそのものに関心を持った。カニングハムの振付では、動きのつながり、場面展開には一貫性や連続性、調和性がなく、空間は分割され、いくつかのグループが無関係にそれぞれの動きを同時に進行させる。こうした作品の振付法として、彼は偶然性と即興を用いた。動かす身体部位、動きの順序、フレーズの順序、ダンサーの位置や軌跡などをコインやダイス投げで決定する。この偶然性の登用は習慣を覆し、新しい動きやコンビネーションを生んだ<sup>9)</sup>。舞台スペースの処理の方法にも、カニングハムの振付に対する姿勢の特徴がある。これまでの舞踊の舞台は、バレリーナか男性舞踊手、ヒーローかヒロインなどを群舞が囲んでいることがほとんどであった。カニングハムの作品では、常に中心があるのではなく、中心はあっても移動し続け、全体に同じだけの重点をおく。観客は振付によってある一点に視線が誘導されるのではなく、活動の場の中を好き勝手に見渡す自由を得ることになる。また彼は「作品の構成要素であるムーブメント、音楽、舞台装置らは独立したものの共存だ」と捉え、舞踊、音楽、美術が自立的に存在し、相互干渉せず、同一空間で同時進行するという形<sup>10)</sup>での創作作業を行っている。

カニングハムは、舞踊のもっている伝統的な構造を破壊していった。彼の舞踊はダンサーの肉体を振付という強制によって束縛することを極力避け、肉体に振付の枠をこえた自由度を与えることによって、肉体に新しい可能性を展開させようとしている。それは肉体を中心にした新しい時間と空間の体験であった。彼は独創的に、分離的に、何かを表現することを否定することによって表現しようとする。カニングハムは石福の論じるように「舞踊をして舞踊を語らしめるという20世紀の舞踊の新しい方向を模索していた」<sup>11)</sup>ということができる。

### 3. モダン・ダンスの表現性

神澤は、イサドラ・ダンカンを中心とする舞踊革命は「第一次世界大戦により廃墟とも化したヨーロッパが立ち上がるための象徴」<sup>12)</sup>であるといった。この時

代の新しい舞踊として生まれたモダン・ダンスは、クラシック・バレエを否定することから始まった。モダン・ダンスはそれまでのバレエを中心にした古典的・伝統的舞踊にみられる形式的・外形的な芸術の様式の制約を惜しげもなく取り払い、自然に、自由に、のびのびと展開された。それは、個々の人々の内面を形成している思想感情を、外へ表現する<sup>13)</sup>新しい舞踊でもあった。

ダンカンが切り拓いた舞踊は、ただただ自由で、新しいというだけであった。したがってダンカンによる舞踊は、理論も方法も残されないまま、彼女の死と共に消え去ってしまった。舞踊革命によって登場した奔放な新しい舞踊の熱狂的歓迎から、やがて次から次へと舞踊の名のもとにさまざまな舞踊家と称する人々による作品が発表され、次第に熱は冷め、観客は遠ざかっていき、舞踊家らは自らを反省する必要に迫られた。そして彼らが自らを振り返ってみると、第一に方法論をもっていなかった。舞踊の基本的形式、身体訓練法、舞踊創作法、音楽との関係等々、何一つ形式を持っていなかった。舞踊が独立した創作芸術であるという宣言はなされていたが、そうなるための理論的実際的方法論をもっていなかった<sup>14)</sup>のである。

この舞踊の理論的体系化という仕事を成し遂げたのが、ラバンである。ラバンは、舞踊の空間形成の根本理論を打ち立て、これらの理論は、イギリスにおける舞踊教育にも大きな影響を与えた。ラバンが理論的体系化を完成させたからこそ、舞踊教育として成立することができた。一方メリー・ヴィグマンは、ラバンの理論や法則を芸術作品にして、舞台の上から証明した。彼女は一流の理論家でもあるが、優れた作家、演技家でもあり、作品によってラバンのとりかかった進歩的な理論の裏づけをした。彼女はドイツばかりでなく全ヨーロッパで活躍し、アメリカでの数多くの公演は、アメリカのモダン・ダンスにも大きな影響を及ぼしている<sup>15)</sup>。

アメリカのモダン・ダンスの隆盛はマーサ・グラハムに代表される。マーサ・グラハムは、グラハム・メソッドを掲げ、グラハムのモダン・ダンスは内面性を主張していた。ただ単に内面性を主張しても、それが自己満足の単なる主観性への埋没とならないように、表現する方法を見出すことを求めた。表現性とは、内面を表現するための言葉や文法や構成であった。グラハムは衝動に忠実なあまり、形式を創造しようとしたのである。ダンカンが否定したバレエの伝統的形式ではなかったけれど、モダン・ダンスにおける形式を必

要とした。内面性をただ無責任に放出するのではなく、形式を厳密に選択することによって内面性の共有に向かおうとしたのがグラハムであった。このグラハムのメソッドは、現在でも多くのモダン・ダンサーによって実践されている。

グラハムから離れ、モダン・ダンスからポスト・モダンへと移行させたカニングハムは、グラハムの表現性を拒絶し、グラハムのつくりあげた構造を打ち破った。内面性の表現のためにはやはり形式が必要であるとしたグラハムらの、音楽は舞踊や舞台装置と緊密に結びついていなければならないという観念を否定し、振付の構成的な意図を破壊し、クライマックスを否定した。カニングハムのダンスでは、身体の動きは何かを表現する手段ではなく、それ自体が鑑賞の対象となった。カニングハムの動きは、音楽との結合を切断することから始まり、非自然的であった。しかし決してためらめではなく、尼ヶ崎は、カニングハムの動きを「動きそのものが自らの意志を持ち、人間の意図を超えて自ら展開していくように見える」<sup>16)</sup>と評している。モダン・ダンスの後継者たちは、「表現」を自己批判し、ダンスの純粋な姿を模索しようとする新しい方向をめざした。

#### 4. まとめ

ダンカンが舞踊に革命を起こし、モダン・ダンスは、一人ひとりの人間がのびのびと自由に自己の内面や感情を表現する舞踊となった。ダンカンは、自由と自然を求めて伝統や形式を否定したが、その後、新しい舞踊はあまりにも奔放となり混迷し、舞踊家たちは自己反省に行きつく。そしてこの答えが、いわゆるモダン・ダンスの新しい舞踊観・新しい身体訓練法・新しいテクニック、すなわちフォルムの創造であった。モダン・ダンスの隆盛を支えた舞踊家には、確かにそれぞれフォルムがあった。ダンカンが破壊した古典的伝統的フォルムは、グラハムによって、ラバンによって、ヴィグマンによって、形は異なるが、誰にも触れられる。誰にも実体の分かるフォルムを作り出したといえる。モダン・ダンスは、古典バレエの伝統的な形式に反旗を翻したが、内面を語るためには、ただ単に思いつきで踊るだけではなく、表現性というフォルムが必要であった。むしろそのフォルムは、古典バレエにおける形式ほど束縛された窮屈であるものではなかったし、モダン・ダンスにすべて、誰の踊るモダン・ダンスにも共通するものではなかったが、グラハムま

でのいわゆる正統派モダン・ダンスが最も重要とした内面の表象は、表現性、そして伝達性という意味でもフォルムを創造することで実現できたといえる。ここで、モダン・ダンスは、やっとならばバレエではない舞踊のジャンルのひとつとして認められた。ラバンにはラバン・システムが、グラハムにはグラハム・テクニクがあった。だからこそ、我々は、今、モダン・ダンスを語り、踊り続けることができるのである。ラバン・システムがイギリスの舞踊教育の礎となり、舞踊家はグラハムのテクニクを基礎練習として彼女のモダン・ダンスに触れることができるのである。モダン・ダンスは、決して思いつきの即興ダンスではない、自由な表現のためのためならぬダンスでもない。そこには、確固たるテクニクやシステムに支えられた表現性というフォルムが存在していることを忘れてはならない。

Accepted date 2011年1月31日

#### 引用文献

- 1) [ジャック・アンダソン (湯川京子訳), 1993, ページ: 271]
- 2) [ジャック・アンダソン (湯川京子訳), 1993, ページ: 271]
- 3) [海野弘, 1999, ページ: 10]
- 4) [江口隆哉, 1961, ページ: 6]
- 5) [邦正美, 舞踊の文化史, 1968, ページ: 129]
- 6) [片岡康子, 劇場舞踊の発展, 1991, ページ: 47]
- 7) [市川雅, 1995, ページ: 176]
- 8) [三浦雅士, ランドマーク・マーサ, 1992, ページ: 330]
- 9) [鈴木江利子, 1991, ページ: 53]
- 10) [鈴木江利子, 1991, ページ: 53]
- 11) [石福恒雄, 1974, ページ: 196]
- 12) [神澤和夫, 20世紀の舞踊, 1990, ページ: 46]
- 13) [J.ウィナルズ (河井富美恵ほか訳), 1968, ページ: 5]
- 14) [邦正美, 舞踊の文化史, 1968, ページ: 158-159]
- 15) [神澤和夫, 20世紀の舞踊, 1990, ページ: 108]
- 16) [尼ヶ崎彬, 2004, ページ: 186]

#### 参考文献

- J.ウィナルズ (河井富美恵ほか訳). (1968). 創作ダンス入門. 東京: 大修館書店.
- イサドラ・ダンカン, シェルドン・チェニー (小倉重夫訳). (1977). 芸術と回想. 東京: 富山房.

- ジェラルド・ジョナス (田中祥子・山口順子訳). (2000). 世界のダンス. 東京: 大修館書店.
- ジャック・アングソン (湯川京子訳). (1993). バレエとモダンダンス. 東京: 音楽之友社.
- ルドルフ・ラバン (神澤和夫訳). (1985). 身体運動の習得. 東京: 明治図書.
- ルドルフ・ラバン (須藤智恵・秋葉尋子訳). (1972). 現代の教育舞踊. 東京: 明治図書.
- ルドルフ・ラバン (日下四郎訳). (2007). ルドルフ・ラバン—新しい舞踊が生まれるまで—. 東京: 新書館.
- 海野弘. (1999). モダン・ダンスの歴史. 東京: 新書館.
- 江口隆哉. (1961). 舞踊創作法. 東京: カワイ楽譜.
- 三浦雅士. (1995). バレエの現代. 東京: 文藝春秋.
- 三浦雅士. (1992). ランドマーク・マーサ. 著: マーサ・グレアム (筒井宏一訳), 血の記憶—マーサ・グレアム自伝— (ページ: 313-315). 東京: 新書館.
- 市川雅. (1995). ダンスの20世紀. 東京: 新書館.
- 市川雅. (1983). 舞踊のコスモロジー. 東京: 草書房.
- 小林信次. (1960). 舞踊史. 東京: 逍遥書院.
- 松村朋子. (1999). マース・カニングハム ムーブメントとチャンスの遭遇. 著: 片岡康子編著, 20世紀舞踊の作家と作品世界 (ページ: 127). 東京: 遊戯社.
- 神澤和夫. (1990). 20世紀の舞踊. 東京: 未来社.
- 神澤和夫. (1996). 21世紀への舞踊論. 東京: 大修館書店.
- 石井獏. (1943). 世界舞踊芸術史. 東京: 玉川学園出版部.
- 石福恒雄. (1974). 舞踊の歴史. 東京: 紀伊国屋書店.
- 渡辺江津. (1974). 新訂 舞踊創作の理論と実際. 東京: 明治図書.
- 尼ヶ崎彬. (2004). ダンス・クリティーク 舞踊の現在/舞踊の身体. 東京: 勁草書房.
- 日下四郎. (1976). モダンダンス出航: 高田せい子とともに. 東京: 木耳社.
- 日下四郎. (1997). 現代舞踊がみえてくる. 東京: 沖積舎.
- 片岡康子. (1999). イサドラ・ダンカン「自然」と「自由」の求道者. 著: 片岡康子編著, 20世紀舞踊の作家と作品世界 (ページ: 28). 東京: 遊戯社.
- 片岡康子. (1999). マーサ・グラハム 劇的内面表現の創造. 著: 片岡康子編著, 20世紀舞踊の作家と作品世界 (ページ: 64). 東京: 遊戯社.
- 片岡康子. (1991). 劇場舞踊の発展. 著: 舞踊教育研究会, 舞踊学講義 (ページ: 47-49). 東京: 大修館書店.
- 邦正美. (1942). 芸術舞踊の研究.
- 邦正美. (1973). 舞踊の美学. 東京: 富山房.
- 邦正美. (1968). 舞踊の文化史. 東京: 岩波書店.
- 木村はるみ. (1991). ラバン・システム. 著: 舞踊教育研究会編, 舞踊学講義 (ページ: 178). 東京: 大修館書店.
- 鈴木江利子. (1991). 現代の舞踊. 著: 舞踊教育研究会, 舞踊学講義 (ページ: 52-61). 東京: 大修館書店.

[原著論文]

## 超高齢社会における福祉マップの必要性和GIS利用の有用性について

安田 繁<sup>1)</sup>, 中野 聡太<sup>2)</sup>, 宇野 伸志<sup>3)</sup>, 久保田 哲<sup>3)</sup>,  
立橋 沙也香<sup>3)</sup>, 狩山 裕<sup>4)</sup>, 田中 邦博<sup>5)</sup>

### The necessity of the welfare map in the population aging society and utility of the GIS use.

Shigeru YASUDA<sup>1)</sup>, Sota NAKANO<sup>2)</sup>, Shinji UNO<sup>3)</sup>, Satoru KUBOTA<sup>3)</sup>,  
Sayaka TATEHASHI<sup>3)</sup>, Hiroshi KARIYAMA<sup>4)</sup>, and Kunihiro TANAKA<sup>5)</sup>

#### Abstract

The Japanese aging becomes serious year by year. Japan became the aging society in 1970 and became the aged society in 1994, and it was it with super aged society in 2007. The Japanese aging rate arrives at it by 23.1% neighbor, very short time in 2010. Speed of the aging becomes fast, and a senior citizen and the handicapped person include Japan in comparison with the many foreign countries, and the security of the living environment which anyone can live for comfortably in peace becomes a problem. Of the making example of the welfare map which used GIS for socially vulnerable here suggest it.

**KEY WORDS** : welfare map, population aging society, GIS, barrier free, universal design

#### 1. はじめに

日本の高齢化は年々深刻になってきている。高齢化とは、一般的には高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)によって以下のように分類される。

- \* 高齢化社会 高齢化率7% ~ 14%
- \* 高齢社会 高齢化率14% ~ 21%
- \* 超高齢社会 高齢化率21% ~

「一般人口統計 2007年版」によると、2005年の主要国の高齢化率は以下のとおりである。

- \* 19%台-イタリア
- \* 18%台-ギリシャ
- \* 17%台-ポルトガル
- \* 16%台-フランス

- \* 15%台-イギリス
- \* 14%台-オランダ
- \* 13%台-カナダ
- \* 12%台-アメリカ合衆国

図-1に65歳以上人口の割合の推移の国際比較を示す。日本は1970年(S45)に高齢化社会に、1994年(H6)に高齢社会になり、2007年(H19)には超高齢社会となった。2010年(H22)には日本の高齢化率は23.1%となり、世界に類を見ない水準に到達している。日本は諸外国と比べて高齢化のスピードが速くなっており、高齢者や障害者も含めて、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境の確保が課題となっている。

このような超高齢社会に対応するためには、高齢者や障害者などに配慮した移動しやすい街づくりを行う

1) 元九州共立大学工学部  
2) 北九州津屋崎病院  
3) 九州共立大学工学部  
4) 九州共立大学工学部  
5) 九州共立大学工学部

1) Kyushu Kyoritsu University  
2) Kitakyushu Tsuyazaki Hospital  
3) Kyushu Kyoritsu University  
4) Kyushu Kyoritsu University  
5) Kyushu Kyoritsu University

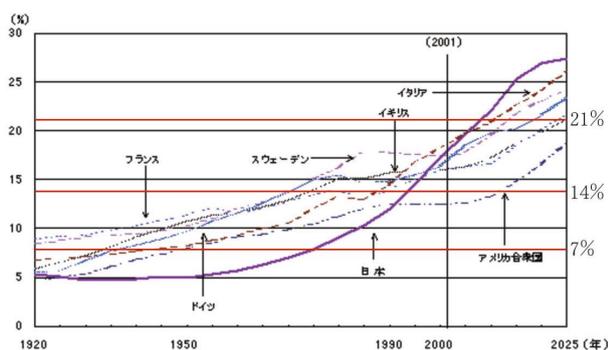


図-1 65歳以上人口の割合の推移の国際比較  
出典：総務省統計局 統計データ | 高齢者人口の現状と将来

ことである。生活する中で『移動』とは、目的の場所へ行くための手段であり、多くの高齢者や障害者は移動能力の低下をきたしながらも、健常者と同じ環境で生活を営んでいる。

移動能力が低下した者はリハビリテーションなどを行うことで回復を目指す。障害が重度な場合には十分な回復を得られないこともあるし、たとえリハビリ中であっても生活するために移動が必要である。その場合、移動の多くは家族や介護福祉サービス等の補助を受けながら行われる。このような移動能力低下者が最小限の援助で自由に移動できる環境を作っていくことは、地域福祉政策を推進する上で今後必要性が高まっていくと言える。

ここでは高齢者や障害者の目線になり、安心して暮らせる街づくりをするためには、どのような高齢者福祉のための取り組みを現場で行っているのか実際に調査を行うとともに、GISを利用した福祉ハザードマップ作成の提案と、その利用方法等について調査および考察を行った。

## 2. バリアフリーとユニバーサルデザイン

現在でも行われている施策としてよく取り上げられるのが、バリアフリーとユニバーサルデザインである。これらの概念について、以下に簡単に示す。

### 2.1 バリアフリー

バリアフリーとは、障害者等を含む高齢者などの社会生活弱者が社会活動に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。

障害者基本法(昭和45年5月21日法律第84号)という法律にもとづいて「障害者白書」なるものが作られて

いる。1995年版のこの報告書には、私たちの生活の中にある4つのバリア(物理的バリア、制度のバリア、文化・情報のバリア、意識のバリア)が取り上げられており、建物や道路などにあるバリアだけでなく制度や人々の意識のなかにまでバリアがあるとされている。

身近な例としては、低勾配のスロープやエレベーター、多目的トイレ、車椅子での通行を考えた幅広の道路設計や手すりの設置、スロープ付きの低床タイプバスなどが挙げられる。

### 2.2 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障害によってもたらされるバリア(障壁)に対処する考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインは文化・言語・国籍・老若男女といった差異や障害・能力の如何を問わず利用することができる施設・製品・情報の設計を指すものである。『できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること』が基本コンセプトである。

バリアフリーが『障壁を無くすこと』を指すのに対して、ユニバーサルデザインは『障壁の無い設計やデザインをすること』であるといえる。

身近な例としては、点字やレリーフなどのサインや、言葉や文字がわからなくても判断できるような絵文字(ピクトグラム)、音声読み上げや入力に対応した電子機器や表示機などがある。

## 3. ハザードマップの必要性

現在の超高齢社会において、社会的弱者が安心して生活をするためには、現時点では既存のバリアを避けて生活する必要がある。将来的にはこのようなバリアを取り除いていかなければならない。それらのためには、ハザードマップの作成が必要であるといえる。

### 3.1 ハザードマップを用いた生活支援

ここで提案するハザードマップは、生活圏に存在している各種の危険な場所を明記した地図であると定義する。これは主に移動能力低下者を対象に、歩道の有無や段差の有無、歩道や車道の幅および勾配、通行する上で障害となる障害物の有無などの、通行する上でハザード(危険)となる場所を明記したものである。このような情報を事前に得ることが出来るならば、危険を避けて通行できる行動計画の立案が可能となり、不慮の困難や事故にあう確率を下げる事が出来ると考えられる。

### 3. 2 ハザードマップを用いた街づくり支援

ハザードマップを作成することはすなわち、町の中にある危険な場所の所在を明確にすることであり、福祉に強い街づくりを考えた場合、現状把握としてハザードマップが必要となる。ハザードマップを元に改善の必要性や緊急性を評価することなども可能となり、段階的で効率的な街づくり計画を作成する土台となる。

### 3. 3 居宅介護におけるハザードマップを用いた介護支援

介護が必要な人に対しては、本人が移動するために使う場合以外にも、居宅介護を行う家族やサービスを提供する介護士が、居宅周辺の事情を把握することにも役立つ。

介護サービスを受けるまでのフローを図-2に示す。

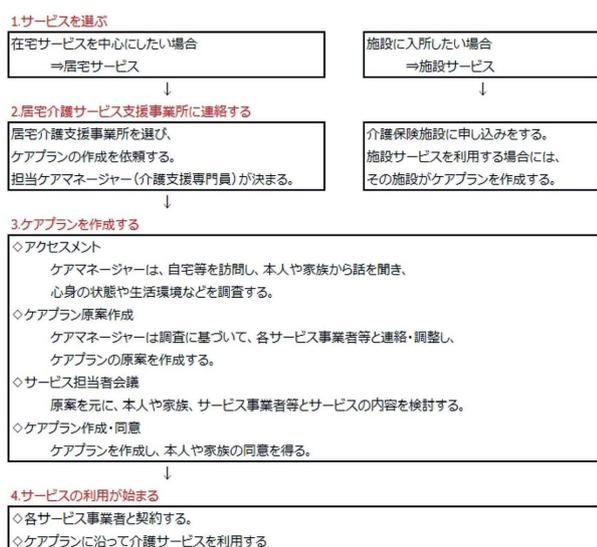


図-2 介護サービスを受けるまでのフロー

介護やリハビリテーションを受ける際には、居宅においてどのような対応をするか、またはどのようなリハビリを行うかなど、それぞれの要介護者ごとに適切なプランニングを行うことが必要がある。プランニングにあたっては、患者の生活圏における情報収集は重要な問題であり、現在は患者へのヒアリングや簡単に居宅のごく近い周辺を目視する程度であることが多いという現状である。

このような場合に、広域でのハザードマップなどのデータベースを、インターネットを通じて入手することが出来れば介護の要否判定やリハビリのプランニング作成に大いに役立てることが出来る。現在はこのようなシステムが確立されておらず、GISやGPSなど、

測量技術と情報通信技術を組み合わせることで、新たな事業へと発展させることも可能であり、土木技術を活かす新しい試みとして今後注目すべき分野である。

### 4. 九州共立大学校内におけるハザードマップの作成例

まずは身近な事例として、車椅子の学生が校内を移動することを想定し、ハザードマップの作成を試みた。

#### 4. 1 調査方法

調査にあたって想定した条件は、大学前のバス停から正門を通過して深耕館まで行く正門ルートと、東門を通過して深耕館まで行く東門ルートの2つのルートについて調査した。調査にあたっては、実際に車椅子で通行し、障害となる場所をチェックし、GISを使って地図上に問題点をプロットした。

#### 4. 2 調査結果

調査結果はGISを用いて入力し、地図化を行った。今回は東京カートグラフィック社製のGISである地図太郎を用いた。地図太郎は非常に簡易で扱いやすいGISであり、GISの初心者でも親しみやすい製品である。図-3に調査結果を示す。

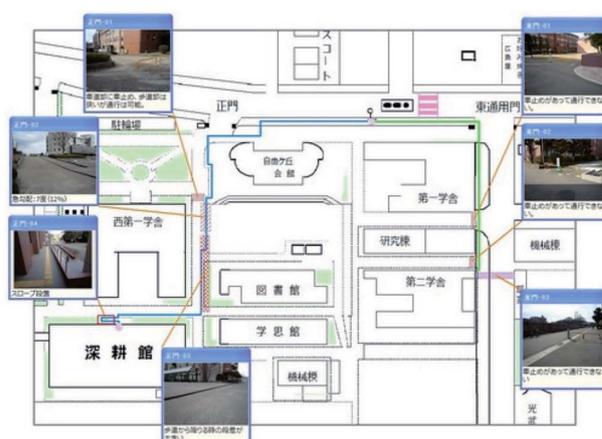


図-3 車椅子での学内通行調査結果

◇正門ルート：バス停から正門を通り深耕館に行く道のり

バス停から大学の敷地に入る歩道の傾斜は緩やかになっており学内に入るまでに障害は無い。

正門-01地点は車などを止める車止めが設置してあるが、歩道部において車椅子の通行に影響が無い程度

の幅は確保されている。

正門-02地点は先の車止めを過ぎると急な下り坂となっており、7度(約12%)の急な下り坂となっており、1人で安全に上り下りするには十分な注意を要する。

正門-03地点は坂を下った先の平坦部になるが、今まで通行してきた歩道はここまでしか整備されておらず、深耕館へ向かうためには10cm程度の段差を越えなければならない。

正門-04地点は深耕館前に設置してあるスロープである。傾斜は緩やかで両端には手すりもあり、通行しやすくなっている。

◇東門ルート：バス亭から東門を通り、深耕館に行く道のり

東門-01と02の地点には車止めがあり通行できない。

東門-03地点では歩道に車止め、車道にはチェーンが設置されており、どちらも通行できない。このため、東門からのアクセスルートはすべて遮断された状態であり、車椅子では通行できないため東門から校内へは入れない。

#### 4. 3 校内ハザードマップのまとめと今後の課題

調査の結果、正門ルートは到達できないことは無いが、少なくとも二つの障害があることが確認された。東門ルートについては車椅子では通行できないことが確認された。

今回の学内での調査において、車椅子を使って学内を移動する場合に障害となる地点を地図上に表記することで、問題点が明確になると共にハザードとなるポイントがわかりやすくなる。この地図を校門の付近に設置しておけば車椅子の方が目的地へ行くためのルートを知ることが出来る。また、校内導線の改善計画作成の根拠資料にもすることが可能である。

今回は車椅子で通行できるかどうかという視点でルートを限定して行ったが、そのほかにも点字ブロックの設置状況や、各校舎入り口のスロープなどの対応状況や校舎内のバリアフリー対応状況など、データベース化したほうが良い項目の検討を行っていく必要がある。

### 5. 芦屋町白浜地区における福祉ハザードマップの作成例

次に、実際の市街地において移動能力低下者が利用したり、居宅介護を行う方々が利用したりすることを想定した福祉ハザードマップの作成を試みた。

今回、調査対象としたのは遠賀郡芦屋町白浜地区である。この地区は、芦屋町でも有数の高齢者の居住地であることが役場へのヒアリング調査で確認されており、市街地の状況としても住宅地や商店街、病院や役場などが密集しており、調査場所としては狭い範囲で多くの項目をチェックできると判断し、選定した。調査範囲は白浜町交差点付近を中心に1km四方とした。

#### 5. 1 調査方法

調査にあたっては調査項目を道路・障害物・ランドマークの3種類に大別し、それぞれについて以下の通りとした。調査した結果はGISで地図上に情報を重ね合わせてデータベース化を行った。道路についてはGISで延長を管理しており、データ解析を試みた。

##### ◇道路

道路の調査においてはまず、歩道の有無を調査した。さらに歩道については2m未満と2m以上に分けた。歩道の無い道路については、側溝を除く部分を道幅として、2m未満、2m～4m未満、4m以上の3区分とした。上記以外にも、ガードレール有、連続点字ブロック有、部分点字ブロック有について調査を行った。

##### ◇歩道・路側帯内の障害物

電柱は、歩道上や路側帯等にある通行する上で邪魔になるものをチェックした。カーブミラーや街灯は安全設備としてその位置をチェックすることとした。

##### ◇ランドマーク

ランドマークは、生活するうえで必要な行き先となりうる場所をチェックしておくことで、人が集まる場所を事前に把握でき、人が集中するこういった場所は優先的な整備候補地として位置づけることが出来る。

スーパー、医療機関、町役場、公共施設・自治区施設避難所、小・中学校、スロープ、バス停の7項目を調べた。

#### 5. 2 道路状況の解析

まず、道路の種別ごとの解析結果を表-1に、道路における歩道の有無の割合を図-4に、道幅ごとの割合を図-5に、歩道におけるガードレールの有無の割合を図-6にそれぞれ示す。

表-1 道路種別ごとの延長(単位:m)

項目	道路		合計	歩道		合計	点字あり歩道
	歩道無	歩道有		ガードレール無	ガードレール有		
2m未満	1,110	1,620	2,730	1,000	620	1,620	490
2m～4m未満	3,445	1,181	4,626	869	312	1,181	0
4m以上	1,579	-	1,579	-	-	-	11
合計	6,134	2,801	8,935	1,869	932	2,801	490
総延長	8,935		-	2,801		-	-

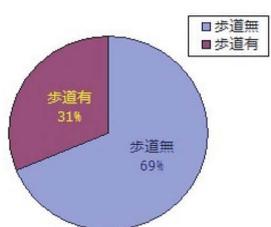


図-4 道路の歩道有無の割合

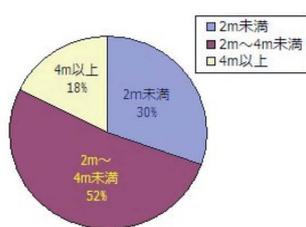


図-5 道幅ごとの割合

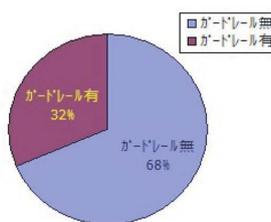


図-6 歩道のガードレール有無割合

今回の調査対象となった道路総延長は8,935mである。

図-4より、そのうち歩道が無い道路が6,134mで68%、歩道の有る道路が2,801mで31%となった。

図-5より、道路幅ごとで分類すると2m未満の細い道路が2,730mで30%、2~4mの幅の道路が4,626mで52%、4m以上の幅の広い道路は1,579mで18%である。この4m以上の道路は主に住宅街などにあり、歩車分離がされていない道路である。

図-6より、歩道におけるガードレールの有無を見ると、ガードレールの無い道路が68%を占めている。

これらのデータより、十分に歩車分離ができていない場所が多く見られ、実際の通行に際しては十分に注意を払わなければならない状況が各所にあることがわかる。

### 5. 3 芦屋町白浜地区の福祉ハザードマップの作成

今回の調査結果を全て重ね合わせたマップを図-7に示す。

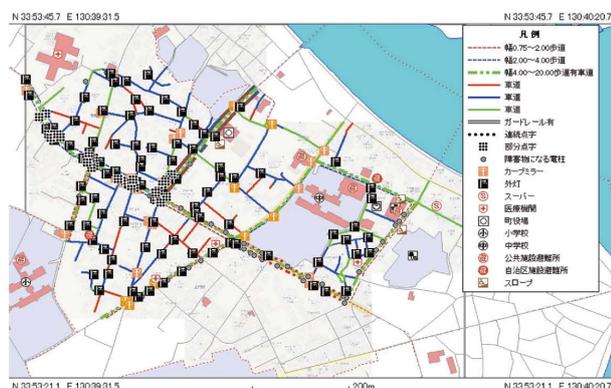


図-7 調査結果全体図

ひとまず、全データを表示した場合には、非常にデータが混雑した状況になっておりとても見づらい。実際の利用にあたっては、紙ベースでの利用で全てのデータを網羅した地図の利用は困難であると考えられる。

紙ベースの地図での利用を考えた場合には、目的ごとに地図表記を分けるなどの工夫をする必要があるが、枚数が増えすぎても使いづらくなる。ハザードはその性質や対象とする人によっても重要度や危険度は異なってくる。どのような人にどのような情報が必要になってくるのか、詳細に調査を行う必要がある。

介護関係者や家族などが資料として用いる場合にはある程度高密度の地理情報であっても扱えると考えられるが、高齢者などに対しては、見やすい表現方法を工夫することは必須である。

### 5. 4 福祉ハザードマップのまとめと今後の課題

実際の運用にあたっては、PCやタブレット端末、スマートフォンや携帯電話などを用いてデータの取得ができるのと良いと考えている。簡易に操作できるアプリケーションを用意して、現在地と目的地を設定すると、そのルートやハザードが検索されるような機能や、要介護者の自宅と検索範囲や項目を設定すると、ハザードデータが検索されるなどの、現場の人が扱いやすいデータの検索システムを考慮しながらのデータ構築が必要である。

## 6. おわりに

今回は福祉目的のハザードマップ作成を行ったが、実際に町に出てみると移動能力低下者にとってハザードとなりうるものは非常に多く、それらを体系化してまとめることが十分に出来ていない。今後はハザードの重要度の設定などを行い、調査項目を表示する上で優先度の設定や評価などを行う必要がある。

Accepted date 2011年1月27日



[原著論文]

## ビオトープの創造と生物多様性環境の変遷および 絶滅危惧植物の保護について

成富 勝<sup>1)</sup>, 萩尾 優希<sup>2)</sup>, 小野田 久美<sup>2)</sup>, 竹内 真一<sup>3)</sup>, 安田 繁<sup>4)</sup>

### Creation of the biotope and the change of the biological diversity environment and the protection of the endangered plant.

Masaru NARITOMI<sup>1)</sup>, Yuuki HAGIO<sup>2)</sup>, Kumi ONODA<sup>2)</sup>,  
Shinichi TAKEUCHI<sup>3)</sup>, and Shigeru YASUDA<sup>4)</sup>

#### Abstract

Wildlife suddenly decreases now around an urban region. Therefore, maintenance and the reconstruction of the growth place are necessary. We perform biotope creation of the natural crowd expectation type that we left to a natural transition process from 2004. Various actions are performed so far, and the traffic of various creatures is confirmed. Here, a student or the child of various private groups and vocational schools hope for a visit as well as a study in the this school and help the environmental activity of the neighbor. In addition, I perform the study to store endangered halophyte Shibana.

**KEY WORDS** : creation, biotope, biological diversity, environment, endangered plant

#### 1. はじめに

都市部を中心に野生生物が急激に姿を消しつつある現在、その生育場所の保全・復元の重要性が増している。

本学では平成16年度より、学内で遊休地となっている場所において生物多様性空間の創出を目的として、自然の遷移プロセスに任せた自然群衆期待型のビオトープ創造を行っている。これまでに様々な取り組みと、多種多様な生物の往来が確認されている。

ここで創造したビオトープは、『ビオトープ自由ヶ丘』と命名されている。ビオトープ自由ヶ丘は、本学

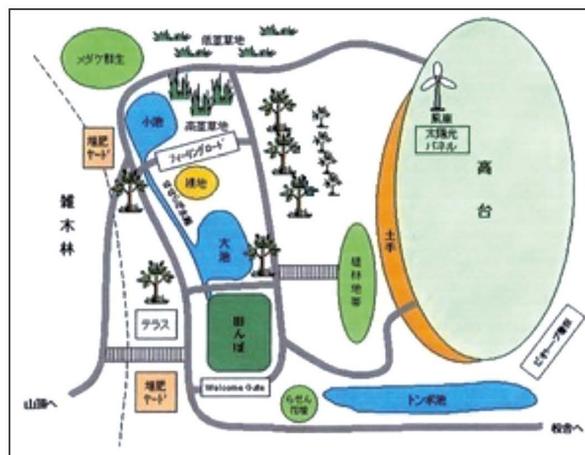


図-1 ビオトープ自由ヶ丘の概要図

1) 九州共立大学大学院  
2) 九州共立大学工学部  
3) 南九州大学環境園芸学部  
4) 元九州共立大学工学部

1) Graduate School of Kyushu Kyoritsu University  
2) Kyushu Kyoritsu University  
3) Minami Kyushu University  
4) Kyushu Kyoritsu University

における研究以外にも様々な民間団体や各種学校の生徒や児童などが見学を希望するなど、近隣地域の環境活動にも役立っている。

加えて、これまで取り組んできた洞海湾に自生する絶滅危惧塩生植物シバナを保護するための繁殖に関する研究についても、自由ヶ丘ビオトープの環境が役立っており、この保護活動についても報告する。

## 2. ビオトープ自由ヶ丘の変遷

図-1にビオトープ自由ヶ丘の概要図を示す。

平成16年より雑木林18,000m<sup>2</sup>の整備に着手し、ススキやメダケ群落、広葉樹などは保全し、約4,000m<sup>2</sup>のビオトープを造成した。以下に各年度に実施した内容を示す。

### 2.1 平成16年度の活動

本学の周辺には数年前まで竹林や里山、雑木林などが多く分布していた。しかし、大規模開発や宅地化が進み、地域の生態系は悪化している現状にある。一方、九州共立大学の敷地内には、過去には湿地があり、雑木林や小規模な植物群落が現存する

など、ビオトープとしての要素を有しており、研究テーマとしての価値が高いと考え、ビオトープ創造することとした。図-2に、ビオトープ計画時のビオトープ計画図を示す。

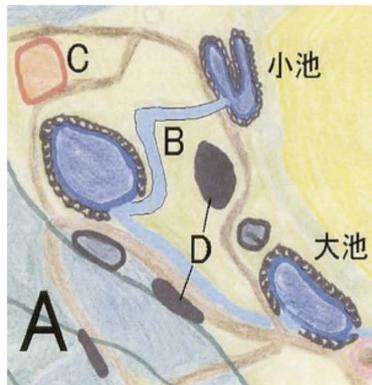


図-2 ビオトープの計画図

学内遊休地を利用したビオトープ造成にあたっては、自然学習型と自然群集期待型を融合した整備とした。

#### ◇雑木林(A)の整備

雑木林周辺の整備においては親しめる里山を目指し、遊歩道の整備や階段作りを行った。そのために樹木の間伐・下草の刈り払い、落ち葉掻き、萌芽更新などの維持管理作業を行った。



写真-1 平成16年度 雑木林の整備

#### ◇ビオトープ池（小池・大池）の造成

ビオトープ池を2種類造成することとした。小池においては、小生息場所提供型の要素を持たせ、大池においては近隣地域におけるメダカやゲンゴロウ等の希少生物種保全の場を目指した。



写真-2 平成16年度 小池・大池の整備

#### ◇小池からの水路(B)

ビオトープの各池から水路を掘って接続し、両生類等を中心とした動物や水辺に成育する植物などの移動を期待する水路を設置した。この移動路は多くの植物が発生することによって動物たちが捕食者から身を隠すことができると考えている。



写真-3 平成16年度 移動用水路の整備

#### ◇メダケ群落の保存(C)

Cの部分はメダケとススキの群落を残して開墾・整地を行い、植物群落の拡大と遷移による植生の変化を確認する場所として位置づけ、外来種を中心に引き抜きや草刈作業を随時行った。



写真4 平成16年度 メダケ群落と周辺の平地

◇エコスタックの設置(D)

ビオトープ内にエコスタックを雑木林付近と、大池と小池の間の2箇所を設置した。エコスタックとは生物を意図的に増やすことを目的として設置する仕掛け(装置)のことである。和製英語なので日本でしか通用しない言葉だが、語感がわかりやすく広く使われている。エコアップの仕掛けの中でも、積み重ねるタイプのものは、特にエコスタックと呼んでいる。



写真5 平成16年度 エコスタックの設置

◇平成16年度の生物調査結果

ビオトープの小池が完成したのが6月末である。7月からは水位等の測定を始めるなどの研究活動が始まった。夏季には藻類の発生などがあり、藻刈りなども行った。第1回目の生物調査は10月に小池で実施した。

このときに発見したのはヤゴ56匹、ニホンアマガエル1匹、ガムシ3匹であった。まだまだ数も種類も少ないが、池の完成から3ヶ月程度の間にも生き物がやってきたことが確認された。

2. 2 平成17年度の活動

平成17年度には人が訪れる場所としての整備と新たな実験に向けての再構築を進めた。図-3に平成17年の概要図を示す。

ビオトープの入り口には間伐材を利用したウェルカムゲートを設置し、その横にはらせん花壇を設置した。これらは来客者を出迎えるためと、ビオトープとしての存在を部外者に明確にわかるようにすることを目的として設置した。

水辺関連では、小池だったものをホタル導入実験に

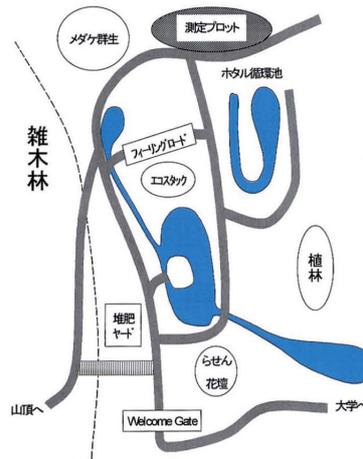


図-3 平成17年度のビオトープ概要図

向けて、ホタル水路として整備を始めた。大池はこのビオトープの水辺空間における中心的な役割となり、さらに上流側にも新たに池を新設し、大池からせせらぎ水路を設置して下流部のため池を設置した。これらの池は土水路で接続されており、人工的な水管理に頼らざるを得ないが、水を流せるようになっている。

メダケ群落付近の平地には実験用のプロットを新たに設置し、大池とメダケ群落の間には散歩道として、フィーリングロードの整備に着手した。雑木林側に作成したエコスタックは、雑草などの刈り取ったものを堆積させ、肥料作成のためのヤードとした。

◇帰化植物の生態に関する調査

ビオトープ創出時より抱えていた問題として、帰化植物の繁茂が激しく、在来植物がなかなか定着しないという問題を抱えており、これらの帰化植物の生態について調査を行った。

対象としたのはセイタカアワダチソウとヨモギで、草刈などの従来の手入れを行いつつ、どのような成長

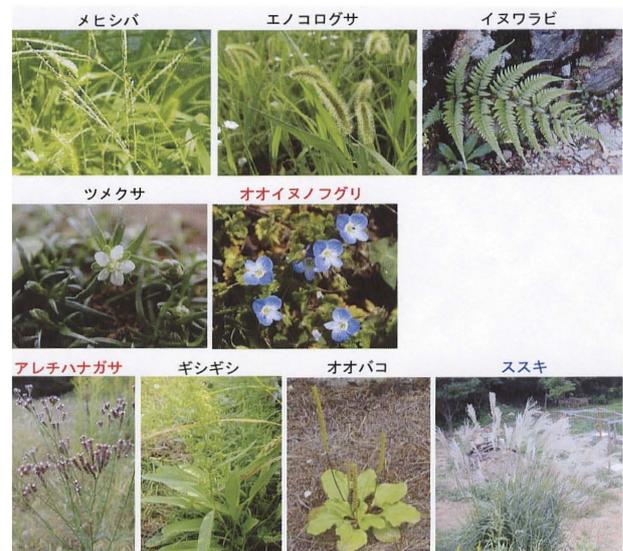


写真6 平成17年度 ビオトープで確認された植物

を遂げるのかという観察と、ヒートパルス法を用いた茎内流の測定と土壌水分の測定から、生理的なメカニズムの解明に取り組んだ。

どちらの植物も地上部を除去しても地下茎によってきわめて早い速度で再生する。生態調査の結果、春から夏にかけての草刈と夏から秋にかけての花摘みをこまめに行うことが必要である。

#### ◇植物調査

平成17年には、ビオトープ内の植物の調査に着手した。その結果、確認された植物を写真-6に示す。

ビオトープ設置2年目であるが、すでに様々な草花が芽吹いていることが確認された。

### 2.3 平成18年度の活動

平成18年度はホタル水路の整備とゲンジボタルの導入実験および水田の造成を行い、無施肥無農薬栽培に挑戦した。

また、(社)農村環境整備センターが主催の第8回「田んぼの学校」企画コンテストにおいて、企画賞を受賞した。

平成18年度におけるビオトープ概要図を図-4に示す。

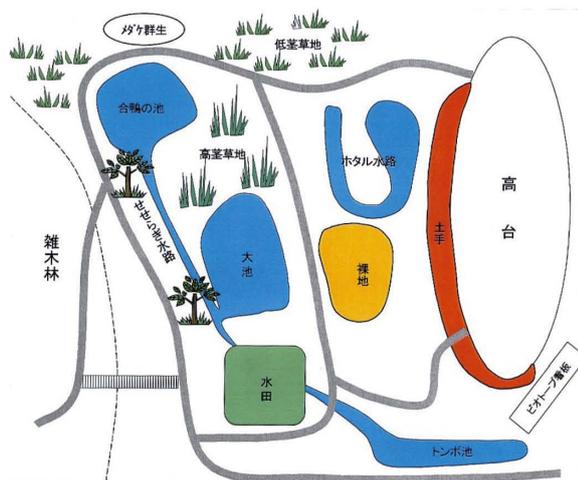


図-4 平成18年度のビオトープ概要図

#### ◇ゲンジボタルの導入

平成18年度は、生育環境要求が厳しいと言われていたゲンジボタルの定着を目指し、水路の整備と実験を行った。ホタル水路は小池として整備していた場所を改造したものであり、ここに水をためる貯水池を設置し、ここからポンプアップで水をくみ上げ、上流部へ流すという閉鎖型循環水路として設置した。



写真-7 平成18年度 ホタル水路の改造

平成18年度のホタル水路においては、ホタルの定着は出来なかった。水温・気温・水質などの各種データの計測結果から、ホタル水路としては非常に高温となる場所であることと、循環型水路であることから水質の管理が難しく、清流にしか生息しないホタルを定着させるには現状のままでは困難であることがわかった。

#### ◇水田の設置および稲作の実施

平成18年度より大池の一部を水田に転用し、無施肥無農薬の水稲栽培を開始した。水田は様々な公益的な機能が備わっており、多くの生き物の生息地となっている。自然群集期待型をコンセプトとして整備を進めているビオトープ自由ヶ丘においては、水田の存在は大きな魅力となる。水田面積は約70m<sup>2</sup>である。

稲作初年度の平成18年の収穫量は、22kgであった。平成18年度の水稲収穫量の全国平均は507kg/10aである。10a相当に換算すると、平成18年度の収穫量は314kg/10a相当であり、全国平均には及ばない結果となったが、無施肥無農薬での栽培であることを考慮するならば、十分な成果であると考えている。



写真-8 平成18年度 田植えおよび稲刈りの様子

#### ◇せせらぎ水路設置および大池の拡大と鴨池の設置

水田を設置したことにより、多くの水を使うようになり、排水路の確保が必要となったため、水田からの排水路としてせせらぎ水路を設置した。このせせらぎ水路は水田があることで頻繁に水の流れが発生することと、立地的には雑木林に隣接した日陰であるため、湿地帯にもなる。よって、涼しい湿地を求める動植物の生息地となることを期待している。このせせらぎ水路は最終的に鴨池へと繋がる。

鴨池は、水田の開始に合わせて無施肥無農薬農法の一つとして合鴨農法を試みるために、合鴨の雛を飼育することにした。しかしながら、野生のイタチと思われる動物に襲われ、残念ながら合鴨農法を実施することは出来なかった。



写真-9 平成18年度 せせらぎ水路と拡大した大池

せせらぎ水路の途中では、大池を拡大するとともにより多くの動植物の住処となることを期待して、より大きくより深い池へと改造を行った。

#### ◇生き物調査

平成18年度の生き物調査では、水田を創出する時に搬入した水田の表土に含まれていたと思われる生き物が多数発見されており、わずか70m<sup>2</sup>とはいえ、ビオトープにおける生物多様性の実現における水田の役割は非常に大きいといえる。

水田内ではカブトエビや豊年エビなどが確認され、水田でよく見られる害虫として知られているウンカも数種類確認された。また、これらを捕食するクモ類も数多く確認された。

珍しい生き物としては日本赤カエルも見つかっている。そのほかには、トンボ池の効果が現れ始めたのか、水中ではヤゴなどが見付き、トンボ類も多くの種類が見られるようになってきた。

福岡県においては、二ホンアカガエルは絶滅危惧Ⅱ類に、豊年エビは順絶滅危惧にそれぞれ指定されているビオトープ設置からこの年で3年目となるが、多様な生物が見られるようになった。



写真-10 平成18年度に見つかった二ホンアカガエルと豊年エビ

#### 2. 4 平成19年度の活動

平成19年度はこれまでの造成や維持管理によってかなりたくさんの動植物が集まっており、水田実施2年目の本年は本格的な生き物調査の実施と、ホタル水路にホタルの導入実験を試みた。

平成19年度におけるビオトープの概要を図-5に示す。

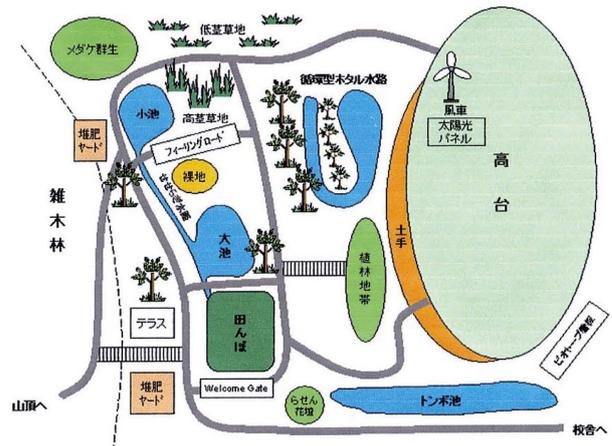


図-5 平成19年度のビオトープ概要

#### ◇ホタルの飼育実験

平成17年度より始めたホタル導入実験も3年目を迎えた。これまでは成虫の導入を行ってきたが、産卵して翌年度に成虫へというサイクルには至らなかった。そこで平成19年度の実験では、若松区のホタル生育地から幼虫を採取し、それを育てる試みを行うと共に、水路の環境改善に取り組んだ。



写真-11 平成19年度 ホタルの幼虫と飼育の様子

今回採取できた幼虫は16匹であったが、約3週間で全滅してしまっ。ホタルの幼虫が成虫になる確率は約3%といわれており、少数のホタルから繁殖させるのは非常に困難であるといえる。また、飼育環境についても改善を行っていかなければならない。

水路の改善にあたっては、常設の水流を作り出す自動給水設備の構築、温度を下げるための周辺環境の整備、産卵場所となるコケの導入、水深の確保、水質の改善などを行った。



写真-12 平成19年度 ホタル水路の被覆と整備完了した水路

平成19年には周辺環境の改善として植樹や生垣作成などをして水路を被覆して影を作ったり、ミストスプリンクラーなどで気温を下げたりといった試みを行った。これらは一定の効果はあったものの、ホタルの生育環境に適した状況にするまでには至っていない。またこの水路は閉鎖的循環型であり、水質の維持も非常に難しかった。新規造成した人工的な水循環環境でのホタル定着は困難であるということがより詳細に明確になった。

#### ◇2年目の水稻栽培

水田2年目となる平成19年の収穫量は22.4kgと、初年度である前年とほぼ同量であった。無施肥無農薬栽培で行っているが、収量に変化が少ないのは、地力が良い状態であると言える。まだ2年目の稲作ということもあり、当初導入した水田の表土が持っている養分が十分にあったからだと考えられるため、今後も無施肥無肥料栽培を続けていけば、その収穫量の変化を観察する必要があるといえる。

#### ◇平成19年度の生き物調査

ビオトープ整備を始めてから4年目である本年は新たに見つかった生き物も見られる一方、いままで見られていた生き物が見られなくなったものもいるなど、生物を取り巻く環境の変化が見られた。調査対象の100種のうち61種類が確認された。生き物目録68種類に対しては53種類が確認され、昨年よりも13種類が新たに確認された一方、昨年度に確認されていた生き物のうち15種類が確認できなかった。

図-6に示す農の恵み事業の生物手法を用いた生き物環境の評価によると、『減農薬・生物技術の指標』が減少しているが、その1項目を除いては前年度と同等か前年よりも大きくなっている傾向にある。減農薬・生物技術の指標が減少しているのは、ビオトープの規模が大きくなり、一部で水質の管理が行き届いていないことが影響しているものと考えられる。

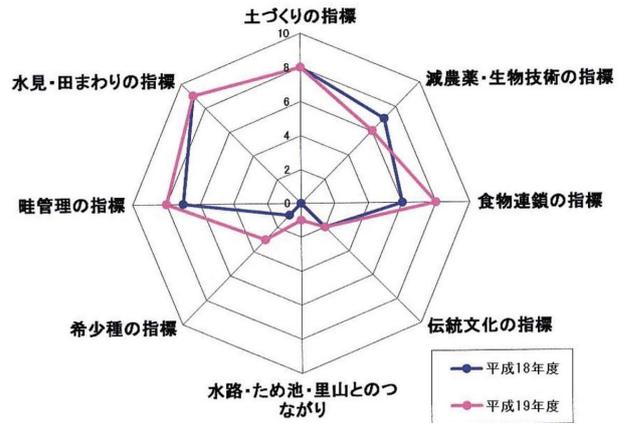


図-6 平成19年度のたんぼの生き物指標

#### 2.5 平成20年度の活動

平成20年度は通常のメンテナンスに加え、水田の水路変更を行い、その影響の調査と生物調査を引き続き行った。

#### ◇3年目の水稻栽培

今までの水田は水源の位置および元々の地形の関係から、上流と下流の関係がきちんと出来ておらず、水が滞留する場所があり、水温や水質の変化および藻類の発生状況が場所によって異なっていた。この問題を解消す

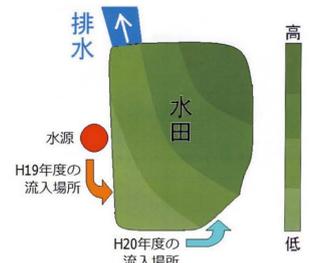


図-7 灌漑水流入場所変更

るため、灌漑水の流入の位置を変更した。灌漑水の流入場所変更の様子を図-7に示す。

流入口の移設に伴い、今まで発生していたアオコが減ってアオウキクサが発生し、水環境が改善されたことが確認できた。

3年目の収穫量は20.8kgであり、前年度よりも2kgほど減少している。無施肥無農薬栽培で収量を維持し続けることは難しいと考えられるので、何らかの対策が必要である。

#### ◇生き物調査

平成20年度の調査では、新たに発見されたものが3種、過去に発見していたが発見できなかったものが14種となった。新たに発見されたものはカワニナ、藻屑ガニ、ゴイサギである。カワニナはホタル導入実験に際して導入したものがビオトープ内で繁殖したも

のと考えられる。藻屑ガニはカワニナを捕食するため、カワニナの導入によって呼び寄せられたものと考えられる。ゴイサギはビオトープの虫や魚を捕食しに来ていたと考えられ、生き物が豊富に見られるようになったことから鳥類などの大型の動物も見られるようになったといえる。

## 2. 6 平成21年度の活動

平成21年度の活動では、ビオトープと平行して続けてきたシバナの保護活動に加えて、保護と繁殖を目的とした実験を始めた。

洞海湾の自生地から採取した種を発芽させ、ポットで苗の大きさまで育てることに成功した。これらの固体を大池に移植し、淡水環境での生育を試みた。移植にあたっては植え付け密度を3種類に設定し、その成長具合の差や変化を観察した。



写真-13 平成21年度 シバナの種と播種の様子

苗の状態でも移植してその後の成長を観察すると、高い密度で植えた個体の成長がとてよく、まばらに植えた個体は初期段階での成長が悪かったが、秋になると差は見られなくなった。



写真-14 平成21年度 大池移植直後と秋に繁茂したシバナ

## 2. 7 平成22年度の活動

平成22年度は、従来のビオトープ整備の継続と、シバナの保護活動の一環で行っている繁殖実験2年目の状況観察等を行った。また、瀬戸内の干潟に自生しているシバナの調査も行った。

### ◇4年目の水稲栽培

平成22年度の水稲栽培は今までの手法を継続して

行った。これまでずっと無施肥無農薬栽培でやってきたが、4年目の収穫量は12kgと、これまでよりも大幅に少なくなった。平成22年の夏は猛暑であり、その影響もあると考えられるが、無施肥による連作をしていることによる地力の低下が顕著であると考えられる。

### ◇大池に移植したシバナの2年目の様子

前年度に移植したシバナは順調に成長して種を落とす。落下した種から2世代目の固体が出てくるかどうかを観察したところ、特に問題も無く2世代目の固体が出現したことから、順調に根付いたといえる。



写真-15 平成22年度 移植したシバナの2世代目  
※左(春:5月), 右(冬:12月)

### ◇瀬戸内における塩生植物の調査

平成16年より取り組んでいるシバナは、九州以外だと瀬戸内の干潟にわずかに残されている。この様子を調査した。生育環境の違いとしては、洞海湾の干潟はヘドロ状であるのに対して、瀬戸内でシバナが自生している干潟は、砂質で非常に綺麗な状態だった。洞海湾のシバナが自生する干潟は閉鎖的な場所であるが、瀬戸内の生育地は水の流れがある場所で生育していることから、嫌気化が進行しにくい環境に有るものと考えられる。

### ◇アッケシ草の栽培実験

瀬戸内の塩生植物の調査において、絶滅危惧 I 類に指定されているアッケシ草のサンプルを入手することが出来た。種の採取を目的として栽培を行ったが、種の採取は出来ずに枯れてしまった。

## 3. まとめ

ビオトープ自由ヶ丘では、以上のように様々な取り組みを行ってきた。また、ここに示す研究活動以外にも、地域の小学校や町内会、NPOなどの環境学習教室などでも利用されており、今後もビオトープを通して地域住民との交流の場としたい。



[原著論文]

## ゴシックと模倣—*The Monk*とバラッド詩<sup>1)</sup>—

中島 久代\*

### Gothicism and Imitation —Literary Ballads in *The Monk*—

Hisayo NAKASHIMA\*

#### Abstract

In the a notorious Gothic horror novel, *The Monk* published by M. G. Lewis in 1796, ten pieces of poetry written by the author are introduced, of which three are literary ballads: “Durandarte and Belerma” in vol. 1, chap. 2, “The Water-King” in vol. 3, chap.1, and “Alonzo the Brave and Fair Imogine” in vol. 3, chap. 2. These imitated literary ballads not only foretell the tragedies which will happen after they are sung and contribute to intensify the Gothic atmosphere in the novel, but also symbolize the fact that the whole body of the novel is constructed by imitating various pre-texts. The purpose of this paper is to clarify that the literary art of imitation is indispensable to the Gothicism of the novel. The discussion in this paper will be presented through the following topics: 1. how the literary ballads are imitated from the original poems and how they contribute to the scene in which they are set; 2. how they were evaluated by the contemporary critics and advertised on the contemporary media; 3. how German pre-texts and the novel are related; 4. how “Alonzo the Brave and Fair Imogine” is parodied by the author himself.

**KEY WORDS** : literary ballad, M. G. Lews, Gothicism, imitation, pre-text

#### 1. 本稿の目的と作品概要

M. G. Lewis (1775-1818)の*The Monk* (1796) は、強姦殺人や近親相姦といったショッキングな性的話題を作品中にちりばめて、1796年の出版時には議論の嵐を呼び起こしたゴシック・ホラー小説である。この小説には、序文代わりのホラティウスの模倣詩から最終巻中の“Alonzo the Brave and Fair Imogine”まで、全部で10作のルイスが創作した詩が挿入されているが、第1巻第2章の“Durandarte and Belerma”、第3巻第1章の“The Water-King”、同巻第2章の“Alonzo the Brave and Fair Imogine”はバラッド

詩に分類される作品である。本稿の目的は、これらのバラッド詩がゴシック小説に挿入されることによって果たした役割を、バラッド詩の成立要因である「模倣」という視点から考察することにある。

ストーリーはスペインの高僧Ambrosioの破滅を描く。カプチン修道院の高僧アンブロシオは、高潔な修道僧としてマドリッド中にその名を知られていた。アンブロシオの説教を聞きに群集が修道院に集うところから物語は始まる。貴族Lorenzoも野次馬根性半分で説教に集い、叔母のLeonellaに連れられた清純な少女Antoniaと出会う。

アンブロシオは5才で修道院に来て以来30才まで、修道院内に隠って信仰と禁欲の生活を送ってきたが、名高い高潔さの裏には、傲慢、虚栄心、自己中心主義が巣くっていた。修道院では、正体はMatildaという女性だが、修道僧になりすましたRosarioがアンブロシオに献身的に仕え、寵愛を一身に集めていた。ロザリオが女性だったことを知ったアンブロシオは肉欲を抑えきれず、マチルダとの快楽に身を委ねてしまう。

ロレンゾの妹Agnesは貴族Raymondと恋仲だったが、アグネスは尼僧になる身だとして二人は引き裂かれた。彼女を探し続けてマドリッドの尼僧院にいることを突き止めたレイモンドは、彼の子を宿したアグネスと再度駆け落ちの手筈を整える。しかし、これがアンブロシオと尼僧院長に発覚し、アグネスは尼僧院の地下墓所の牢獄に閉じ込められる。ロレンゾはレイモンドに協力して妹を探すうち、レイモンドの親戚筋のアントニアと再会する。

アンブロシオがマチルダとの快楽に飽きてくると、マチルダは彼をさらなる罪の深みへと誘惑する。母親Elviraの病の治癒を祈願して訪ねて来たアントニアにアンブロシオが欲情すると、マチルダは魔術を使ってその欲望に火を付ける。アントニアの部屋に忍び込んで強姦しようとしたがエルヴィラに見つかり、彼女を殺害する。発覚を怖れたアンブロシオはアントニアに眠り薬を飲ませて尼僧院の地下墓所に閉じ込め、強姦殺害に及ぶ。

アグネス殺害という情報を得たロレンゾは尼僧院長を捕えに出向く。噂は瞬く間に巷に広がり、群衆は暴徒化して、尼僧院長はなぶり殺され、アンブロシオも捕えられる。焼け落ちた尼僧院の地下墓所からアグネスは救出された。しかし、アントニアは駆け付けたロレンゾに抱かれて息を引き取った。

異端審問所での拷問に耐えかね、アンブロシオは罪を告白する。マチルダは魔術ですでに自由の身となっていた。実は彼女は悪魔の手先で、アンブロシオの失墜を画策したのだった。宗教裁判の判決に懊悩するアンブロシオは、マチルダにそそのかされて悪魔に魂を売り渡すと、悪魔は、アントニアはアンブロシオの実の妹で、エルヴィラは実の母親だったことを告げる。悪魔はアンブロシオの頭に爪を立てて彼を牢獄から連れ出し、断崖絶壁の上へと投げ落とした。意識はあっても身体は利かず、一週間虫や野禽に責め苛まれたあげく、アンブロシオは息絶えた。

## 2. バラッド詩の元歌と物語との絡み

まず、それぞれのバラッド詩が模倣詩であることを確認し、それらと物語がどのように絡められているかを押さえない。

第1巻第2章に挿入されたバラッド詩「デュランダルテとベレルマ」は、ムーア軍との戦いで死にゆく騎士デュランダルデが一族の兵士モンテシノスに、彼の心臓を恋人ベレルマへ形見に贈ってくれるよう遺言を託し、モンテシノスは誓い通りに心臓をえくり出すという物語詩である。ルイスは小説巻頭の‘Advertisement’で、この詩が古いスペインのバラッドからの模倣であると述べているが、この元歌は残念ながら不明である。しかしバラッド・リバイバルの時代を生きたルイスであれば、同種の元歌を英語圏の伝承バラッドに求めることができよう。「デュランダルテとベレルマ」のハイライトはデュランダルテを失ったモンテシノスの嘆きの場面であるが、高潔な武将の死を嘆くこの場面の元歌として、例えば、“The Hunting of the Cheviot”(162B)<sup>2)</sup>が挙げられる。

Then leauing liffe, Erle Percy tooke  
the dead man by the hand;  
Who said, ‘Erle Dowglas, for thy life,  
wold I had lost my land!

‘O Christ! my verry hart doth bleed  
for sorrow for thy sake,  
For sure, a more redoubted knight  
mischance cold neuer take.’ (sts. 38-9)

兵士たちの命を惜しんで武将同士の一騎打ちで決着を付けようとしたパーシイは、敵ながらあっぱれの武将ダグラスの死を嘆いて、「おまえの命が救えるならば／わしの領地すべて捨ててもかまわない／ああ おまえの死を悲しんで／わしの心臓が血を流す」<sup>3)</sup>と慟哭する。このような武将の誉れと死の嘆きの場面が模倣された「デュランダルテとベレルマ」は、マチルダが毒蛇に噛まれて病の床についたアンブロシオを慰めるためにうたったのだが、死に臨んでのヒロイズム、心臓をえくり出す描写のおぞましさ、語り手の感傷性がアンブロシオの感傷癖に拍車をかけ、マチルダとの戒律破りの性愛に至る予兆として、小説のゴシズムを盛り上げている。

第3巻第1章の「水の王」は、水の王が人間の乙女

を手に入れるべく、馬に乗った騎士に変身して乙女を川で溺死させるという物語である。このバラッド詩はドイツ詩人Johann Gottfried von Herder (1744-1803)の“Der Wassermann”(1779)をルイスが翻訳した作品である。溺死というモチーフは英語圏の伝承バラッドでは“The Mother’s Malison, or, Clyde’s Water”(216C)などで頻繁にうたわれる。

The first an step that she steppd in,  
She stepped to the queet;  
‘Ohon, alas!’ said that lady,  
‘This water’s wondrous deep.’

The next an step that she waded in,  
She wadit to the knee;  
Says she, ‘I coud wide farther in,  
If I my love coud see.’

The next an step that she waded in,  
She wadit to the chin;  
The deepest pot in Clyde’s water  
She got sweet Willie in. (sts. 26-8)

ウィリーの母親は息子とマギーとの恋仲が気に入らず、呪をかけてウィリーをクライド川で溺死させ、マギーは行方の知れないウィリーを探してクライド川へやって来た。「一步足を踏み入れたとき／水は踵の深さです」、「またもう一步踏み入れたとき／水は膝の深さです」、「またもう一步踏み入れたとき／水は顎の深さです」と、川の水が足、膝、胸と上がってくる恐怖感がうたわれ、マギーも溺死して川底で恋人と再会する。「水の王」が使われているのは、アグネスの消息を探す小姓Theodoreが、尼僧院の前で、昔彼女から教えてもらったこの歌を、彼女が生きていたら何らかの反応があることを期待してうたうという場面である。テオドーレ自ら説明しているように、乙女が情熱に溺れることの危険をうたったこの詩は、地下墓所に作られた牢屋での幽閉と出産というアグネスの受難を予告し、「デュランダルテとベレルマ」同様に小説のゴシズムを盛り上げている。

第3巻第2章の「勇者アロンゾと美しいイモジン」は、戦地パレスチナへ行った恋人を裏切ったイモジンの婚礼の席に亡霊となったアロンゾが現れ、イモジンを地中へ連れ去るという物語で、ドイツ詩人Gottfried August Bürger (1747-94)の“Lenore”(1773)から、騎

士装束の亡霊が花嫁を墓場へ連れ去るというモチーフが模倣されている。以下はウィルヘルムの亡霊がレノーレを墓場へ誘う場面である。下の英文はこのスタンザの概要を示す。

«Achi Wolltest hundert Meilen noch  
Mich heut’ins Brautbett tragen?  
Und horch! es brummt die Glocke noch,  
Die elf schon angeschlagen.»—  
«Sieh hin, sieh her! der Mond scheint hell.  
Wir und die Toten reiten schnell.  
Ich bringe dich, zur Wette,  
Noch heut’ins Hochzeitbette.»— (st. 17)

‘What, would you want to take me a hundred miles today to our bridal bed? And listen, the bell is still booming, it has already begun to strike eleven!’  
‘That’s neither here nor there, the moon is shining bright. We and the dead ride quickly. I’ll bring you, I’ll wager, to your marriage bed before tomorrow!’<sup>40</sup>

「勇者アロンゾと美しいイモジン」は、アントニアが叔母レオネラの到着を真夜中ひとり待つ場面で挿入されており、花嫁イモジンの恐怖と苦悩は、アンブロシオによる偽装毒殺と地下墓所での強姦殺人というアントニアの恐怖と苦悩の予告となっている。

このように、それぞれのバラッド詩は挿入された場面以降に起る事件を予告し、小説のゴシズムを盛り上げる役割を負っているが、バラッド詩は小説の脇役に徹したのみではない。というのは、挿入された一連の詩について、小説から独立しての評価や広告が存在するからである。

### 3. バラッド詩の評価と広告

スコットランド詩人Sir Walter Scott (1771-1832)は『マンク』中のバラッド詩を評価したひとりである。彼は“Essay on Imitations of the Ancient Ballad”(written in April, 1830)において、次のようにルイスと彼のバラッド詩について語っている。

The person who first attempted to introduce something like the German taste into English fictitious, dramatic, and poetical composition, although his works when first published

engaged general attention, is now comparatively forgotten. I mean Matthew Gregory Lewis, whose character and literary history are so immediately connected with the subject of which I am treating that a few authentic particulars may be here inserted by one to whom he was well known.<sup>55)</sup>

スコットは「ドイツ風なものイギリスの小説、演劇、詩への紹介を初めて行ったのは、(1830年時点で)今や忘れ去られたM. G. ルイスであり、ルイスは私が(伝承バラッドの摸倣という創作において)やろうとしているテーマと密接に関わっているのだ」と述べて、ドイツ・ロマン派のイギリスへの輸入という文学史上の意義と、Thomas Percy (1729-1811)編纂の*Reliques of Ancient English Poetry* (1765)によって引き起こされたバラッド・リバイバルの担い手としての意義を強調している。

また、William Hazlitt (1778-1830)もルイスのバラッド詩の評価者であった。

Some of his descriptions are chargeable with unpardonable grossness, but the pieces of poetry interspersed in this far-famed novel, such as the fight of Roncevalles and the Exile, in particular, have a romantic and delightful harmony, such as might be chaunted by the moonlight pilgrim, or might lull the dreaming mariner on summer seas.<sup>6)</sup>

ハズリットは、「この悪名高い小説に挿入された詩は、月夜に巡礼がうたうような、あるいは、夏の海に漕ぎ出した夢見る水夫が口ずさむような、ロマンティックで心地よい調和を感じさせる」と述べて、残虐性と嫌悪感に満ちたこの小説の清涼剤としての役割を詩に見出している。

この小説の出版事情を調べたAndré Parreauxによれば、「勇者アロンゾと美しいイモジン」は複数回に渡って新聞雑誌に単独掲載されており、以下のようにまとめられる。<sup>7)</sup>

1796年 7月 *The Morning Chronicle*  
 8月 *The Star*  
*The Lady's Magazine*  
 9月 *The Gentleman's Magazine*

10月 *The Scots Magazine*  
*The Free-Mason's Magazine*  
*The Monthly Mirror*  
 11月 *The Walker's Hibernian Magazine*  
 1797年 *The Annual Register*  
*The Spirit of the Public Journals*  
*Poetry Original and Selected* (vol. II)

「勇者アロンゾと美しいイモジン」は1796年7月の新聞*The Morning Chronicle*を皮切りに、ほぼ毎月のように単独で新聞雑誌に掲載され、1797年には、8ページ1ペニーで売られたチャップブック*Poetry Original and Selected*に取り上げられている。さらに、小説の初版が匿名で発行された1796年3月12日土曜日の*The Star*紙には、小説中の詩のタイトルをすべて列挙してそれらの存在を強調した宣伝が掲載されている。以下はその宣伝文のコピーである。

This Day was published, in 3 vols. price 10s. 6d. sewed,  
 THE MONK, a ROMANCE, interspersed  
 with the following Pieces of Poetry:  
 PREFACE, in imitation of Horace.  
 GIPSEY's SONG.  
 LOVE and AGE.  
 MIDNIGHT HYMN.  
 SERENADE.  
 INSCRIPTION in an HERMITAGE.  
 DURANDARTE and BELERMA.  
 THE EXILE.  
 THE WATER-KING.  
 ALONZO, the BRAVE and FAIR IMOGENE.  
 Dreams, Magic Terrors, Spells of Mighty Power.  
 Witches and Ghosts, who rove at midnight hour.  
 Printed for J. Bell, No. 148, Oxford-Street, and C.  
 Law, No. 14, Ave Maria lane.<sup>8)</sup>

これらの評価と出版事情からうかがえるのは、『マンク』の人気は卓越したゴシズムだけではなく、詩の独立した面白さと、摸倣詩の目新しさや面白さにも拠っていたという事実である。

#### 4. 一群のpre-texts

摸倣という創作行為は、実は『マンク』の構造全体が十二分に表明しているところでもある。小説冒頭の

「結言」でルイスは「剽窃は自分で承知しているし、言及した以外にもっと多く発見されるだろう」と述べているが、この挑発に応えるべく、『マンク』のpre-textsについてはすでに十分に調べ上げられている。

メインプロットは、Richard Steele (1672-1729)によって、1713年、雑誌*The Guardian*に掲載された道徳寓話“The History of Santon Barsisa”に基づくものである。以下の引用は、聖パーシサが悪魔の誘惑で禁欲の戒律を破る場面である。

How weak is Man! The Santon followed the Devil's Advice, and did what he suggested to him. But the Officers, before they would yield to leave the Princess, sent one of their Number to know the King's Pleasure. That Monarch, who had an entire Confidence in Barsisa, never in the least scrupled the trusting of his Daughter with him. *I consent*, said he, *that she stay with that Holy Man, and that he keep her as long as he pleases: I am wholly satisfy'd on that Head.* [...] Night being come, the Devil presented himself to the Santon, saying, *Canst thou let slip so favourable an Opportunity with so charming a Creature?* [...] The unfortunate Barsisa was so weak as to hearken to the Enemy of Mankind. He approach'd the Princess, took her into his Arms, and in a Moment cancell'd a Virtue of an hundred Years Duration.<sup>9)</sup>

この物語自体は聖パーシサが悪魔の誘惑により禁欲の戒律を破ったため絞首刑になるという100行足らずの寓話である。悪魔に魂を売り渡す聖職者、禁欲と肉欲の葛藤という要点において、アンブロシオと聖パーシサは瓜二つである。

『マンク』冒頭でロレンゾは恋人アントニアが悪魔に陵辱されるという、物語を象徴する夢を見ているが、その夢は、Samuel Richardson (1689-1761)作の書簡体小説*Clarissa* (1747)の結末で、登場人物のひとりLovelaceが見た夢の概要が模倣されている。

I lost sight of her, and of the bright form together, [...] And then (horrid to relate!) the floor sinking under me, as the ceiling had opened for her, I dropped into a hole more frightful than that of Elden and tumbling over

and over down it, without view of a bottom, I awaked in a panic; [...] as if my dream had been reality.<sup>10)</sup>

また、ドイツ文学に造詣が深かったルイスは、Johann Wolfgang von Goethe (1749-1832)の*Faust: Ein Fragment* (1790)を筆頭に、J. C. F. von Schiller (1759-1805)の*Der Geisterseher* (1787-89)、Lorenz Flammenberg (1765-1813)の*Der Geisterbanner* (1792)などの、いくつものドイツ文学のpre-textsからプロットとモチーフを援用している。以下に、先行研究からルイスのドイツ文学からの模倣と『マンク』での使われた方を簡単にまとめている。<sup>11)</sup>

- (1) Johann Wolfgang von Goethe, *Faust: Ein Fragment* (『ファウスト』)  
→ 悪魔と魂の売買の契約、アンブロシオのアントニア誘惑
- (2) J. C. F. von Schiller, *Der Geisterseher* (『亡霊の占師』)  
→ アンブロシオの性格付け、‘Wandering Jew’の人物像
- (3) Lorenz Flammenberg, *Der Geisterbanner* (『妖術師』)  
→ レイモンドの盗賊軍団との対決、レイモンドの‘Bleeding Nun’との道行き
- (4) Viet Weber (Leonhard Wächter, 1762-1837), *Die Teufelsbeschwörung* (1791) (『悪魔払い』)  
→ アンブロシオの死
- (5) *Volksmärchen der Deutschen* (1782-86) (『ドイツ民話集』): Johann Karl August Musäus (1735-87), “Die Entführung” (『駆け落ち』)  
→ レイモンドの‘Bleeding Nun’との道行き
- (6) Christian Friedrich Daniel Schubarth (1739-91), “Der ewige Jude” (『永遠のユダヤ人』)  
→ ‘Wandering Jew’の人物像

スコットはルイスのこのようなドイツ文学の模倣のオンパレードを‘peccadillo’(軽犯罪)と羨望を込めて呼んだが、<sup>12)</sup>一群のpre-textsの援用によってこそ、この小説はゴシシズムの醍醐味を発揮していることは明らかである。

以上のまとめから、この小説は、模倣詩とpre-texts

の援用とのコンビネーションによって構築されたバスターシーシュの文学とすることができる。ルイスは模倣としての創作という原始的かつ斬新な芸術行為をゴシシズムをテーマに展開しているのである。小説中のバラッド詩は、ルイスの模倣の技が小説のゴシシズムを支えていることを象徴的に示していよう。

## 5. パロディ化

バラッド・リバイバルの中で爛熟したバラッド詩は、先行作品の人物や構造を模倣しユーモラスな効果を狙って作り変えるパロディ化の傾向を示したが、『マンク』のバラッド詩も例外ではなかった。先述した Parreaux の調査によれば、1799年3月の *The Monthly Visitor* 誌には「勇者アロンゾと美しいイモジン」のパロディ “A baker so gay and his lady so sweet” が掲載され、同年6月には “Young Damon and Phillis” というパロディが刊行されたという。<sup>13)</sup> さらに注目したいのは、ルイス自らが「勇者アロンゾと美しいイモジン」をパロディ化した模倣詩 “Giles Jollup the Grave and Brown Sally Green” を書き、1798年の第4版に「勇者アロンゾと美しいイモジン」の詩の脚注として付けていることである。色黒のサリーは薬剤師のジャイルズを裏切って結婚式を挙げる。「もしも私があなたを裏切ったら、あなたの亡霊が婚礼の宴会で食べ過ぎた花嫁に下剤をのませて、墓場へ連れて行くでしょう」というジャイルズへの誓いを破り、花嫁サリーは婚礼の宴会で休むことなく食べ続け、そこに1時の鐘が鳴る。鐘の音とともにジャイルズの亡霊が現れ、サリーの裏切りを非難する。

And now the roast beef had been blessed by  
the priest,

To cram now the guests had begun:

Tooth and nail like a wolf fell the bride on  
the feast;

Nor yet had the clash of her knife and fork  
ceased,

When a bell ('twas a dustman's) tolled —  
“one!” (st. 7)

“Behold me, thou jilt-flirt! behold me!” he  
cried;

“You've broken the faith which you gavel  
God grants, that, to punish your falsehood

and pride,

Over-eating should give you a pain in your  
side:

Come, swallow this rhubarb! I'll physic the  
bride,

And send her well-dosed to the grave!”  
(st. 13)<sup>14)</sup>

サリーが誓った通りに、ジャイルズは下剤をのませて花嫁を異界へと連れ去るといふ、抱腹絶倒のパロディが仕立てられている。サリーのアイディアの出所は『マンク』のコミック・リリーフ的な役どころ、アントニアの叔母レオネラではないか。彼女がようやく見つけた結婚相手は薬剤師であった。

ゴシック・バラッド詩のパロディ化について、A. B. Friedman は次のように述べている。

The Gothic ballads were only possible because an era of enlightenment separated them from the period when demons, witches, and miscellaneous apparitions were taken seriously. They could not have been written, and certainly they would not have been read with pleasure, at a time when such supernatural manifestations were felt as a real presence. By the same token, the balladists had no real faith in their ghostly imaginings; indeed, their conscious intention was to create something “spooky,” not to inspire their readers with awe. Necessarily, therefore, there is an air of insincerity and self-consciousness about these ballads that makes them totter precariously on the brink of burlesque, and their feverish sensationalism does not help their balance.<sup>15)</sup>

フリードマンによれば、ゴシック・バラッドが成立したのは、超自然現象が真剣に受け取られなくなった啓蒙の時代だからこそであり、バラッド詩人たちの創作は何かしら気味が悪いものを描くということを自覚した上での行為であるから、結果的にその精神がパレースクやパロディへ行き着くまでにそれほど時間はかからないという。とすれば、ルイスは、ゴシシズムの模倣の行き着く先のパロディを自ら率先して示したことになる。

パロディ・バラッド詩まで視野に入れば、ゴシシ

ズムと模倣の結びつきは半ば必然的であることが明らかになったと思われる。意図的な模倣を前提として公言し、パロディ化を孕む小説『マンク』のゴシズムは、模倣という芸術行為が産んだ作品と位置付けることができる。

Accepted date 2011年1月12日

【注】

- 1) 本稿は、日本バラッド協会第3回会合（京都大学吉田キャンパス，2010年3月28日）でのシンポジウム「小説の中のバラッド—ルイス，シェリー，ハーディ，カシュナーはどのようにバラッドを使ったか—」において，中島が担当した「ゴシズムと模倣—*The Monk*とバラッド詩—」に加筆修正したものである。
- 2) 本稿中の伝承バラッドの引用はF. J. Child, ed., *The English and Scottish Popular Ballads*, 5vols. (1965; rpt. New York: Dover Publications, Inc., 2003)による。作品名後の数字とアルファベットはチャイルド番号と版を示す。
- 3) 本稿中の伝承バラッドの翻訳は，中島久代・薮下卓郎・山中光義監修，バラッド研究会翻訳『全訳チャイルド・バラッド』全3巻（音羽書房鶴見書店，2005-06年）による。
- 4) *The Penguin Book of German Verse*, introduced and ed. Leonard Forster (Harmondsworth : Penguin, 1959) 184-85.
- 5) Sir Walter Scott, ed., *Minstrelsy of the Scottish Border*, ed. Thomas Henderson (London : Harrap, 1931) 550-51.
- 6) William Hazlitt, *Lectures on the English Comic Writers* (New York : Wiley and Putnam, 1845) 150.
- 7) André Parreaux, *The Publication of the Monk: A Literary Event 1796-1798* (Paris: Didier, 1960) 50-52.
- 8) Parreaux 53.
- 9) Richard Steele, "The History of Santon Barsisa", *The Gaurdian* 148 (Monday 31 August 1713), cited in M. G. Lewis, *The Monk*, ed. D. L. Macdonald & Kathleen Scherf (Canada : Broadview Press, 2004) 366.
- 10) Samuel Richardson, *Clarissa; or The History of a Young Lady* (1747-8), ed. Angus Ross (Harmondsworth : Penguin, 2004) 1218.
- 11) Cf. *The Monk*, ed. Macdonald & Scherf; Sydney M. Cogner, *Matthew G. Lewis, Charles Robert Maturin and the Germans* (New York : Arno Press, 1980).
- 12) *Minstrelsy* 552.
- 13) Parreaux 57.
- 14) M. G. Lewis, *Tales of Terror and Wonder* (London : G-Routledge, 1887) 129-30.
- 15) Albert B. Friedman, *The Ballad Revival: Studies in the Influence of Popular on Sophisticated Poetry* (Chicago UP, 1961) 289-90.



## 九州共立大学研究紀要の投稿に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第3条の規定により紀要の投稿について定めるものである。
- 2 九州共立大学研究紀要は本学の研究活動の紹介を主な目的とする。
- 3 刊行回数は年1回とし、必要に応じて増刊できるものとする。
- 4 投稿者は本学の教職員及び教職員の紹介のあった者とする。
- 5 筆頭著者として投稿できる論文の数は、1本のみとする。
- 6 研究紀要に投稿できる論文は、総説、原著、実践的研究、資料、評論、各種報告、寄稿、書評及び紀要委員会（以下「本委員会」と略す。）が認めたものとする。
  - (1) 総説Review Paper  
各々の研究領域においてすでに出版された文献をまとめ、ある種の展望を示し、または体系的に整理したもの。
  - (2) 原著Original Paper  
独創性が高く、学術（科学）論文として完結しているもの。
  - (3) 実践的研究Practical Research  
症例研究、事例研究など実践現場に即した研究。
  - (4) 資料Research Paper  
国民の平均寿命や感染症の国別分布など資料そのものに価値のある研究。
  - (5) 評論Criticism  
他者の研究や活動について専門家の立場から意見を述べたもの。
  - (6) 各種報告Report  
特別教育研究費等による成果や海外研修・国内研修等の成果を報告したもの。
  - (7) 寄稿Contributed Paper  
本学の教育・研究の推進に寄与するため特に寄稿された論文。
  - (8) 書評Book Review  
刊行された書物の内容を批評・紹介したもの。特に本学の教職員の出版物あるいは本学教員の専門領域にかかわる書籍。
  - (9) その他  
前記8項目に分類されない論文で、本委員会において紀要掲載にふさわしいと判断されたもの。
- 7 論文の執筆は九州共立大学研究紀要論文執筆に関する申し合わせに従い、本委員会の定めた日時までに提出すること。
- 8 論文の著作権は執筆者に帰属するが、今後の機関リポジトリの進展によっては、執筆者の同意のもとで大学ホームページ上に公開することがある。
- 9 原稿の提出は原則としてワードプロセッサにより作成されたもので、プリントアウトされた原稿2部（執筆要領2参照）と電子媒体を図書館業務課に提出すること。
- 10 6(1)及び(2)に該当する論文の査読を希望する場合は、本申し合わせ第8項に定める原稿のほか、論文の種類、表題、表紙を含む論文の総ページ数、図及び表の枚数のみを記載した表紙を含む原稿2部を添えて提出すること。
- 11 別刷は50部を無料贈呈するが、それ以上必要とする場合は実費を著者が負担する。また、刷り上がり8頁を超えるもの、特殊な印刷（写真等）を必要とするものも著者が実費を負担する。
- 12 投稿された論文が投稿に関する申し合わせ及び執筆に関する申し合わせを満たしているかを本委員会において審査する。投稿に関する申し合わせあるいは執筆に関する申し合わせに規定されている内容を満たしていない場合は、投稿された論文に対して書き直しを求めることがある。
- 13 この投稿に関する申し合わせに定めるものの他、投稿、編集及び刊行に関して必要な事項は本委員会

において決定する。

附則

1. この申し合わせは平成22年7月28日から施行する。

## 九州共立大学研究紀要執筆に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第8条の規定により紀要の執筆要領について定めるものである。
- 2 原稿の執筆については次の要領による。
  - (1) 原稿には表紙を付し、論文の種類、表題、著者名及び著者の所属先を和文と英文で、ランニングタイトルを本文の言語で、連絡先となる著者とその宛先、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記載する。また、表紙を含む原稿の総枚数、図及び表の枚数を記載する。
  - (2) 原稿は図、表、写真及び抄録を含め、刷り上がり8頁以内を原則とし、次の書式に従うものとする。
    - a. 原稿はA4版縦置き横書きとし、和文の場合は12ポイントの明朝体、全角で1行40字、1ページ30行、英文の場合は12ポイント程度の活字を用いてダブルスペースで作成する。
    - b. 和文原稿は、常用漢字、現代かなづかいを用い、句読点及びカッコは1字相当とする。
    - c. 単位は原則として国際単位系を用いる。
  - (3) 総説と原著には要約 (Abstract) とキーワードをつける。要約は本文が和文、英文のいずれの場合も英文とし、2-(2)-aに従い200~500語で作成する。キーワードは英文で3~5語とする。またキーワードは要約の最後に段を変えて明記し、これらは表紙の次に独立ページとしとして配置する。
  - (4) 原著の本文項目の順序は、原則的に緒言 (はじめに)、方法、結果、考察 (謝辞、注釈)、引用・参考文献の順とし、小項目に見出しを付ける場合は、1. 2. …, 1) 2) …, (1)(2)…, ①②…の順とする。
  - (5) 本文中で引用・参考文献に言及した場合、末尾の引用・参考文献に照合する番号をつける。また、著者名を表記する場合は3名以上の共著の場合、「ら」、「et al.」を用いて省略する。
 

(例)

    - ・…に発現すると考えられている<sup>5)</sup>。
    - ・…については1例が松本ら<sup>12)</sup>により報告されているが…
  - (6) 図表は原則として英文で作成し、番号はFig. 1, Table 1と表記する。またすべての図表は原稿末尾に図、表の順にまとめ、原稿1枚につき図表1編のみとする。本文には挿入する箇所の欄外に朱書きで指定する。
    - (7) 原図はそのまま製版可能なものとする。
    - (8) 参考・引用文献は、本文中の引用順に番号 (片カッコ) を付け、掲載順序は下記a.及びb.に従って記載する。巻数、発行年 (西暦年)、カッコ及び欧文は半角とする。欧文雑誌名は、正式な省略形がある場合のみ省略形を用いる。
      - a. 雑誌から引用する場合
 

著者名 (共著者はコンマ(,)) で続け、全員を掲載 (西暦発行年) : 論文表題. 掲載雑誌名, 巻数 (号数を示す場合は巻数の後に (号数)), 始頁—終頁.

(例)

        - 1) 森本茂, 加茂冬美(1990) : 単一運動単位の活動電位にみられる電気緊張性電位成分. 体力科学, 39, 126—132.
        - 2) Morimoto, S. & Kamo, M. (1990) : Appearance of electrotonic component in human motor unit potentials. Jpn. J. Phys. Fitness Sports Med., 39,126-132.
      - b. 単行本から引用する場合
 

引用頁の書き方は、1頁のみのときはp. (小文字のpの後にピリオド)、複数頁のときはpp. (小文字のppの後にピリオド)、引用箇所が限定できないときの総ページ数をPp. (大文字のPと小文字のpの後にピリオド) として記載する。

① 著書

著者名 (共著者はコンマ(,)) で続け、3名以上の場合には他で略す (西暦発行年) : 書名. 版数 (必要な場合), 発行所, 発行地 (欧文の場合), 始頁—終頁.

(例)

        - 1) 山本敏行, 他 (2002) : 新しい解剖生理学. 改訂第10版, 南江堂, p.141.
        - 2) Rowell, L. B. (1993) : Human Cardio -vascular Control, Oxford University Press, New York, pp.86—87.

## ② 編集書・監修書

執筆者名（共著者はコンマ(,)で続け、3名以上の場合は他et al.で略す）（西暦発行年）：章名, 編集者名（編）, 書名, 版数（必要な場合）, 発行所, 発行地（欧文の場合）, 始頁—終頁.

（例）

- 1) 中澤公孝, 政二慶(2006) : 4.筋を活動させる神経機序, 福永哲夫（編）, 筋の科学事典—構造・機能・運動—, 朝倉書店, pp.165-166.
- 2) Segal, S. S. & Bearden, S. E. (2006): Chapter14 Organization and Control of Circulation to Skeltal Muscle, Tipton, C. M. (edt.), ACSM' s Advanced Exercise Physiology, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, p.345.

## ③ 翻訳書

カタカナ著者名（共著者はコンマ(,)で続け、3名以上の場合は他で略す）（翻訳者名）（西暦発行年）：書名, 版数（必要な場合）, 発行所, 始頁—終頁.（原著者名（発行年）：原書名, 発行所, 発行地）.

（例）

- 1) ギャロウ, J. S., 他（細谷憲政監修代表）(2004) : ヒューマン・ニュートリション—基礎・食事・臨床—, 第10版, 医歯薬出版, pp.173-174. (Garrow, J. S. et al. (2000) : Human Nutrition and Dietetics, Churchill Livingstone, Edinburgh).
- (10) 原稿と電子媒体は, A4版の封筒に入れ, 封筒の表に原稿の種類, 表題, 著者名, 連絡責任者, 原稿の総枚数, 図の枚数, 表の枚数, 別刷りの希望枚数を記入する（英文原稿の場合は表題のみ英語表記で他は日本語, 日本語原稿の場合はすべて日本語で記載する）.
- (11) 初校と2校の校正は, 執筆者によって行なわれ, 編集委員会の指定した期日内に終えなければならない. 3校の校正は編集委員会が行なう. 校正による大幅な原稿の修正は認めない.

## 附則

1. この申し合わせは平成22年7月28日から施行する.

紀要委員

---

委員長

森 川 壽 人

経済学部

水 本 正 人  
進 本 眞 文  
ダニエル・ドロークス

工学部

鈴 木 要  
鄰 曙 光  
生地 文 也  
田 中 雄 二  
森 元 史 朗

スポーツ学部

古 市 勝 也  
長 谷 川 伸  
富 田 純 史  
島 屋 八 生

業務課

古 賀 進

---

---

平成23年3月30日印刷

平成23年3月31日発行

発行者 九州共立大学  
〒807-8585  
福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

編集者 九州共立大学紀要委員会

印刷所 有限会社 秀文社印刷  
〒804-0013  
福岡県北九州市戸畑区境川二丁目3-3

---

2011  
**Study Journal of  
 Kyushu Kyoritsu University**  
 First issue (No.1 Vol.1)

## CONTENTS

## Prefatory note

Hiroyuki FUKUHARA

..... (1)

## Original Paper

Toshihiro OKUDA

Consciousness of Using Kana in Shoku-Nihongi-Senmyo ..... (3)

Yang XU

A study about the civil liability of the certified public accountant

— The development process in China— ..... (11)

Keiko KIYAMA

The ideal and form of modern dance ..... (23)

Shigeru YASUDA, Sota NAKANO, Shinji UNO, Satoru KUBOTA, Sayaka TATEHASHI,

Hiroshi KARIYAMA and Kunihiro TANAKA

The necessity of the welfare map in the population aging society and

utility of the GIS use. .... (29)

Masaru NARITOMI, Yuuki HAGIO, Kumi ONODA, Shinichi TAKEUCHI and Shigeru YASUDA

Creation of the biotope and the change of the biological diversity environment

and the protection of the endangered plant. .... (35)

Hisayo NAKASHIMA

Gothicism and Imitation —Literary Ballads in *The Monk* — ..... (43)